供給約款変更認可申請書

関 西 電 力 株 式 会 社

供給約款変更認可申請書

関客発第　43　号
平成 24 年 11 月 26 日

経済産業大臣　枝　野　幸　男　殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
取締役社長 八　木　　誠

電気事業法第19条第１項の規定により次のとおり供給約款の変更の認可を受けたいので申請します。

変更の内容	別紙　電気供給約款のとおりであります。
実施期日	平成　25　年　4　月　1　日

別　紙

電 気 供 給 約 款

平成 25 年 4 月 1 日　実施

関 西 電 力 株 式 会 社

電　気　供　給　約　款
目　　次

Ⅰ　総　　則

1　適　　用……1

2　供給約款の認可および変更……1

3　定　　義……1

4　単位および端数処理……3

5　実　施　細　目……4

Ⅱ　契約の申込み

6　需給契約の申込み……5

7　需給契約の成立および契約期間……5

8　需　要　場　所……6

9　需給契約の単位……7

10　供　給　の　開　始……8

11　供　給　の　単　位……8

12　承　諾　の　限　界……8

13　需給契約書の作成……9

Ⅲ　契約種別および料金

14　契　約　種　別……10

15　定　額　電　灯……10

16　従　量　電　灯……12

17　臨　時　電　灯……17

18　公　衆　街　路　灯……20

19　低　圧　電　力……25

20　臨　時　電　力……29
21　農 事 用 電 力……31

Ⅳ　料金の算定および支払い

22　料金の適用開始の時期……34
23　検　　針　　日……34
24　料金の算定期間……35
25　使用電力量の計量……35
26　料 金 の 算 定……37
27　日　割　計　算……38
28　料金の支払義務および支払期日……39
29　料金その他の支払方法……40
30　延　滞　利　息……42
31　保　　証　　金……42

Ⅴ　使用および供給

32　適正契約の保持……44
33　力 率 の 保 持……44
34　需要場所への立入りによる業務の実施……44
35　電気の使用にともなうお客さまの協力……45
36　供 給 の 停 止……46
37　供給停止の解除……47
38　供給停止期間中の料金……47
39　違　　約　　金……48
40　供給の中止または使用の制限もしくは中止……48
41　制限または中止の料金割引……48
42　損害賠償の免責……49

43　設 備 の 賠 償……50

Ⅵ　契約の変更および終了

44　需給契約の変更……51
45　名 義 の 変 更……51
46　需給契約の廃止……51
47　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算……52
48　解　　約　　等……54
49　需給契約消滅後の債権債務関係……54

Ⅶ　供給方法および工事

50　需給地点および施設……56
51　架 空 引 込 線……57
52　地 中 引 込 線……58
53　連 接 引 込 線 等……59
54　中高層集合住宅等への供給方法……60
55　引 込 線 の 接 続……60
56　計量器等の取付け……60
57　専 用 供 給 設 備……61

Ⅷ　工 事 費 の 負 担

58　一般供給設備の工事費負担金……63
59　特別供給設備の工事費負担金……65
60　供給設備を変更する場合の工事費負担金……66
61　特別供給設備等の工事費の算定……66
62　工事費負担金の申受けおよび精算……67
63　臨 時 工 事 費……69

64　需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け……70

Ⅸ　保　　安

65　保 安 の 責 任……71
66　調　　査……71
67　調 査 等 の 委 託……71
68　調査に対するお客さまの協力……72
69　保安に対するお客さまの協力……72
70　検査または工事の受託……73
71　自家用電気工作物……73

附　　則……75

別　　表……81

Ⅰ　総　　則

1　適　　用

⑴　当社が，一般の需要（特定規模需要および特定電気事業が開始された供給地点における需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は，この電気供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。

⑵　この供給約款は，当社の供給区域である次の地域に適用いたします。

滋賀県，京都府，大阪府，奈良県，和歌山県，兵庫県（一部を除きます。），福井県の一部，岐阜県の一部，三重県の一部

2　供給約款の認可および変更

⑴　この供給約款は，電気事業法第19条第１項の規定にもとづき，経済産業大臣の認可を受けたものです。

⑵　当社は，経済産業大臣の認可を受け，または経済産業大臣に届け出て，この供給約款を変更することがあります。この場合には，電気料金その他の供給条件は，変更後の電気供給約款によります。

3　定　　義

次の言葉は，この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

⑴　低　　圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

⑵　高　　圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

⑶　電　　灯

白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

⑷　小型機器

主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。

⑸　動　　力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

⑹　契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

⑺　契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

⑻　契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

⑼　契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

⑽　夏　　季

毎年７月１日から９月30日までの期間をいいます。

⑾　その他季

毎年10月１日から翌年の６月30日までの期間をいいます。

⑿　再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第16条第１項に定める賦課金をいいます。

⒀　貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

⒁　平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年１月１日から３月31日までの期間，２月１日から４月30日までの期間，３月１日から５月31日までの期間，４月１日から６月30日までの期間，５月１日から７月31日までの期間，６月１日から８月31日までの期間，７月１日から９月30日までの期間，８月１日から10月31日までの期間，９月１日から11月30日までの期間，10月１日から12月31日までの期間，11月１日から翌年の１月31日までの期間または12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日までの期間といたします。）をいいます。

4　単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。

⑴　契約負荷設備の個々の容量の単位は，１ワットまたは１ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

⑵　契約容量の単位は，１キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

⑶　契約電力の単位は，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし，低圧電力，臨時電力または農事用電力については，19（低圧電力）⑷を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは，契約電力を0.5キロワットといたします。

⑷　使用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

⑸　力率の単位は，１パーセントとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

⑹　料金その他の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

5　実 施 細 目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は，この供給約款の趣旨に則り，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ　契約の申込み

6　需給契約の申込み

⑴　お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの供給約款を承認のうえ，次の事項を明らかにして，当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし，軽易な内容のものについては，口頭，電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別，供給電気方式，需給地点，需要場所，供給電圧，契約負荷設備，契約主開閉器，契約容量，契約電力，発電設備，業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法

⑵　契約負荷設備，契約容量および契約電力については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降１年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

⑶　供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社の供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。

⑷　電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7　需給契約の成立および契約期間

⑴　需給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

⑵　契約期間は，次によります。

イ　契約期間は，臨時電灯および臨時電力の場合を除き，需給契約が成立し

た日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　臨時電灯および臨時電力の契約期間は，需給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

8　需 要 場 所

⑴　当社は，原則として，１構内をなすものは１構内を１需要場所とし，これによりがたい場合には，⑵および⑶によります。

なお，１構内をなすものとは，さく，へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって，原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

⑵　当社は，１建物をなすものは１建物を１需要場所とし，これによりがたい場合には，⑶によります。

なお，１建物をなすものとは，独立した１建物をいいます。ただし，複数の建物であっても，それぞれが地上または地下において連結され，かつ，各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は，１建物をなすものとみなします。また，看板灯，庭園灯，門灯等建物に付属した屋外電灯は，建物と同一の需要場所といたします。

⑶　構内または建物の特殊な場合には，次によります。

イ　居住用の建物の場合

１建物に会計主体の異なる部分がある場合で，次のいずれにも該当するときは，各部分をそれぞれ１需要場所とすることができます。この場合には，共用する部分を原則として１需要場所といたします。

⑴　各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。

㈡　各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。

㈢　各部分が世帯単位の居住に必要な機能を有すること。

ロ　居住用以外の建物の場合

１建物に会計主体が異なる部分があり，かつ，各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている場合で，次のいずれかに該当するときは，各部分をそれぞれ１需要場所とすることができます。

なお，㈡の場合には，共用する部分を原則として１需要場所といたします。

㈠　共用する部分がないこと。

㈡　各部分の所有者が異なること。

ハ　居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

１建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は，ロに準ずるものといたします。ただし，アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は，居住用部分に限りイに準ずるものといたします。

ニ　そ の 他

構内に属さず，かつ，建物から独立して施設される街路灯等の場合は，施設場所を１需要場所とすることができます。

9　需給契約の単位

当社は，次の場合を除き，１需要場所について１契約種別を適用して，１需給契約を結びます。

⑴　１需要場所において，次の２以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の１契約種別（⑵の場合は，２契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの１契約種別，臨時電力，農事用電力

⑵　電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，定額電灯と低圧

電力，または従量電灯のうちの１契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合

10　供給の開始

⑴　当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには，お客さまと協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。

⑵　当社は，天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11　供給の単位

当社は，次の場合を除き，１需給契約につき，１供給電気方式，１引込みおよび１計量をもって電気を供給いたします。

⑴　共同引込線（２以上の需給契約に対して１引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合

⑵　その他技術上，経済上やむをえない場合

12　承諾の限界

当社は，法令，電気の需給状況，供給設備の状況，料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。

13　需給契約書の作成

特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。

Ⅲ　契約種別および料金

14 契約種別

契約種別は，次のとおりといたします。

需要区分	契約種別	
電灯需要	定額電灯	
	従量電灯	A
		B
	臨時電灯	A
		B
		C
	公衆街路灯	A
		B
		C
電力需要	低圧電力	
	臨時電力	
	農事用電力	

15 定額電灯

⑴　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

⑵　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合には，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

⑶　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

⑷　料　　金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表２（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が38,800円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が38,800円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　需要家料金

需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。

１契約につき	**73円　50銭**

ロ　電灯料金

⑴　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

20ワットまでの１灯につき	**113円　44銭**
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	**191円　18銭**
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	**268円　93銭**
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	**424円　41銭**
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	**424円　41銭**

㈡　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

㈢　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ　小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの１機器につき	**202円　18銭**
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	**339円　26銭**
100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに	**339円　26銭**

16　従量電灯

⑴　従量電灯Ａ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

㈠　使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が６キロボルトアンペア未満であること。

㈡　１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，最大需要容量と契約電力との合計（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

㈢　定額電灯を適用できないこと。

ただし，１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，㈠および㈢に該当し，かつ，㈡の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　最大需要容量

最大需要容量が６キロボルトアンペア未満であることの決定は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

ニ　料　　金

料金は，その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が38,800円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃

料価格が38,800円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	１契約につき最初の15キロワット時まで	**339円　15銭**
電力量料金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの１キロワット時につき	**20円　59銭**
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	**27円　08銭**
	300キロワット時をこえる１キロワット時につき	**30円　62銭**

ホ　そ の 他

当社は，最大需要容量が６キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

⑵　従量電灯Ｂ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

⑴　契約容量が６キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であること。

⑵　１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約容量と契約電力との合計（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし，１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，⑴に該当し，かつ，⑵の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがありま

す。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約容量

㈠　契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，別表３（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の６キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

㈡　お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には，契約容量は，㈠にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表８（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された

値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

ホ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が38,800円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が38,800円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

⑴　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	**378円　00銭**

⑵　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	**18円　29銭**
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	**22円　68銭**
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	**25円　76銭**

17 臨 時 電 灯

⑴ 臨時電灯Ａ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が３キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　料　　金

料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって１日につき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が38,800円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が38,800円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	**7円　88銭**
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	**15円　75銭**
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	**15円　75銭**
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	**157円　50銭**
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	**157円　50銭**

ニ　そ の 他

㈠　当社は，原則として供給設備を常置いたしません。

㈡　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ａを適用いたします。

㈢　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

⑵　臨時電灯Ｂ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

㈠　最大需要容量が６キロボルトアンペア未満であること。

㈡　臨時電灯Ａを適用できないこと。

ロ　料　　金

料金は，その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２

（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が38,800円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が38,800円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最　低 料　金	１契約につき最初の15キロワット時まで	**593円　25銭**
電力量 料　金	上記をこえる１キロワット時につき	**33円　68銭**

ハ　そ の 他

⑷　当社は，原則として供給設備を常置いたしません。

⑷　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ｂを適用いたします。

⑷　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ａに準ずるものといたします。

⑶　臨時電灯Ｃ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，契約容量が６キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が38,800円を下回る場合は，別表２（燃料

費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が38,800円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

㈠　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	**420円　00銭**

㈡　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**28円　33銭**

ハ　そ の 他

㈠　当社は，原則として供給設備を常置いたしません。

㈡　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ｃを適用いたします。

㈢　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｂに準ずるものといたします。

18　公衆街路灯

⑴　公衆街路灯Ａ

イ　適用範囲

公衆のために，一般道路，橋，公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯，消火せん標識灯，交通信号灯，海空路標識灯その他こ

れに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が１キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，昼間にも継続して使用されるものについては，お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Ｂを適用することがあります。

ロ　料　　金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表２（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が38,800円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が38,800円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

⑴　需要家料金

需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。

１契約につき	**66円　15銭**

⑵　電灯料金

ａ　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

20ワットまでの１灯につき	**102円　73銭**
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	**173円　96銭**
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	**245円　20銭**
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	**387円　66銭**
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	**387円　66銭**

b　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

⑵　小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの１機器につき	**183円　28銭**
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	**307円　76銭**
100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに	**307円　76銭**

ハ　そ の 他

その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

⑵　公衆街路灯Ｂ

イ　適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

㈠　使用する負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が６キロボルトアンペア未満であること。

㈡　公衆街路灯Ａを適用できないこと。

ロ　料　　金

料金は，その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が38,800円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が38,800円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最　低 料　金	１契約につき最初の15キロワット時まで	**302円　40銭**
電力量 料　金	上記をこえる１キロワット時につき	**19円　56銭**

ハ　そ の 他

その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ａに準ずるものといたします。

⑶　公衆街路灯Ｃ

イ　適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で，契約容量が６キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

ロ　契約容量

契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が38,800円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が38,800円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

⑷　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	**346円　50銭**

㈡　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**17円　01銭**

ニ　そ の 他

その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｂに準ずるものといたします。

19　低 圧 電 力

⑴　適用範囲

動力を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ　契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ　１需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は，最大需要容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし，１需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

⑵　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトとし，

周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

⑶　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

⑷　契約電力

イ　契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の㈠の係数を乗じてえた値の合計に㈡の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は別表８（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定いたします。

㈠　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	100パーセント
	次の２台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

㈡　㈠によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ　お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には，契約電力は，イにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表８（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

⑸　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が38,800円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が38,800円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本

料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	**1,029円　00銭**

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また，計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され，遠隔操作での検針（以下「遠隔検針」といいます。）により確認できる場合は，その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	**15円　98銭**	**14円　53銭**

ハ　力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表６（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が，85パーセントを上回る場合（(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を５パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，基本料金を５パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，別表７（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント，取り付けてないものについては80パーセント，電熱器については100パーセントといたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみ

なします。

ニ　そ の 他

時報用または警報用のみに使用する場合は,基本料金のみといたします。この場合の力率は，85パーセントとみなします。

⑹　そ の 他

変圧器，発電設備等を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

20　臨 時 電 力

⑴　適用範囲

動力を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

⑵　契約電力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

⑶　料　　金

契約電力が，５キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし，５キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ　定額制供給の場合

料金は，次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の料金は，契約電力が１キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表２（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が38,800円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し

引いたものとし，別表２（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が38,800円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

契約電力１キロワット１日につき	**191円　31銭**

ロ　従量制供給の場合

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が38,800円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が38,800円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

⑷　基本料金

基本料金は，１月につき19（低圧電力）⑸イの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，19（低圧電力）⑸イの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

⑸　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の

比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また，計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され，遠隔検針により確認できる場合は，その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	**19円　17銭**	**17円　44銭**

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，従量制供給の場合に限り，低圧電力に準じて適用いたします。

⑷　そ の 他

イ　当社は，原則として供給設備を常置いたしません。

ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは，臨時電力を適用いたします。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

21　農事用電力

⑴　適用範囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

⑵　契約電力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

⑶　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促

進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が38,800円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が38,800円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

イ　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，１回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は，半額といたします。また，１年の基本料金の合計は，最低保証料金（電気を使用する場合の基本料金の２月分とし，その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力１キロワットにつき	**598円　50銭**

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また，計量器の

付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され，遠隔検針により確認できる場合は，その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	**11円　73銭**	**10円　66銭**

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，低圧電力に準ずるものといたします。

(4)　そ の 他

イ　お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は，契約使用期間を変更いたします。

ロ　お客さまが電気の使用を休止される場合には，当社は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

Ⅳ　料金の算定および支払い

22　料金の適用開始の時期

料金は，需給開始の日から適用いたします。ただし，あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては，供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き，原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

23　検　針　日

検針日は，次により，実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

⑴　検針は，お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに行ないます。ただし，非常変災の場合等やむをえない事情のあるときは，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。

⑵　お客さまが不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

⑶　当社は，次の場合には，⑴にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。

イ　需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ　その他特別の事情がある場合で，あらかじめお客さまの承諾をえたとき。

⑷　⑶イの場合で，検針を行なわなかったときは，需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

⑸　⑶ロの場合で，検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月につい

ては，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

24　料金の算定期間

⑴　料金の算定期間は，前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

⑵　定額制供給の場合または25（使用電力量の計量）⑺の場合の料金の算定期間は，⑴に準ずるものといたします。この場合，⑴にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は，契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

25　使用電力量の計量

⑴　使用電力量の計量は，電力量計の読みによるものとし，料金の算定期間における使用電力量は，次の場合ならびに⑸および⑹の場合を除き，検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は，原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。

イ　23（検針日）⑵の場合の使用電力量は，前回の検針の結果によるものとし，次回の検針の結果の１月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし，26（料金の算定）⑴イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に

契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ　23（検針日）⑷の場合，需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし，26（料金の算定）⑴イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

ハ　23（検針日）⑷の場合で，計量器の付属装置に需給開始の直後の検針日の計量値が記録され，需給開始の直後の検針日以降に遠隔検針により確認できるときは，ロにかかわらず，その値により，需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の使用電力量を算定いたします。ただし，26（料金の算定）⑴イ，ロまたはハに該当する場合は，料金の計算上区分すべき日の計量値によりそれぞれの料金の算定期間の使用電力量を算定いたします。

ニ　23（検針日）⑸の場合の使用電力量は，原則として，前回の検針の結果の１月平均値によるものとし，次回の検針の結果の１月平均値によって精算いたします。ただし，26（料金の算定）⑴イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

⑵　計量器の読みは，次によります。

イ　指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし，指針が目盛りの中間を示す場合は，その値が小さい目盛りによるものといたします。

ロ　乗率を有しない場合は，整数位までといたします。

ハ　乗率を有する場合は，最小位までといたします。

⑶　使用電力量は，供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

⑷　当社は，検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

⑸　計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における使用電力量は，⑹の場合を除き，取付けおよび取外しした電力量計ごとに⑴に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

⑹　計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量は，別表９（使用電力量の協定）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

⑺　従量制供給のお客さまについて，検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は，別表９（使用電力量の協定）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

26　料金の算定

⑴　料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「１月」として算定いたします。

イ　電気の供給を開始し，再開し，休止し，もしくは停止し，または需給契約が消滅した場合

ロ　契約種別，契約負荷設備，契約容量，契約電力，力率等を変更したことにより，料金に変更があった場合

ハ　24（料金の算定期間）⑴の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

⑵　料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

27 日 割 計 算

⑴ 当社は，26（料金の算定）⑴イ，ロまたはハの場合は，次により料金を算定いたします。

イ 基本料金，最低料金，定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は，別表10（日割計算の基本算式）⑴イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表10（日割計算の基本算式）⑴ハにより算定いたします。ただし，従量電灯，臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂの料金適用上の電力量区分については，別表10（日割計算の基本算式）⑴ロにより日割計算をいたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表10（日割計算の基本算式）⑴ニにより算定いたします。

ニ イ，ロおよびハによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。

⑵ 26（料金の算定）⑴イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，休止日，停止日および消滅日を除きます。

また，26（料金の算定）⑴ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

⑶ 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は，その前後の力率にもとづいて，別表10（日割計算の基本算式）⑴イにより日割計算をいたします。

⑷ 当社は，日割計算をする場合には，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

28　料金の支払義務および支払期日

⑴　お客さまの料金の支払義務は，次の日に発生いたします。

イ　従量制供給の場合は，検針日といたします。ただし，23（検針日）⑷の場合の料金または25（使用電力量の計量）⑴イもしくはニにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし，また，25（使用電力量の計量）⑹の場合は，料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお，25（使用電力量の計量）⑺の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

ロ　定額制供給の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力の場合は，契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。

ハ　29（料金その他の支払方法）⑹の場合は，当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。

ニ　需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。ただし，従量制供給の場合で，特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。

ホ　農事用電力のお客さまの１年の基本料金の合計が最低保証料金を下回る場合に申し受ける料金は，その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は，その検針日といたします。）といたします。

⑵　お客さまの料金は，支払期日までに支払っていただきます。

⑶　支払期日は，支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし，当社が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は，検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

なお，支払期日が日曜日または銀行法第15条第１項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または休日に該当するときは，さらにその翌日といたします。

⑷　公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで，それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は，当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は，⑶にかかわらず，それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

29　料金その他の支払方法

⑴　料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお，料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は，次によります。

イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。

ハ　お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき，そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

⑵　お客さまが料金を⑴イ，ロまたはハにより支払われる場合は，次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ　⑴イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ　⑴ロにより支払われる場合は，料金がその金融機関等に払い込まれたとき。

ハ　⑴ハにより支払われる場合は，料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

⑶　当社は，⑴にかかわらず，当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて，債権回収会社が指定した様式により，料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合，⑵にかかわらず，債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

⑷　料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

⑸　23（検針日）⑷の場合，需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は，需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

⑹　料金については，当社は，当社に特別の事情がある場合で，あらかじめお客さまの承諾をえたときには，⑴にかかわらず，当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

⑺　料金については，当社は，お客さまが希望される場合には，あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

なお，当社は，前受金について利息を付しません。

⑻　臨時電灯，臨時電力および農事用電力については，当社は，従量制供給の場合は予納金を，定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には，これらは使用に先だって支払っていただきます。

なお，予納金および前払金は，原則として予想月額料金の３月分に相当する金額をこえないものとし，使用開始後の料金に順次充当いたします。この

場合，充当後の残額はお返しいたします。

また，当社は，予納金および前払金について利息を付しません。

30 延滞利息

⑴ お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には，当社は，支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし，料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は，この限りではありません。

⑵ 延滞利息は，その算定の対象となる料金から，消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお，消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \frac{5}{105}$$

⑶ 延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

31 保 証 金

⑴ 当社は，お客さまが次のいずれかに該当する場合には，供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ　支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ　新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，次のいずれかに該当するとき。

(イ)　他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ)　支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

(2)　予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は，お客さまの負荷率，操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

(3)　当社は，保証金の預かり期間を２年以内で設定いたします。

なお，(4)により保証金を預けていただく場合は，そのときからあらためて２年以内の預かり期間を設定いたします。

(4)　当社は，需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には，保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合，保証金の利息をもって充当し，なお充当すべき金額があるときは，保証金より充当し，その残額をお返しいたします。また，当社は，あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

(5)　当社は，次により，保証金に利息を付します。

イ　利息は，年0.2パーセントの単利とし，円未満の端数は切り捨てます。

ロ　利息を付す期間は，預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし，当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は，その期間は利息を付す期間から除きます。

(6)　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には，保証金に利息を付してお返しいたします。

Ⅴ　使用および供給

32　適正契約の保持

当社は，お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には，すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

33　力率の保持

⑴　需要場所の負荷の力率は，原則として，電灯契約のお客さまについては90パーセント以上，その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。

⑵　お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお，進相用コンデンサは，別表７（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。

34　需要場所への立入りによる業務の実施

当社は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

⑴　需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計，施工，改修または検査

⑵　69（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務

⑶　不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

⑷　計量器の検針または計量値の確認

⑸　36（供給の停止），46（需給契約の廃止）⑴または48（解約等）により必要な処置

⑹　その他この供給約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

35　電気の使用にともなうお客さまの協力

⑴　お客さまの電気の使用が,次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし，とくに必要がある場合には，供給設備を変更し，または専用供給設備を施設して，これにより電気を使用していただきます。

イ　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合

⑵　お客さまが発電設備を当社の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，⑴に準ずるものといたします。また，この場合は，法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。），その他の法令等にしたがい，当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続してい

ただきます。

36　供給の停止

⑴　お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ　お客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し，または亡失して，当社に重大な損害を与えた場合

ハ　55（引込線の接続）に反して，当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合

⑵　お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお，この場合には，供給停止の５日前までに予告いたします。

イ　お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ　この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，違約金，工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

⑶　お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ　公衆街路灯または農事用電力の場合で，契約された用途以外の用途に電

気を使用されたとき。

ホ　低圧電力の場合で，電灯または小型機器を使用されたとき。

ヘ　農事用電力の場合で,契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。

ト　34（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

チ　35（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

⑷　お客さまがその他この供給約款に反した場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

37　供給停止の解除

36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われ，かつ，当社に電気の供給の再開を申し出ていただいたときには，当社は，すみやかに（次の場合を含みません。）電気の供給を再開いたします。

⑴　非常変災の場合

⑵　夜間（午後10時から午前９時までの時間をいいます。）の場合で，要員の配置等の事情により，やむをえないとき。

⑶　その他特別の事情がある場合

38　供給停止期間中の料金

36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を27（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。ただし，定額電灯，従量電灯Ａおよび公衆街路灯のお客さまについては，停止期間中の料金を申し受けません。

39 違　約　金

⑴　お客さまが36（供給の停止）⑶ロからへまでに該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の３倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。

⑵　⑴の免れた金額は，この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

⑶　不正に使用した期間が確認できない場合は，６月以内で当社が決定した期間といたします。

40　供給の中止または使用の制限もしくは中止

⑴　当社は，次の場合には，供給時間中に電気の供給を中止し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。

イ　異常渇水等により電気の需給上やむをえない場合

ロ　当社の電気工作物に故障が生じ，または故障が生ずるおそれがある場合

ハ　当社の電気工作物の修繕，変更その他の工事上やむをえない場合

ニ　非常変災の場合

ホ　その他保安上必要がある場合

⑵　⑴の場合には，当社は，あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし，緊急やむをえない場合は，この限りではありません。

41　制限または中止の料金割引

⑴　当社は，40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）⑴によって，定額電灯，従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合には，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は，

そのお客さまについては割引いたしません。

イ　割引の対象

定額電灯については需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金，従量電灯Ａについては最低料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金，その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合は，その適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし，26（料金の算定）⑴イ，ロまたはハの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

ロ　割 引 率

１月中の制限し，または中止した延べ日数１日ごとに４パーセントといたします。

ハ　制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は，１日のうち延べ１時間以上制限し，または中止した日を１日として計算いたします。

⑵　⑴による延べ日数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに３日前までにお知らせして行なう制限または中止は，１月につき１日を限って計算に入れません。この場合の１月につき１日とは，１暦月の１暦日における１回の工事による制限または中止の時間といたします。

⑶　臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても⑴および⑵に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

42　損害賠償の免責

⑴　40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）⑴によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社

の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

⑵ 36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または48（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

⑶ 漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

43 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。

⑴ 修理可能の場合

修理費

⑵ 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

Ⅵ　契約の変更および終了

44　需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

45　名義の変更

相続その他の原因によって，新たなお客さまが，それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電気の使用を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，当社が文書による申出を必要とするときを除き，口頭，電話等により申し出ていただきます。

46　需給契約の廃止

⑴　お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。

当社は，原則として，お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

⑵　需給契約は，48（解約等）および次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ　当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ　当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

47　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算

お客さま（定額電灯，従量電灯Ａ，臨時電灯，公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が，契約容量または契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

⑴　契約容量または契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合

イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

ロ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について，63（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

⑵　契約容量または契約電力を増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合

イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，63（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

⑶　契約容量または契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ　当社は，供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について，63（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

⑷　契約容量または契約電力を増加された日以降１年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容

量または契約電力を下回る場合は，増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ　当社は，供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について，63（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

48 解　約　等

⑴　36（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。

なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。

⑵　お客さまが，46（需給契約の廃止）⑴による通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

49 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅

いたしません。

Ⅶ　供給方法および工事

50　需給地点および施設

⑴　電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は，当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。

⑵　需給地点は，需要場所内の地点とし，当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし，次の場合には，お客さまと当社との協議により，需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。

イ　山間地，離島にある需要場所等，当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合

ロ　当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合

ハ　１建物内の２以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

ニ　52（地中引込線）⑷により地中引込線によって電気を供給する場合

ホ　その他特別の事情がある場合

⑶　需給地点に至るまでの供給設備は，当社の所有とし，工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き，当社の負担で施設いたします。

なお，当社は，お客さま（共同引込線による引込みで電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に施設する引込線，変圧器，接続装置等の供給設備の施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。

⑷　付帯設備（⑶によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し，または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。この場合には，当社が付帯設備を

無償で使用できるものといたします。

51　架空引込線

⑴　当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には，原則として，架空引込線によるものとし，お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは，当社が施設いたします。この場合には，引込線取付点は，当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって，堅固に施設できる点をお客さまと当社との協議によって定めます。

⑵　需給地点から引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。

⑶　引込線を取り付けるためお客さまの需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。

⑷　当社は，お客さまの承諾をえて，次により，お客さまの引込小柱を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。

イ　当社は，お客さまの引込小柱を使用して，他のお客さまへの引込線を施設いたします。この場合，その引込小柱から最短距離の場所にあるお客さまの建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし，その引込線および引込小柱の管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また，需給地点は，お客さまへ引き込むための引込線の終端に変更いたします。

ロ　イにより当社が管理を行なう引込線または引込小柱を改修し，または撤去する場合は，当社が工事を行なうものとし，この場合に生ずる撤去材料は，お客さまにお返しいたします。また，これにともない新たに施設される場合の引込線または引込小柱は，当社の所有とし，当社の負担で施設いたします。

52　地中引込線

⑴　架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上，経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で，当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには，次のイまたはロの最も電源側に近い接続点までを当社が施設いたします。

イ　お客さまが需要場所内に施設する開閉器，断路器または接続装置の接続点

ロ　当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお，当社は，お客さまの土地または建物に接続装置を施設することがあります。

⑵　⑴により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は，当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり，原則として，地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず，かつ，安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，これ以外の場合には，需要場所内の地中引込線は，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。

イ　お客さまの構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所

ロ　建物の３階以下にある場所

ハ　その他地中引込線の施設上特殊な工法，材料等を必要としない場所

⑶　当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なう場合の付帯設備は，次のものをいいます。

イ　鉄管，暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物

ロ　お客さまの土地または建物に施設されるハンドホール

ハ　その他イまたはロに準ずる設備

⑷　接続を架空引込線によって行なうことができる場合で，お客さまの希望によりとくに地中引込線によって行なうときには，地中引込線は，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。ただし，当社が，保安上または保守上適当と認めた場合は，⑴に準じて接続を行ないます。この場合，当社は，59（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

53　連接引込線等

⑴　当社は，建物の密集場所等特別の事情がある場所では，連接引込線（１需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線による引込みで電気を供給することがあります。この場合，当社は，分岐装置をお客さまの土地または建物に施設することがあります。

なお，お客さまの電気設備との接続点までは，当社が施設いたします。

⑵　当社は，お客さまの承諾をえて，次により，お客さまの引込口配線を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。

イ　当社は，お客さまの引込口配線から分岐して，他のお客さまへの連接引込線を施設いたします。この場合，その引込口配線の終端までは共同引込線とし，その管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また，需給地点は，当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。

ロ　イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し，または撤去する場合は，当社が工事を行なうものとし，この場合に生ずる撤去材料は，お客さまにお返しいたします。また，これにともない新たに施設される共同引込線は，当社の所有とし，当社の負担で施設いたします。

54　中高層集合住宅等への供給方法

中高層集合住宅等の場合で，１建物内の２以上の需要場所に電気を供給するときには，当社は，原則として共同引込線による１引込みで電気を供給いたします。

なお，技術上その他やむをえない場合は，当社は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し，電気を供給いたします。この場合，変圧器の２次側接続点までは，当社が施設いたします。

55　引込線の接続

当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は，当社が行ないます。

なお，お客さまの希望によって引込線の位置変更工事をする場合には，当社は，実費を申し受けます。

56　計量器等の取付け

⑴　料金の算定上必要な計量器（電力量計等をいいます。），その付属装置（計量器箱，変成器，変成器箱，変成器の２次配線，通信装置，通信回線等をいいます。）および区分装置（時間を区分する装置等をいいます。）は，契約電力等に応じて当社が選定し，かつ，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。ただし，計量器の情報等を伝送するために当社がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。

なお，次の場合には，お客さまの所有とし，お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。

イ　お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合

ロ　変成器の２次配線等で，当社規格以外のケーブルを必要とし，またはお客さまの希望によりとくに長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合

⑵　計量器，その付属装置および区分装置の取付位置は，適正な計量ができ，かつ，検針，検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（原則として屋外といたします。）とし，お客さまと当社との協議によって定めます。

また，集合住宅等の場合で，お客さまの希望によって計量器，その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには，お客さまと当社との協議により，あらかじめ鍵の提出等解錠に必要な協力を行なっていただくことがあります。

⑶　計量器，その付属装置および区分装置の取付場所は，お客さまから無償で提供していただきます。また，⑴によりお客さまが施設するものについては，当社が無償で使用できるものといたします。

⑷　当社は，計量器の情報等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には，当社が無償で使用できるものといたします。

⑸　お客さまの希望によって計量器，その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合には，当社は，実費を申し受けます。

⑹　16（従量電灯）⑴ホによって取り付ける装置については，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。この場合，その取付位置は，原則として屋外とし，取付場所は，お客さまから無償で提供していただきます。

57　専用供給設備

⑴　当社は，次の場合には，59（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けてお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。

イ　お客さまがとくに希望され，かつ，他のお客さまへの供給に支障がないと認められる場合

ロ　35（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合

ハ　お客さまの施設の保安上の理由，または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により，特定のお

客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合

⑵　⑴の専用設備は，需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤，継電器およびその変電所の供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限ります。ただし，特別の事情がある場合は，供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（１次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。

⑶　当社は，供給設備を２以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし，⑴イの場合は，次に該当する場合で，いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。

イ　２以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で，いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望されるとき。

ロ　お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

Ⅷ　工事費の負担

58　一般供給設備の工事費負担金

⑴　お客さまが新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル，地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには，当社は，その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。

区　分	単　　位	金　額
架空配電設備の場合	超過こう長１メートルにつき	**3,255円**
地中配電設備の場合	超過こう長１メートルにつき	**25,620円**

なお，張替えまたは添架を行なう場合は，架空配電設備についてはその工事こう長の60パーセント，地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。

⑵　工事費負担金の対象となる供給設備は，需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器またはこれに相当する機器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。

⑶　工事費負担金は，需給契約ごとに算定いたします。ただし，１需要場所において２以上の需給契約を結ぶ場合は，需要場所ごとに算定いたします。

⑷　２以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。

イ　２以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は，その代表のお客さまによる１申込みとみなして算定いたします。この場合，無償こう長は，⑴の無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたしま

す。

ロ　2以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は，お客さまごとに算定いたします。この場合，それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長については，共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまが単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を，新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。

(5)　架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合の(1)の超過こう長は，次により算定いたします。

イ　地中配電設備の超過こう長は，地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

ロ　架空配電設備の超過こう長は,架空配電設備の工事こう長といたします。ただし，地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は，次によります。

$$\text{架空配電設備の超過こう長} = \text{架空配電設備の工事こう長} - \left(\text{地中配電設備の無償こう長} - \text{地中配電設備の工事こう長}\right) \times \frac{\text{架空配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の無償こう長}}$$

(6)　次の言葉は，Ⅷ（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

イ　配電設備

発電所または変電所から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい，電線，引込線，変圧器およびこれらを支持し，または収納する工作物（支持物，がいし，支線，暗きょ，管等をいいます。）を含みます。

ロ　工事こう長

別表11（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）

にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい，実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお，単位は，１メートルとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

⑺ Ⅷ（工事費の負担）の各項において，契約電力等を増加される場合とは，次の値が増加する場合をいいます。

イ　定額電灯，従量電灯Ａ，臨時電灯Ａ，臨時電灯Ｂ，公衆街路灯Ａおよび公衆街路灯Ｂの場合の負荷設備の総容量

ロ　契約容量

ハ　契約電力

なお，供給電気方式を交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は，契約電力等を増加されるものとみなします。

59　特別供給設備の工事費負担金

お客さまが新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として申し受けます。

⑴ お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は，標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額

なお，標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合とは，次のいずれかに該当する場合をいいます。

イ　お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる電線，支持物または変圧器等を施設する場合

ロ　架空配電設備で電気を供給できるにもかかわらず，地中配電設備を施設する場合

ハ　標準設計による配電設備以外の配電設備から電気の供給を受ける場合

ニ　その他お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合

また，この場合も58（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

⑵　57（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額

なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，57（専用供給設備）⑵によるものといたします。

60　供給設備を変更する場合の工事費負担金

⑴　新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで，お客さまの希望によって供給設備を変更する場合（お客さまとの電気の需給に直接関係する場合に限ります。）は，55（引込線の接続）または56（計量器等の取付け）によって実費を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

⑵　35（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

61　特別供給設備等の工事費の算定

59（特別供給設備の工事費負担金）および60（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は，次により算定いたします。

⑴　工事費は，お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，次により算定した標準設計工事費といたします。

イ　標準設計工事費は，工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛りの合計額といたします。

ロ　材料費は，払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって

算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

ハ　撤去工事がある場合は，イにより算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

ニ　お客さまの希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は，63（臨時工事費）に準じて算定いたします。

⑵　お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，⑴に準じて算定いたします。

⑶　59（特別供給設備の工事費負担金）⑴の場合で，その工事費を58（一般供給設備の工事費負担金）⑴に定める超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは，⑴および⑵にかかわらず，標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも58（一般供給設備の工事費負担金）⑴にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

⑷　当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して電気を供給する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

イ　鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

ロ　管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

62　工事費負担金の申受けおよび精算

⑴　当社は，工事費負担金を工事着手前に申し受けます。ただし，お客さまに特別の事情がある場合は，工事費負担金を工事着手後に申し受けることがあ

ります。この場合，需給開始日までに申し受けます。

⑵　お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費負担金に関する必要な事項について，工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。

⑶　工事費負担金は，次の場合には，工事完成後すみやかに精算するものといたします。

イ　58（一般供給設備の工事費負担金）にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。

㈠　設計変更等により，架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合

㈡　その他特別の事情により，工事費負担金に差異が生じた場合

ロ　59（特別供給設備の工事費負担金）（58〔一般供給設備の工事費負担金〕の超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は，イに準ずるものといたします。）および60（供給設備を変更する場合の工事費負担金）にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。

㈠　設計変更により，電柱（鉄塔，鉄柱を含みます。），電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合，または主要材料の数量の変更（架空引込線を除きます。）の差異が5パーセントをこえる場合

㈡　設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）

㈢　その他特別の事情により，工事費負担金に著しい差異が生じた場合

⑷　当社は，お客さまの承諾をえて，専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお，その変更が供給設備を施設してから10年以内に行なわれる場合は，その専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

⑸　居住用の分譲地として整備された地域等において，原則として１年以内にすべての建物が施設される場合で，すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには，当社は，施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される58（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申し受けます。

また，工事費負担金契約書に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は，共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても，施設された配電設備に応じたものといたします。

63　臨時工事費

⑴　17（臨時電灯）または20（臨時電力）によって電気の供給を受けるお客さまのために新たに供給設備を施設する場合には，当社は，新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を，臨時工事費として，原則として工事着手前に申し受けます。

なお，撤去後の資材の残存価額は，変圧器，開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント，その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。

⑵　臨時工事費を申し受ける場合は，58（一般供給設備の工事費負担金），59（特別供給設備の工事費負担金）および60（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。

⑶　新たに施設する供給設備のうち，当社が将来の需要等を考慮して常置し，かつ，無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。

⑷　臨時工事費の精算は，62（工事費負担金の申受けおよび精算）⑶ロの場合

に準ずるものといたします。

64　需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後，お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は，当社は，要した費用の実費を申し受けます。

なお，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に多額の費用を要したときは，その実費を申し受けます。

Ⅸ 保　　安

65 保安の責任

当社は，需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について，保安の責任を負います。

66 調　　査

⑴ 当社は，法令で定めるところにより，お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

なお，係員は，所定の証明書を提示いたします。

⑵ 調査は，次の事項について行ないます。ただし，必要がないと認められる場合には，その一部を省略することがあります。

イ　絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定

ロ　接地抵抗値の測定

ハ　点検

⑶ 当社は，⑴の調査の結果，技術基準に適合していると認めるときはその旨を，適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を，お客さまにお知らせいたします。

なお，調査結果の通知は，調査年月日，係員，調査についての照会先等を記載した文書により，原則として調査時に行ないます。

67 調査等の委託

⑴ 当社は，66（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。

⑵ 当社は，⑴によって委託した場合には，委託先の名称，所在地および委託

した業務内容等を記載した文書等により，お客さまにお知らせいたします。

68　調査に対するお客さまの協力

⑴　お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には，その工事が完成したとき，すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。

⑵　当社は，66（調査）⑴により調査を行なうにあたり，必要があるときは，お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

69　保安に対するお客さまの協力

⑴　次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には，当社は，ただちに適当な処置をいたします。

イ　お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ　お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

⑵　お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当社は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

70　検査または工事の受託

⑴　お客さまは，保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことができます。

⑵　⑴の申込みを受けた場合には，当社は，すみやかに検査を行ないます。この場合には，当社は，検査料として実費を申し受けます。ただし，軽易なものについては，無料とすることがあります。

⑶　お客さまは，保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。

⑷　⑶の申込みを受けた場合には，当社は，できる限りこれを受託いたします。受託したときには，当社は，実費を申し受けます。ただし，電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては，材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。

71　自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については，この供給約款のうち次のものは，適用いたしません。

⑴　66（調査）

⑵　67（調査等の委託）

⑶　68（調査に対するお客さまの協力）

⑷　70（検査または工事の受託）

附　　則

附　　則

1　この供給約款の実施期日

この供給約款は，平成25年４月１日から実施いたします。

2　需要場所についての特別措置

⑴　適　　用

イ　８（需要場所）⑴に定める１構内または８（需要場所）⑵に定める１建物（以下「原需要場所」といいます。）において，ロに定める特例設備を新たに使用する際に，ロに定める特例設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからこの特別措置の適用の申出がある場合で，次のいずれにも該当するときは，８（需要場所）にかかわらず，当分の間，１原需要場所につき，ロ㈠または㈡それぞれ１特例区域等に限り，１需要場所といたします。

㈠　特例区域等にロに定める特例設備以外の負荷設備がないこと。また，ロ㈡に定める特例設備の場合は，原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）においてロ㈡に定める特例設備以外の負荷設備があること。

㈡　次の事項について，非特例区域等のお客さまの承諾をえていること。

ａ　非特例区域等について，８（需要場所）に準じて需要場所を定めること。

ｂ　当社が特例区域等における業務を実施するため，34（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には,正当な理由がない限り,立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

㈢　特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

㈣　特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されてい

ること。

㈱　当社が非特例区域等における業務を実施するため，34（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ　特例設備は，次のものをいいます。

㈠　急速充電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第１項第１号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

㈡　認定発電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第１項第２号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

⑵　工事費の負担

特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，これにともない新たに供給設備を施設するときには，当社は，58（一般供給設備の工事費負担金）または59（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお，Ⅷ（工事費の負担）の適用については，59（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準ずるものといたします。

3　再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置

お客さまが再生可能エネルギー特別措置法附則第９条第１項に定める電気の使用者に該当する場合で，当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。

⑴　⑵の場合を除き，この供給約款実施の日から平成25年４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，

別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶にかかわらず，零円といたします。

⑵　定額制供給の場合は，⑴に準ずるものといたします。この場合，⑴にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力で，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，⑴にいう検針日は，応当日といたします。

4　従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

⑴　従量電灯のお客さまで，共同住宅（１建物に２以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため，１需給契約を結んでいる場合の料金は，当分の間，次のいずれかに該当する場合を除いて，⑵により算定いたします。

なお，この場合，お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ　１建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ　１建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても，各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

⑵　料金は，16（従量電灯）⑴ニおよび⑵ホにかかわらず，各戸ごとに従量電灯Ａを適用したものとみなして，１月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に，各戸数を乗じてえた金額といたします。

5　農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に変更前の電気供給約款（以下「旧供給約款」といいます。）附則５（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け，脱穀調整用電力を毎年，一定期間を限り，30日以上継続

して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。

⑴　契約電力

契約電力は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

⑵　料　　金

料金は，１年（毎年４月１日から起算いたします。）につき次によって算定された金額および定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

契約電力 / 契約使用期間	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
最初の３０日まで	4,302円56銭	6,077円48銭	9,540円16銭	13,049円34銭	2,222円51銭
30日をこえる１日につき	34円01銭	47円05銭	96円43銭	148円14銭	58円70銭

ただし，別表２（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が38,800円を下回る場合は，定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が38,800円を上回る場合は，定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。この場合，基準単価は，次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
１日につき	29銭７厘	59銭４厘	1円18銭８厘	1円78銭２厘	59銭４厘

⑶　支払義務発生日

料金の支払義務発生日は，契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

⑷　その他の事項については，本則の農事用電力に準ずるものといたします。

6　この供給約款の実施にともなう切替措置

⑴　この供給約款実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては，26（料金の算定）および27（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。

⑵　旧供給約款15（料金）の遅収料金，旧供給約款29（料金の支払義務および支払期限）および旧供給約款36（供給の停止）⑵については，料金の算定期間の最終日がこの供給約款実施の日の前日までとなる料金に適用いたします。

⑶　28（料金の支払義務および支払期日），30（延滞利息）および36（供給の停止）⑵については，料金の算定期間の最終日がこの供給約款実施の日以降となる料金に適用いたします。

別　　表

別　　表

1　再生可能エネルギー発電促進賦課金

⑴　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第16条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし，電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

⑵　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ　⑴に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，ロの場合を除き，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の３月の検針日から翌年の３月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ　定額制供給の場合は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力で，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，イにいう検針日は，応当日といたします。

⑶　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次により算定いたします。

なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

⑺　定額制供給の場合

a　定額電灯および公衆街路灯Ａ

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約負荷設備ごとの⑴に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b　臨時電灯Ａおよび臨時電力

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約種別ごとの⑴に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

⑵　従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量に⑴に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａ，臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂのお客さまについては，最低料金適用電力量までは，最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

なお，最低料金適用電力量とは，１契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第１項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。

⑴　⑵の場合を除き，お客さまからの申出の直後の３月の検針日から翌年の３月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第３項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減

免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

㈺　定額制供給の場合は，㈠に準ずるものといたします。この場合，㈠にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力で，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，㈠にいう検針日は，応当日といたします。

2　燃料費調整

⑴　燃料費調整額の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.2313

β＝0.3006

γ＝0.5039

なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入

いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

⑴　１キロリットル当たりの平均燃料価格が38,800円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (38{,}800\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{⑵の基準単価}}{1{,}000}$$

⑵　１キロリットル当たりの平均燃料価格が38,800円を上回り，かつ，58,200円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 38{,}800\text{円}) \times \frac{\text{⑵の基準単価}}{1{,}000}$$

⑶　１キロリットル当たりの平均燃料価格が58,200円を上回る場合

平均燃料価格は，58,200円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (58{,}200\text{円} - 38{,}800\text{円}) \times \frac{\text{⑵の基準単価}}{1{,}000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

⑴　各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，⑵の場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月31日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から４月30日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から５月31日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から６月30日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から７月31日までの期間	その年の９月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年６月１日から８月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から９月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年８月１日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年９月１日から11月30日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年10月１日から12月31日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間
毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間

⑵　定額制供給の場合は，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整

単価適用期間は，㈠に準ずるものといたします。この場合，㈠にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力で，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，㈠にいう検針日は，応当日といたします。

ニ　燃料費調整額

㈠　定額制供給の場合

ａ　定額電灯および公衆街路灯Ａ

燃料費調整額は，ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

ｂ　臨時電灯Ａおよび臨時電力

燃料費調整額は，ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

㈡　従量制供給の場合

燃料費調整額は，その１月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａ，臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂのお客さまについては，最低料金適用電力量までは，最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお，最低料金適用電力量とは，１契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

⑵　基準単価

基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ　定額制供給の場合

㈠　定額電灯および公衆街路灯Ａ

基準単価は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

電灯	20ワットまでの１灯につき	**１円40銭３厘**
	20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	**２円80銭６厘**
	40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	**４円20銭８厘**
	60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	**７円01銭４厘**
	100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	**７円01銭４厘**
小型機器	50ボルトアンペアまでの１機器につき	**２円09銭５厘**
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	**４円19銭１厘**
	100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに	**４円19銭１厘**

㈡　臨時電灯Ａ

基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，１日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	**５銭７厘**
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	**11銭３厘**
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	**11銭３厘**
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	**１円13銭１厘**
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	**１円13銭１厘**

㈢　臨時電力

基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は，契約電力が１キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力１キロワット１日につき	**１円18銭９厘**

ロ　従量制供給の場合

㈠　従量電灯Ａ，臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂ

基準単価は，次のとおりといたします。

最　低 料　金	１契約につき最初の15キロワット時まで	**２円70銭９厘**
電力量 料　金	上記をこえる１キロワット時につき	**18銭１厘**

㈡　㈠以外の場合

基準単価は，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	**18銭１厘**

⑶　燃料費調整単価等の掲示

当社は，⑴イの各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格および⑴ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

3　契約負荷設備の総容量の算定

⑴　差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，次によって算定された値にもとづき，契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ　電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合，最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ　電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

㈠　住宅，アパート，寮，病院，学校および寺院

1差込口につき　50ボルトアンペア

㈡　㈠以外の場合

1差込口につき　100ボルトアンペア

⑵　⑴により，契約負荷設備の総容量を算定することが不適当と認められる場合は，別表4（標準容量換算表）による負荷設備容量に単体500ボルトアンペア以上の小型機器容量を加算したものといたします。ただし，寮，アパート等は，建物構造を参考に協議決定いたします。

4　標準容量換算表

取付灯数による負荷設備容量は，次のとおりといたします。

なお，多灯式けい光灯は，管数にかかわらず１灯とし，コンセント，分岐ソケットおよびテーブルタップは，差込口の数を取付灯数に算入いたします。

（単位：キロボルトアンペア）

取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量	
	住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用
以下10	1.4	1.7	42	4.2	4.7	74	5.3	6.2	106	6.4	7.6
12	1.7	2.0	44	4.3	4.8	76	5.4	6.3	108	6.5	7.7
14	2.1	2.4	46	4.3	4.9	78	5.5	6.3	110	6.6	7.8
16	2.5	2.8	48	4.4	5.0	80	5.5	6.4	112	6.6	7.9
18	2.7	3.0	50	4.5	5.1	82	5.6	6.5	114	6.7	8.0
20	3.0	3.2	52	4.6	5.2	84	5.7	6.6	116	6.8	8.1
22	3.1	3.3	54	4.6	5.3	86	5.7	6.7	118	6.9	8.2
24	3.2	3.5	56	4.7	5.3	88	5.8	6.8	120	6.9	8.3
26	3.3	3.6	58	4.8	5.4	90	5.9	6.9	122	7.0	8.4
28	3.4	3.7	60	4.8	5.5	92	5.9	7.0	124	7.1	8.5
30	3.5	3.9	62	4.9	5.6	94	6.0	7.1	126	7.1	8.5
32	3.6	4.0	64	5.0	5.7	96	6.1	7.2	128	7.2	8.6
34	3.8	4.2	66	5.0	5.8	98	6.2	7.3	130	7.3	8.7
36	3.9	4.3	68	5.1	5.9	100	6.2	7.4	132	7.3	8.8
38	4.0	4.5	70	5.2	6.0	102	6.3	7.4	134	7.4	8.9
40	4.1	4.6	72	5.3	6.1	104	6.4	7.5	136	7.5	9.0

取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量	
	住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用
138	7.5	9.1	178	8.9	10.9	218	10.3	12.7	258	11.7	14.6
140	7.6	9.2	180	9.0	11.0	220	10.4	12.8	260	11.8	14.7
142	7.7	9.3	182	9.1	11.1	222	10.5	12.9	262	11.9	14.8
144	7.8	9.4	184	9.1	11.2	224	10.5	13.0	264	11.9	14.8
146	7.8	9.5	186	9.2	11.3	226	10.6	13.1	266	12.0	14.9
148	7.9	9.5	188	9.3	11.4	228	10.7	13.2	268	12.1	15.0
150	8.0	9.6	190	9.4	11.5	230	10.8	13.3	270	12.1	15.1
152	8.0	9.7	192	9.4	11.6	232	10.8	13.4	272	12.2	15.2
154	8.1	9.8	194	9.5	11.6	234	10.9	13.5	274	12.3	15.3
156	8.2	9.9	196	9.6	11.7	236	11.0	13.6	276	12.4	15.4
158	8.2	10.0	198	9.6	11.8	238	11.0	13.7	278	12.4	15.5
160	8.3	10.1	200	9.7	11.9	240	11.1	13.7	280	12.5	15.6
162	8.4	10.2	202	9.8	12.0	242	11.2	13.8	282	12.6	15.7
164	8.5	10.3	204	9.8	12.1	244	11.2	13.9	284	12.6	15.8
166	8.5	10.4	206	9.9	12.2	246	11.3	14.0	286	12.7	15.8
168	8.6	10.5	208	10.0	12.3	248	11.4	14.1	288	12.8	15.9
170	8.7	10.6	210	10.0	12.4	250	11.4	14.2	290	12.8	16.0
172	8.7	10.6	212	10.1	12.5	252	11.5	14.3	292	12.9	16.1
174	8.8	10.7	214	10.2	12.6	254	11.6	14.4	294	13.0	16.2
176	8.9	10.8	216	10.3	12.7	256	11.7	14.5	296	13.1	16.3

取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量	
	住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用
298	13.1	16.4	324	14.0	17.6	350	14.9	18.8	376	15.8	20.0
300	13.2	16.5	326	14.1	17.7	352	15.0	18.9	378	15.9	20.0
302	13.3	16.6	328	14.2	17.8	354	15.1	19.0	380	16.0	20.1
304	13.3	16.7	330	14.2	17.9	356	15.1	19.0	382	16.0	20.2
306	13.4	16.8	332	14.3	17.9	358	15.2	19.1	384	16.1	20.3
308	13.5	16.9	334	14.4	18.0	360	15.3	19.2	386	16.2	20.4
310	13.5	16.9	336	14.4	18.1	362	15.3	19.3	388	16.3	20.5
312	13.6	17.0	338	14.5	18.2	364	15.4	19.4	390	16.3	20.6
314	13.7	17.1	340	14.6	18.3	366	15.5	19.5	392	16.4	20.7
316	13.7	17.2	342	14.7	18.4	368	15.6	19.6	394	16.5	20.8
318	13.8	17.3	344	14.7	18.5	370	15.6	19.7	396	16.5	20.9
320	13.9	17.4	346	14.8	18.6	372	15.7	19.8	398	16.6	21.0
322	14.0	17.5	348	14.9	18.7	374	15.8	19.9	400	16.7	21.1

5　負荷設備の入力換算容量

(1)　照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は，次のイ，ロ，ハおよびニによります。

イ　けい光灯

	換　算　容　量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×150パーセント	管灯の定格消費電力（ワット）×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×200パーセント	

ロ　ネオン管灯

2次電圧（ボルト）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ　スリームラインランプ

管の長さ（ミリメートル）	換　算　容　量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999以下	40	40
1,149以下	60	60
1,556以下	70	70
1,759以下	80	80
2,368以下	100	100

ニ　水 銀 灯

出力（ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60以下	80	170	70
80以下	100	190	90
100以下	150	200	130
125以下	160	290	145
200以下	250	400	230
250以下	300	500	270
300以下	350	550	325
400以下	500	750	435
700以下	800	1,200	735
1,000以下	1,200	1,750	1,005

⑵　誘導電動機

イ　単相誘導電動機

(イ)　出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は，換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ロ)　出力がワット表示のものは，次のとおりといたします。

出力（ワット）	換算容量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35以下	—	160	出力（ワット）×133.0パーセント
45以下	—	180	
65以下	—	230	
100以下	250	350	
200以下	400	550	
400以下	600	850	
550以下	900	1,200	
750以下	1,000	1,400	

ロ　3相誘導電動機

換算容量（入力〔キロワット〕）
出力（馬力）　×　93.3パーセント
出力（キロワット）×　125.0パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は，次によります。

なお，レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は，いずれか大きい換算容量といたします。

<table>
<tr><th>装置種別（携帯型および移動型を含みます。）</th><th>最高定格管電圧
(キロボルトピーク)</th><th>管電流
(短時間定格電流)
(ミリアンペア)</th><th>換算容量(入力)
(キロボルトアンペア)</th></tr>
<tr><td>治療用装置</td><td></td><td></td><td>定格1次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。</td></tr>
<tr><td rowspan="15">診察用装置</td><td rowspan="8">95キロボルトピーク以下</td><td>20ミリアンペア以下</td><td>1</td></tr>
<tr><td>20ミリアンペア超過　30ミリアンペア以下</td><td>1.5</td></tr>
<tr><td>30ミリアンペア超過　50ミリアンペア以下</td><td>2</td></tr>
<tr><td>50ミリアンペア超過　100ミリアンペア以下</td><td>3</td></tr>
<tr><td>100ミリアンペア超過　200ミリアンペア以下</td><td>4</td></tr>
<tr><td>200ミリアンペア超過　300ミリアンペア以下</td><td>5</td></tr>
<tr><td>300ミリアンペア超過　500ミリアンペア以下</td><td>7.5</td></tr>
<tr><td>500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下</td><td>10</td></tr>
<tr><td rowspan="4">95キロボルトピーク超過100キロボルトピーク以下</td><td>200ミリアンペア以下</td><td>5</td></tr>
<tr><td>200ミリアンペア超過　300ミリアンペア以下</td><td>6</td></tr>
<tr><td>300ミリアンペア超過　500ミリアンペア以下</td><td>8</td></tr>
<tr><td>500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下</td><td>13.5</td></tr>
<tr><td rowspan="2">100キロボルトピーク超過125キロボルトピーク以下</td><td>500ミリアンペア以下</td><td>9.5</td></tr>
<tr><td>500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下</td><td>16</td></tr>
<tr><td rowspan="2">125キロボルトピーク超過150キロボルトピーク以下</td><td>500ミリアンペア以下</td><td>11</td></tr>
<tr><td>500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下</td><td>19.5</td></tr>
<tr><td rowspan="3">蓄電器放電式診察用装置</td><td colspan="2">コンデンサ容量　0.75マイクロファラッド以下</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">0.75マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下</td><td>2</td></tr>
<tr><td colspan="2">1.5 マイクロファラッド超過 3　マイクロファラッド以下</td><td>3</td></tr>
</table>

⑷　電気溶接機

電気溶接機の換算容量は，次の算式によって算定された値といたします。

イ　日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力（キロワット）＝最大定格１次入力（キロボルトアンペア）

×70パーセント

ロ　イ以外の場合

入力（キロワット）＝実測した１次入力（キロボルトアンペア）

×70パーセント

⑸　そ の 他

イ　⑴，⑵，⑶および⑷によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は，実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし，特別の事情がある場合は，定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ　動力と一体をなし，かつ，動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は，動力とあわせて１契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ　予備設備であることが明らかな電気機器については，契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

6　加重平均力率の算定

加重平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{加重平均力率（パーセント）}=\frac{\dfrac{100}{\text{パーセント}}\times\left\{\begin{array}{l}\text{電熱器}\\\text{総容量}\end{array}\right\}+\dfrac{90}{\text{パーセント}}\times\left\{\begin{array}{l}\text{力率90パーセントの}\\\text{機器総容量}\end{array}\right\}+\dfrac{80}{\text{パーセント}}\times\left\{\begin{array}{l}\text{力率80パーセントの}\\\text{機器総容量}\end{array}\right\}}{\text{機　器　総　容　量}}$$

7　進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は，次のとおりといたします。

⑴　照明用電気機器

イ　けい光灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は，次によります。

使用電圧 （ボルト）	管灯の定格消費電力 （ワット）	コンデンサ取付容量 （マイクロファラッド）
100	10	3.5
	15	4.5
	20	5.5
	30	9
	40	14
	60	17
	80	25
	100	30
200	40	3.5
	60	4.5
	80	5.5
	100	7

ロ　ネオン管灯

変圧器２次電圧 （ボルト）	変圧器容量 （ボルトアンペア）	コンデンサ取付容量 （マイクロファラッド）
3,000	80	20
6,000	100	30
9,000	200	50
12,000	300	50
15,000	350	75

ハ　水 銀 灯

出力（ワット）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	
	100ボルト	200ボルト
50以下	30	7
100以下	50	9
250以下	75	15
300以下	100	20
400以下	150	30
700以下	250	50
1,000以下	300	75

⑵　誘導電動機

イ　個々にコンデンサを取り付ける場合

⑴　単相誘導電動機

電動機定格出力	馬　力	1/8	1/4	1/2	1
	キロワット	0.1	0.2	0.4	0.75
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	使用電圧100ボルト	40	50	75	100
	使用電圧200ボルト	20	20	30	40

⑵　3相誘導電動機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

電動機定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）		10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

ロ　一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって2以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は，各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

⑶　電気溶接機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

イ　交流アーク溶接機

溶接機最大入力（キロボルトアンペア）	3以上	5以上	7.5以上	10以上	15以上	20以上	25以上	30以上	35以上	40以上	45以上50未満
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ　交流抵抗溶接機

イの容量の50パーセントといたします。

⑷　そ の 他

⑴，⑵および⑶によることが不適当と認められる電気機器については，機器の特性に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

8　契約容量および契約電力の算定方法

16（従量電灯）⑵ニ㈡または19（低圧電力）⑷ロの場合の契約容量または契約電力は，次により算定いたします。ただし，契約電力を算定する場合は，力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

⑴　供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1{,}000}$$

なお，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧

は，200ボルトといたします。

⑵　供給電気方式および供給電圧が交流３相３線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1{,}000}$$

9　使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は，原則として次によります。

⑴　過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし，協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約容量または契約電力の変更があった場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ　前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の実日数}} \times \begin{matrix}\text{協定の対象と}\\ \text{なる期間の日数}\end{matrix}$$

ロ　前３月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前３月間の使用電力量}}{\text{前３月間の実日数}} \times \begin{matrix}\text{協定の対象と}\\ \text{なる期間の日数}\end{matrix}$$

⑵　使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

⑶　取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で，取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \begin{matrix}\text{協定の対象と}\\ \text{なる期間の日数}\end{matrix}$$

⑷　参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお，この場合の計量器の取付けは，56（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

⑸　公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100\text{パーセント}+(\pm\text{誤差率})}$$

なお，公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は，次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ　お客さまの申出により測定したときは，申出の日の属する月

ロ　当社が発見して測定したときは，発見の日の属する月

10　日割計算の基本算式

⑴　日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。

イ　基本料金，最低料金，定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金}\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし，26（料金の算定）⑴ハに該当する場合は，

$\dfrac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$は，$\dfrac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦　　日　　数}}$といたします。

ロ　従量電灯，臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂの料金適用上の電力量区分を日割りする場合

⑷　従量電灯Ａ

$$\text{最低料金適用電力量}=15\text{キロワット時}\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，最低料金適用電力量とは，イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 105\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第1段階料金適用電力量とは，15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第2段階料金適用電力量とは，120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 従量電灯B

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第1段階料金適用電力量とは，最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第2段階料金適用電力量とは，120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) 臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

$$\text{最低料金適用電力量} = 15\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，最低料金適用電力量とは，イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

㈡　㈠，㈡または㈢によって算定された最低料金適用電力量，第１段階料金適用電力量および第２段階料金適用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

㈢　26（料金の算定）⑴ハに該当する場合は，㈠，㈡および㈢の

$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は，$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦　　日　　数}}$ といたします。

ハ　日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

㈠　26（料金の算定）⑴イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

㈡　26（料金の算定）⑴ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，低圧電力，臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。

ニ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

㈠　26（料金の算定）⑴イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

㈡　26（料金の算定）⑴ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によ

ります。

⑵　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の⑴イおよびロにいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

⑶　定額制供給の場合または25（使用電力量の計量）⑺の場合は，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅したときの⑴イおよびロにいう検針期間の日数は，⑵に準ずるものといたします。この場合，⑵にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日とし，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は，消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

⑷　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の⑴イおよびロにいう暦日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

⑸　供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，⑴イの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，

電気の供給を停止した日を含み，電気の供給を再開した日は含みません。また，停止日に電気の供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。

11　標準設計基準

⑴　適　　用

イ　この基準は，Ⅷ（工事費の負担）に定める標準設計で施設する場合の工事費の算定に適用いたします。

ロ　この基準に明記していない場合は，電気設備に関する技術基準，その他の法令，当社の設計基準等にもとづき技術的に適当と認められる設計によります。この場合，その設計を標準設計といたします。

ハ　地形上その他周囲の状況からこの基準によりがたいため特別な施設を要する場合は，技術的に適当と認められる設計によります。この場合，その設計を標準設計といたします。

⑵　高圧または低圧電線路

イ　通　　則

⑺　電圧降下の許容限度

高圧または低圧電線路における電圧降下の限度の標準は，次表の値といたします。この場合，電線路は需給地点から当該の需要に電気を供給する発変電所の引出口に設置する断路器もしくはこれに相当する機器または供給用変圧器の負荷側接続点までといたします。

	高　　圧	低　　圧	
公称電圧	6,600ボルト	100ボルト	200ボルト
電圧降下	600ボルト	6ボルト	20ボルト

ただし，既設電線路を利用する場合または他のお客さまと同時に供給

設備を施設する場合は，他のお客さまの電圧降下および法令で定められた電圧維持基準等を考慮して施設いたします。

(ﾛ) 経 過 地

高圧または低圧電線路の経過地は，地形その他用地の事情を考慮して保守および保安に支障のない範囲において，電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ﾊ) 電線路の種類

高圧または低圧電線路は架空電線路といたします。ただし，架空電線路とすることが法令上不可能な場合または技術上，経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合は他の方法によります。

ロ 高圧または低圧架空電線路

(ｲ) 電線路の施設

a 高圧または低圧架空電線路は，単独の電線路を新設する場合，他の架空電線路と併架する場合および電線の張替えによる場合ならびに負荷分割をする場合のうち，線路の保守および保安に支障を来たさない範囲で，最も経済的な方法により施設いたします。

b 高圧架空電線路を単独に施設する場合は，原則として1回線といたします。

(ﾛ) 支持物の種類

高圧または低圧架空電線路の支持物には，原則として，工場打鉄筋コンクリート柱で，無着色のものを使用いたします。ただし，周囲の状況，地形または経済上適当でない場合には，他の支持物を使用することがあります。

(ﾊ) 標準径間

高圧または低圧架空電線路の標準径間は，原則として次表の値といたします。

施　設　地　域	標準径間（メートル）
市　街　地	30～40
そ　の　他	40～50

㈡　支持物の長さ

高圧または低圧架空電線路の支持物の長さは，次表の値を標準といたします。ただし，施設場所の状況により，根入れ，他の工作物との離隔，装柱等の関係から必要な場合は，この長さ以外のものといたします。

施設地域 / 装　柱	市　街　地	そ　の　他
低　　圧	9メートル	9メートル
高　　圧	10メートル	9メートル
高低圧併架	12メートル	11メートル

㈢　が い し

高圧または低圧架空電線路のがいしは，原則として次表のものを使用いたします。

使用箇所 / 電　圧	引通箇所	引留箇所
高　　圧	高圧ピンがいし	高圧耐張がいし
低　　圧	低圧引留がいし	低圧引留がいし
低　圧　引　込	低圧引留がいし	低圧引留がいし 低圧引留三角がいし 低圧引留バインドレスがいし

㈣　電線の種類および太さ

a　高圧または低圧架空電線の導体には，硬銅線を使用いたします。ただし，技術上，経済上不適当な場合は，他の適当な材質のものを使用いたします。

b　高圧または低圧架空電線および高圧または低圧架空引込線には，絶縁電線を使用いたします。

c　電線の太さは，許容電流，電圧降下および機械的強度を考慮して，次表により選定いたします。

架空電線の太さの最低限度

高　　圧	直　径　5.0　ミリメートル
低　　圧	直　径　5.0　ミリメートル
低 圧 引 込	直　径　2.6　ミリメートル

（注）　低圧架空引込線については，特殊なものは，上表にかかわらず2.0ミリメートルを使用することがあります。

電線の種類，太さおよび許容電流

（単位：アンペア）

			単線（ミリメートル）				より線（平方ミリメートル）							
			2.6	3.2	4.0	5.0	5.5	8	14	22	38	60	80	100
高圧絶縁電線	高圧架橋ポリエチレン絶縁電線（ＯＣ）					146							335	
	高圧引下用架橋ポリエチレン絶縁電線（ＰＤＣ）						71							
低圧絶縁電線	屋外用ビニル絶縁電線（ＯＷ）	低圧線				103					153	206		302
		引込線	44	58	78					112	153	206		302
	600ボルトビニル絶縁電線（ＩＶ）		48	62	81				88	115	162	217		298
	引込用ビニル絶縁電線（ＤＶ）	2心	38	50					70	92				
		3心＊	34	44					62	80	113	152		
	600ボルトビニル絶縁ビニルシースケーブル（ＶＶ）		34					43	57	81	113	152		209

＊交流単相3線式の場合は2心の電流を適用する。

(ト) 柱上変圧器の容量

柱上変圧器の容量は，次表により，技術上，経済上適当なものを選定いたします。

容量（キロボルトアンペア）						
10	20	30	50	75	100	133

（注）3相電力負荷に対しては，単相変圧器2台をＶ結線または3台をΔ結線により使用することがあります。

(チ) 開閉器の取付けおよび容量

a　高圧架空電線路を操作または保守するために必要な箇所には，気中

開閉器を施設いたします。ただし，気中開閉器の施設が技術上，経済上不適当な場合には，他の種類の開閉器を施設することがあります。

b　開閉器の容量は，次表により，技術上，経済上適当なものを選定いたします。

容　量（アンペア）	１００　２００　３００　４００

(リ)　その他装柱付属品等に関する事項

a　高圧または低圧架空電線路の装柱は複雑にならないように考慮し，標準装柱は，高圧線は水平配列，低圧線は垂直配列といたします。ただし，付近の樹木や建造物等の状況によっては，他の配列とすることがあります。

b　高圧架空電線路で水平配列する場合のアームは，軽量腕金を使用いたします。また，低圧架空電線路で垂直配列する場合のアームは，ラック金物を使用いたします。

c　支柱，支線柱は，支持物強度の一部を安全に分担できる種類と長さのものを使用いたします。

d　変圧器の１次側に使用する開閉器には，高圧カットアウトを使用いたします。

(ヌ)　特殊地域の施設

a　塩害地域に施設する架空電線路のがいし，柱上変圧器，開閉器等の機器および材料は，耐塩構造のものを使用し，耐塩施設を行ないます。

なお，塩害地域とは，海岸からおおむね２キロメートル以内で，塩害を受ける地域をいいます。

b　雷雨発生のおそれの多い地域に施設する架空電線路には，その程度に応じ，架空地線の施設，避雷器の取付数の増加等の耐雷施設の強化を行ないます。

c　雪害地域については，その程度に応じた対策を実施いたします。

ハ　高圧または低圧地中電線路

⑴　施設方法

高圧または低圧地中電線路の施設方法は，管路式といたします。ただし，次の場合は直接埋設式または暗きょ式によることがあります。

a　直接埋設式

重量車両が通ることなく，かつ，再掘さくが他に支障のない構内等に施設する場合

b　暗きょ式

当該線路を含めて相当多数のケーブルを同一の場所等に施設する場合

⑵　ケーブルの種類および太さ

高圧または低圧地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは，許容電流，短絡電流，電圧降下，施設方法等を考慮して，次表により選定するものといたします。ただし，技術上，経済上やむをえない場合は，他の種類のケーブルを使用することがあります。

なお，ケーブルの許容電流は，日本電線工業会規格の算定方法に準じ，施設条件を考慮して算定いたします。

公称電圧（ボルト）	種　　類	導体の公称断面積（平方ミリメートル）
6,600	架橋ポリエチレンケーブル	38　60　100　150 200　250　325
600		14　22　38　60 100　150　200　250 325　400

⑶　開閉器の施設および容量

a　高圧地中電線路を操作または保守するために必要な箇所には開閉器を施設いたします。

b　容量は次表によります。

容　量（アンペア）	400

㈡　変圧器の施設および容量

変圧器の容量は，次表により，技術上，経済上適当なものを選定いたします。

	容　量（キロボルトアンペア）
単　　相　　用	100　　150
灯　力　共　用	50＋30　75＋50　100＋50

(3)　変電設備

イ　通　　則

電線路の引出設備は，その変電所の他の設備に準じて施設いたします。

ロ　結 線 法

結線および主要機器取付台数は，次表を標準といたします。

区　分		結　線　法	機　器　名	台　数
高圧	補助母線付	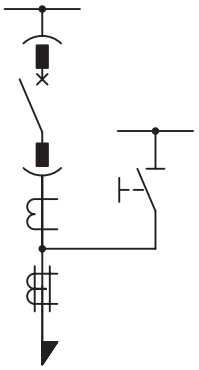	プラグイン形しゃ断器 断路器 変流器 零相変流器 配電盤	1台 1台 2台 1台 1式
	切替断路器付	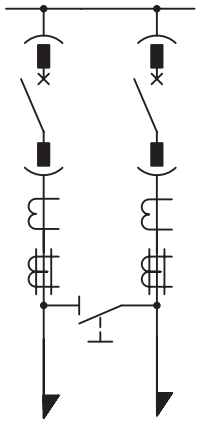	プラグイン形しゃ断器 断路器 変流器 零相変流器 配電盤	1台 1台 2台 1台 1式

凡　例

プラグイン形しゃ断器	断路器	変流器	零相変流器
	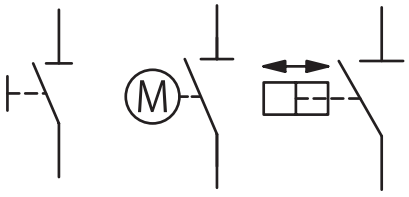		

（注）接地装置については，固体絶縁開閉装置を使用する場合は，線路側に1台設置することがあります。

ハ　しゃ断器

⑴　しゃ断器は，当社で一般的に使用しているもののなかで，その使用回路の公称電圧（以下「回路電圧」といいます。）に応じ，最大負荷時の電流および施工時の系統構成または将来構成されることが予定されている系統構成について計算した短絡電流から判断して，原則として次表のものを選定いたします。

⑵　系統構成は10年程度先を目標といたします。

回路電圧 （キロボルト）	定格電圧 （キロボルト）	定格電流 （アンペア）	定格しゃ断電流 （キロアンペア）	型　　式
6.6	7.2	600	12.5	真空型　ガス型

ニ　断 路 器

⑴　断路器は，当社で一般的に使用しているもののなかで，その回路電圧に応じ，最大負荷時の電流およびその系統で必要な定格短時間電流から判断して，原則として次表のものを選定いたします。

⑵　系統構成は10年程度先を目標といたします。

回路電圧 （キロボルト）	定格電圧 （キロボルト）	定格電流 （アンペア）	定格短時間電流 （キロアンペア）	型　　式
6.6	7.2	600	12.5	三極単投

ホ　計器用変流器

⑴　計器用変流器は，当社で一般的に使用しているもののなかで，その回路電圧に応じ，最大負荷時の電流およびその系統で必要な定格短時間電流から判断して，必要最小のものを選定いたします。

⑵　系統構成は10年程度先を目標といたします。

ヘ　配 電 盤

配電盤には，原則として電流計およびしゃ断器等の操作用開閉器ならび

に運転に必要な装置を取り付けます。また，必要に応じ電力量計，無効電力量計，電圧計等を取り付けます。

ト　保護装置

電線路に短絡または地絡故障を生じた場合に自動的に電路をしゃ断するための保護装置を取り付けます。

なお，原則として各線路には，自動再閉路継電器を施設いたします。

電気事業法施行規則第24条の規定に基づく添付書類

1　変更を必要とする理由

2　新旧料金率比較表および供給条件の変更の内容

3　一般電気事業供給約款料金算定規則様式第１から第８までにより作成した書類

（様式第１）

第１表　営業費総括表

第２表　事業報酬総括表

第３表　控除収益総括表

（様式第２）

第１表　営業費明細表

第２表　事業報酬明細表

第３表　控除収益明細表

（様式第３）８部門整理表

（様式第４）配電費・販売費整理表

（様式第５）

第１表　送電・高圧配電関連費明細表

第２表　送電・高圧配電非関連費明細表

（様式第６）送電・高圧配電関連需要明細表

（様式第６の２）送電・高圧配電非関連需要明細表

（様式第６の４）

第１表　追加事業報酬総括表

第２表　連系設備特別報酬対象額明細表

（様式第７）

第１表　送電・高圧配電関連費及び送電・高圧配電非関連費計算表

第２表　原価等集計表

（様式第８）

第１表　低圧需要原価等と料金収入の比較表

関　西　電　力　株　式　会　社

1　変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

Ⅰ　電気料金の値上げ申請の理由

当社は，東日本大震災以降，徹底的な安全対策を行なうことで，引き続き原子力プラントの再稼動に全力で取り組んでおります。また，電力の安全・安定供給のために，火力発電の焚き増しや長期間停止しておりました海南２号機の再稼動，姫路第一発電所におけるガスタービンの設置など，最大限の供給力確保に努めているところではございますが，その結果，火力燃料費等の負担が大幅に増加しております。

こうした中，当社は新たに「効率化推進部会」を設置し，全社一丸となって，聖域を設けず徹底した経営効率化を推し進めているところでございますが，原子力プラントが再稼動できないことによる火力燃料費等の増加による収支の悪化がこのまま推移すれば，電力の安全・安定供給にも支障をきたす恐れが生じてまいりましたことから，苦渋の決断として，電気料金の値上げを申請させていただく次第でございます。

以下，燃料費を中心とする費用増加の実態と当社の経営効率化への取組み，および電気料金の値上げ申請の必要性について申し上げます。

１．原子力発電所の設備利用率低下による費用の増加

火力燃料調達につきましては，石炭，ＬＮＧ（液化天然ガス），石油それぞれの特性を踏まえた効率的な火力発電を行なうため，発電所の運転状況に応じて必要な燃料を安定確保するとともに，燃料の生産から輸送・受入れに至る燃料調達チェーンの各部においても，調達コストの低減に向けて様々な取組みを推進しております。さらに効率的な電源設備の活用として，堺港発電所の高効率コンバインドサイクル発電方式化や舞鶴発電所２号機の運転開始に加え，姫路第二発電所においても発電効率が世界最高水準となる高効率

コンバインドサイクル発電方式化に取り組んでおり，さらなる燃料費削減に努めてまいります。

しかしながら，平成25年度以降，高浜３，４号機が再稼動すると仮定しても，大幅な原子力の発電電力量の減少による不足分を火力発電の稼働増などにより代替せざるをえない状況にあります。そのため，燃料費は平成25年度から平成27年度の年平均で9,321億円となり，平成20年度の料金原価に比べて4,173億円の増加が避けられない見通しです。

２．徹底した経営効率化の推進による原価低減

当社は，従来から競争力の強化や財務体質の改善を図るべく，絶えず創意工夫を積み重ねることで，電力の安全・安定供給を確保しつつ，経営全般にわたる効率化を積極的に進めてまいりました。

加えて，平成24年４月には「効率化推進部会」を設置し，聖域を設けず徹底した効率化を検討し，より一層のコスト削減を実施することとしております。

電気料金の原価算定期間である平成25年度から平成27年度におきましても，効率化推進部会での取組みをさらに加速させ，全社を挙げて最大限の効率化に取り組むことにより，総額1,553億円のコスト削減を電気料金へ反映しております。

各項目における具体的な効率化については以下のとおりであります。

⑴　人件費

人件費につきましては，これまでも採用抑制，さらには早期退職施策や，一人当たり総額人件費の削減などに取り組んでまいりましたが，今後も，電力の安全・安定供給の使命を確実に果たすために，高度な専門知識・技能や強い使命感を有する人材を，安定的に確保し育成することを前提に，引き続き不断の効率化に努めてまいります。具体的には，平成25年度以降，

採用抑制による人員削減と従業員の年収削減および保養所の全廃を含む厚生費の削減等により，平成20年度の料金原価2,373億円に対し，平成25年度から平成27年度の年平均の料金原価は1,934億円と，439億円の削減を織り込んでおります。

⑵　設備投資関連費用

設備投資につきましては，高経年化にともなう設備改修物量が増加傾向にありますが，これまで以上に競争発注のさらなる可能性の追求や競争効果を高める発注方法の工夫，取引先提案の活性化，価格査定のさらなる充実によるコスト削減に加え，仕様や物流方法・発注単位の見直しや業務運営方法の合理化・効率化による原価低減，工事実施時期の繰延べ等にも取り組んでまいります。その結果，減価償却費については，平成20年度の料金原価3,108億円に対し，平成25年度から平成27年度の年平均の料金原価は2,965億円へと144億円の減少を織り込んでおります。

⑶　修繕費，諸経費等

修繕費につきましては，安全を最優先とした電力の安定供給を確保するため，積極的に資源を投入し，設備の点検・補修に万全を期すと同時に新工法の採用等により，設備保全の効率化に努めております。今後も，競争的発注方法の拡大や仕様見直しおよび業務内容の見直しによる発注価格の削減に努めるとともに，スマートメーターの単価低減や，工事内容の見直し等に取り組んでまいります。

諸経費等につきましても，修繕費の削減同様，委託内容の見直しや競争的発注方法の拡大等による発注価格の削減を図ってまいります。また，それに加えて，寄付金の削減，業務見直しによる普及開発関係費の削減，研究内容の厳選による研究費の削減等に取り組んでまいります。

3．電気料金の値上げ申請の必要性

以上のように，電気料金の値上げに際しまして，人件費や修繕費・諸経費等の削減など徹底した経営効率化を行なうことにより，電気料金の原価算定期間である平成25年度から平成27年度の３年間で年平均1,553億円のコスト削減を料金原価に織り込むなど，最大限の効率化に全力で取り組んでまいります。しかしながら，原子力プラントが再稼動できないことによる燃料費等の増加は，経営努力で吸収できる水準を大幅に上回っており，平成25年度以降も経営効率化に取り組んでまいるものの，深刻な経営状況から脱却することは極めて困難な見通しとなっております。

具体的には，原価については，年平均２兆6,786億円，販売電力量１キロワット時当たり18円52銭となる見込みであり，この結果，年平均3,641億円，販売電力量１キロワット時当たり２円52銭と大幅な収入不足が見込まれることになります。

以上のとおり，現在の料金水準のままでは，現在の大幅な収支の悪化を食い止められず，結果として財務体質が悪化し，資金調達も困難になることから，電力の安全・安定供給にも支障をきたす恐れがございます。

当社といたしましては，こうした事態を避けるべく，徹底した経営効率化を前提とした上で，11.88パーセントの電気料金の値上げをお願いせざるをえない状況と認識しております。

厳しい経済情勢下ではありますが，以上のとおり，苦渋の決断として，電気料金の値上げを申請する次第であります。

Ⅱ　お客さまのご負担軽減や選択肢拡大等につながる取組み

電気料金の値上げにより，お客さまの生活に多大なご負担をおかけすることから，お客さまのご負担を少しでも軽減するとともに，料金メニューにおけるお客さま選択肢の拡大や，お客さまのご意見，ご要望にお応えする料金制度の変更に取り組んでまいります。

主な取組みは，以下のとおりです。

１．お客さまのご負担軽減につながる取組み

従量電灯においては，電気のご使用量に応じて，料金単価に格差を設けた３段階料金制度を導入しております。電気料金の値上げにあたりましては，お客さまへの影響を緩和するため，毎日の暮らしに必要不可欠な電気のご使用量に相当する第１段階料金について，値上げ幅を小さくしております。また，省エネルギー推進という観点から，第３段階料金については，値上げ幅を大きくしております。

２．お客さま選択肢の拡大につながる取組み

ご使用になる季節や時間帯によって電力量料金単価が異なるはぴｅタイムについて，このたび，適用条件の一部を変更いたします。具体的には，より多くのお客さまがはぴｅタイムをお選びいただけるよう，夜間蓄熱式機器等の保有条件を廃止し，お客さまが割安な時間帯に電気のご使用を移行していただく等，電気を効率的にご使用いただくことにより，電気料金を削減できるようにいたします。

なお，はぴｅプラン（全電化住宅割引）の新規適用は，平成27年３月31日までといたします。

3．お客さまのご意見，ご要望にお応えする取組み

お客さまからのご意見，ご要望にお応えして，お支払いが早収期間（検針日の翌日から20日目まで）内の場合は早収料金を，早収期間経過後の場合は遅収料金をいただく早遅収料金制度を廃止し，支払期日（検針日の翌日から30日目）を経過した日数に応じて年利10%（１日当たり約0.03%）の利息をいただく延滞利息制度を導入することといたします。

Ⅲ　お客さまのご理解をいただくための取組み

電気料金の値上げにあたりましては，当社ホームページ上での詳細かつタイムリーな情報提供をさせていただくとともに，パンフレットなどのツールや検針時の配布チラシ，検針票裏面などを活用し，お客さま訪問時など，お客さまとのあらゆる接点において，丁寧にご説明してまいります。加えて，当社ホームページ上でお客さまご自身の値上げ影響額を試算いただけるサイトや，値上げ申請に関するご意見，ご質問などの専用窓口（電気料金お問い合わせ専用ダイヤル）を設置し，お問い合わせへの丁寧な対応に努めてまいります。

なお，消費者団体さまをはじめとした各種団体さまに対し，ご訪問などを通じて，丁寧なご説明を実施してまいります。

以上，電気料金の値上げ申請の理由およびお客さまのご負担軽減や選択肢拡大等につながる取組みならびにお客さまのご理解をいただくための取組みについて申し述べました。事情ご賢察のうえ，ご認可くださいますようお願い申し上げます。

2　新旧料金率比較表および供給条件の変更の内容

新旧料金率比較表
（電灯分）

現行料金				改定料金			
区分		単位	早収料金率	区分		単位	料金率
			円 銭 円 銭				円 銭
定額電灯	需要家料金	1契約	73. 50	定額電灯	需要家料金	1契約	73. 50
	電灯料金				電灯料金		
	20Wまで	1 灯	103. 96〔 2.53〕		20Wまで	1 灯	113. 44
	40Wまで	〃	172. 22〔 5.06〕		40Wまで	〃	191. 18
	60Wまで	〃	240. 48〔 7.59〕		60Wまで	〃	268. 93
	100Wまで	〃	376. 99〔12.64〕		100Wまで	〃	424. 41
	100W超過100Wまでごとに	〃	376. 99〔12.64〕		100W超過100Wまでごとに	〃	424. 41
	小型機器料金				小型機器料金		
	50VAまでの機器	1機器	188. 06〔 3.78〕		50VAまでの機器	1機器	202. 18
	100VAまでの機器	〃	311. 00〔 7.55〕		100VAまでの機器	〃	339. 26
	100VA超過100VAまでごとに	〃	311. 00〔 7.55〕		100VA超過100VAまでごとに	〃	339. 26
従量電灯 A	最低料金			従量電灯 A	最低料金		
	最初の15kWhまで	1契約	325. 13〔 4.88〕		最初の15kWhまで	1契約	339. 15
	電力量料金				電力量料金		
	15kWh超過120kWhまで	1kWh	19. 38〔 0.33〕		15kWh超過120kWhまで	1kWh	20. 59
	120kWh超過300kWhまで	〃	24. 54〔 0.33〕		120kWh超過300kWhまで	〃	27. 08
	300kWh超過分	〃	25. 88〔 0.33〕		300kWh超過分	〃	30. 62
従量電灯 B	基本料金	1kVA	378. 00	従量電灯 B	基本料金	1kVA	378. 00
	電力量料金				電力量料金		
	最初の120kWhまで	1kWh	17. 09〔 0.33〕		最初の120kWhまで	1kWh	18. 29
	120kWh超過300kWhまで	〃	20. 16〔 0.33〕		120kWh超過300kWhまで	〃	22. 68
	300kWh超過分	〃	21. 03〔 0.33〕		300kWh超過分	〃	25. 76

現行料金					改定料金				
区分			単位	早収料金率	区分			単位	料金率
				円 銭　円 銭					円 銭
臨時電灯	A	50VAまで1日につき	1契約	6. 89〔 0.10〕	臨時電灯	A	50VAまで1日につき	1契約	7. 88
		100VAまで　〃	〃	13. 80〔 0.21〕			100VAまで　〃	〃	15. 75
		200VAまで　〃	〃	27. 60〔 0.42〕			200VAまで　〃	〃	31. 50
		300VAまで　〃	〃	41. 40〔 0.63〕			300VAまで　〃	〃	47. 25
		400VAまで　〃	〃	55. 20〔 0.84〕			400VAまで　〃	〃	63. 00
		500VAまで　〃	〃	69. 00〔 1.05〕			500VAまで　〃	〃	78. 75
		1kVAまで　〃	〃	137. 91〔 2.04〕			1kVAまで　〃	〃	157. 50
		2kVAまで　〃	〃	275. 82〔 4.08〕			2kVAまで　〃	〃	315. 00
		3kVAまで　〃	〃	413. 73〔 6.12〕			3kVAまで　〃	〃	472. 50
	B	最低料金				B	最低料金		
		最初の15kWhまで	1契約	555. 08〔 4.88〕			最初の15kWhまで	1契約	593. 25
		電力量料金					電力量料金		
		15kWh超過分	1kWh	28. 42〔 0.33〕			15kWh超過分	1kWh	33. 68
	C	基本料金	1kVA	420. 00		C	基本料金	1kVA	420. 00
		電力量料金	1kWh	23. 07〔 0.33〕			電力量料金	1kWh	28. 33
公衆街路灯	A	需要家料金	1契約	66. 15	公衆街路灯	A	需要家料金	1契約	66. 15
		電灯料金					電灯料金		
		20Wまで	1　灯	93. 25〔 2.53〕			20Wまで	1　灯	102. 73
		40Wまで	〃	155. 00〔 5.06〕			40Wまで	〃	173. 96
		60Wまで	〃	216. 75〔 7.59〕			60Wまで	〃	245. 20
		100Wまで	〃	340. 24〔12.64〕			100Wまで	〃	387. 66
		100W超過100Wまでごとに	〃	340. 24〔12.64〕			100W超過100Wまでごとに	〃	387. 66
		小型機器料金					小型機器料金		
		50VAまでの機器	1機器	169. 16〔 3.78〕			50VAまでの機器	1機器	183. 28
		100VAまでの機器	〃	279. 50〔 7.55〕			100VAまでの機器	〃	307. 76
		100VA超過100VAまでごとに	〃	279. 50〔 7.55〕			100VA超過100VAまでごとに	〃	307. 76
	B	最低料金				B	最低料金		
		最初の15kWhまで	1契約	290. 48〔 4.88〕			最初の15kWhまで	1契約	302. 40
		電力量料金					電力量料金		
		15kWh超過分	1kWh	18. 42〔 0.33〕			15kWh超過分	1kWh	19. 56
	C	基本料金	1kVA	346. 50		C	基本料金	1kVA	346. 50
		電力量料金	1kWh	15. 91〔 0.33〕			電力量料金	1kWh	17. 01

注. 現行料金の「早収料金率」は，平均燃料価格34,000円の場合の燃料費調整適用後の値とし，〔 〕内に燃料費調整単価を再掲した。

新旧料金率比較表
（電力分）

現行料金				改定料金			
区分		単位	早収料金率	区分		単位	料金率
			円 銭　円 銭				円 銭
低圧電力	基本料金	1kW	1,029. 00	低圧電力	基本料金	1kW	1,029. 00
	電力量料金				電力量料金		
	夏季料金	1kWh	12. 74〔 0.33〕		夏季料金	1kWh	15. 98
	その他季料金	〃	11. 66〔 0.33〕		その他季料金	〃	14. 53
臨時電力	（定額制供給） 1日につき	1kW	160. 48〔 2.14〕	臨時電力	（定額制供給） 1日につき	1kW	191. 31
	（従量制供給） 基本料金	低圧電力の該当料金の20パーセント増し			（従量制供給） 基本料金	低圧電力の該当料金の20パーセント増し	
	電力量料金				電力量料金		
	夏季料金	1kWh	15. 03〔 0.33〕		夏季料金	1kWh	19. 17
	その他季料金	〃	13. 75〔 0.33〕		その他季料金	〃	17. 44
農事用電力	（かんがい排水用） 基本料金	1kW	598. 50	農事用電力	（かんがい排水用） 基本料金	1kW	598. 50
	電力量料金				電力量料金		
	夏季料金	1kWh	8. 50〔 0.33〕		夏季料金	1kWh	11. 73
	その他季料金	〃	7. 79〔 0.33〕		その他季料金	〃	10. 66
	（脱穀調整用） 〔附　則〕 毎年最初の30日まで				（脱穀調整用） 〔附　則〕 毎年最初の30日まで		
	0.5kW		3,882. 70〔 16.20〕		0.5kW		4,302. 56
	1 kW		5,486. 30〔 32.10〕		1 kW		6,077. 48
	2 kW		8,615. 05〔 64.20〕		2 kW		9,540. 16
	3 kW		11,786. 10〔 96.30〕		3 kW		13,049. 34
	3kW超過1kW増すごとに		2,010. 80〔 32.10〕		3kW超過1kW増すごとに		2,222. 51
	30日をこえる1日につき				30日をこえる1日につき		
	0.5kW		30. 78〔 0.54〕		0.5kW		34. 01
	1 kW		42. 65〔 1.07〕		1 kW		47. 05
	2 kW		87. 40〔 2.14〕		2 kW		96. 43
	3 kW		134. 25〔 3.21〕		3 kW		148. 14
	3kW超過1kW増すごとに		53. 15〔 1.07〕		3kW超過1kW増すごとに		58. 70

注. 現行料金の「早収料金率」は，平均燃料価格34,000円の場合の燃料費調整適用後の値とし，〔 〕内に燃料費調整単価を再掲した。

燃料費調整基準単価比較表

現行料金			改定料金		
区分	単位	基準単価	区分	単位	基準単価
		円 銭厘			円 銭厘
(1) 定額制供給			(1) 定額制供給		
イ．定額電灯および公衆街路灯A			イ．定額電灯および公衆街路灯A		
電灯			電灯		
20Wまで	1 灯	1. 011	20Wまで	1 灯	1. 403
40Wまで	〃	2. 022	40Wまで	〃	2. 806
60Wまで	〃	3. 035	60Wまで	〃	4. 208
100Wまで	〃	5. 057	100Wまで	〃	7. 014
100W超過100Wまでごとに	〃	5. 057	100W超過100Wまでごとに	〃	7. 014
小型機器			小型機器		
50VAまでの機器	1 機器	1. 511	50VAまでの機器	1 機器	2. 095
100VAまでの機器	〃	3. 021	100VAまでの機器	〃	4. 191
100VA超過100VAまでごとに	〃	3. 021	100VA超過100VAまでごとに	〃	4. 191
ロ．臨時電灯A			ロ．臨時電灯A		
50VAまで1日につき	1 契約	0. 041	50VAまで1日につき	1 契約	0. 057
100VAまで1日につき	〃	0. 082	100VAまで1日につき	〃	0. 113
100VA超過500VAまで100VAまでごとに1日につき	〃	0. 082	100VA超過500VAまで100VAまでごとに1日につき	〃	0. 113
500VA超過1kVAまで1日につき	〃	0. 815	500VA超過1kVAまで1日につき	〃	1. 131
1kVA超過3kVAまで1kVAまでごとに1日につき	〃	0. 815	1kVA超過3kVAまで1kVAまでごとに1日につき	〃	1. 131
ハ．臨時電力			ハ．臨時電力		
1日につき	1 kW	0. 857	1日につき	1 kW	1. 189
ニ．農事用電力（脱穀調整用）			ニ．農事用電力（脱穀調整用）		
〔附 則〕			〔附 則〕		
1日につき			1日につき		
0.5kW	1 契約	0. 214	0.5kW	1 契約	0. 297
1 kW	〃	0. 428	1 kW	〃	0. 594
2 kW	〃	0. 857	2 kW	〃	1. 188
3 kW	〃	1. 285	3 kW	〃	1. 782
3kW超過1kW増すごとに	〃	0. 428	3kW超過1kW増すごとに	〃	0. 594

現行料金			改定料金		
区分	単位	基準単価	区分	単位	基準単価
		円 銭厘			円 銭厘
(2) 従量制供給			(2) 従量制供給		
イ．従量電灯A，臨時電灯Bおよび公衆街路灯B			イ．従量電灯A，臨時電灯Bおよび公衆街路灯B		
最低料金			最低料金		
最初の15kWhまで	1契約	1. 953	最初の15kWhまで	1契約	2. 709
電力量料金			電力量料金		
15kWh超過分	1 kWh	0. 130	15kWh超過分	1 kWh	0. 181
ロ．イ以外の場合	1 kWh	0. 130	ロ．イ以外の場合	1 kWh	0. 181

電気供給約款の変更の内容

電気供給約款の変更の概要は，次のとおりであります。

1　早遅収料金制度の廃止ならびに延滞利息制度の導入

2　供給の単位における共同引込線の取扱いの明確化

3　定額電灯の供給電気方式における交流単相3線式の追加

4　供給停止の解除における取扱いの明確化

5　計量器等の取付けにおける取扱いの明確化

6　その他の今日的見直し

３　一般電気事業供給約款料金算定規則様式第１から第８までにより作成した書類

様式第１（第３条，第４条，第５条，第20条，第20条の３関係）

第１表

営 業 費 総 括 表

（単位：千円）

項　　目	金　　額	備　　考
役員給与	2,254,947	
給料手当	430,225,974	平均経費人員：（22,060人） 平均基準賃金：（362,017円／月）
給料手当振替額(貸方)	▲8,318,482	
退職給与金	56,269,442	
厚生費	82,370,208	
委託検針費	9,458,626	
委託集金費	1,496,935	
雑給	6,490,847	
燃料費	2,796,338,441	
使用済燃料再処理等発電費	38,787,707	
使用済燃料再処理等既発電費	62,214,819	
廃棄物処理費	63,503,955	
特定放射性廃棄物処分費	17,917,160	
消耗品費	32,203,927	
修繕費	796,250,848	
水利使用料	13,178,237	
補償費	14,669,230	
賃借料	202,971,607	
託送料	41,662,355	
事業者間精算費	2,368,844	振替電力量：7,023（10^6kWh）
委託費	379,257,694	
損害保険料	6,256,809	
原子力損害賠償支援機構一般負担金	94,572,600	
普及開発関係費	26,622,947	
養成費	5,728,377	
研究費	33,742,456	
諸費	86,222,190 ＜－＞ ＜3,291,354＞	
電気料貸倒損	4,683,812	
固定資産税	157,105,827	
雑税	31,672,998	
減価償却費	889,406,518	
固定資産除却費	97,233,530	
原子力発電施設解体費	17,506,783	
共有設備費等分担額	2,854,362	
共有設備費等分担額(貸方)	▲884,061	
地帯間購入電源費	60,143,812 ＜78,067＞	地帯間購入電力量：2,407（10^6kWh）
地帯間購入送電費	609,980	
他社購入電源費 （再エネ特措法交付金相当額を除く。）	919,680,344 ＜2,995,887＞	他社購入電力量：89,995（10^6kWh） （47,008,299）
他社購入送電費	387,200	
建設分担関連費振替額(貸方)	▲1,206,542	
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	▲2,206,955	
電源開発促進税	167,656,500	
事業税	94,459,263	
開発費	－	
開発費償却	－	
電力費振替勘定(貸方)	▲1,731,990	
株式交付費	－	
株式交付費償却	－	
社債発行費	2,280,000	
社債発行費償却	－	
法人税等	64,342,545	
合　　計	7,798,712,626	

原価算定期間を，平成25年４月から平成28年３月までの３年として算定した。

（記載注意）

1　給料手当の平均経費人員（人）及び平均基準賃金（円／月）を，備考欄に記載すること。

2　事業者間精算費，地帯間購入電源費及び他社購入電源費の購入電力量（10^6kWh）を，備考欄に記載すること。

3　諸費の上段＜　＞内には寄付金に係る費用を，下段＜　＞内には団体費に係る費用を内数として記載すること。

4　地帯間購入電源費及び他社購入電源費の＜　＞内には，過去の使用済燃料に係る費用を内数として記載すること。

5　他社購入電源費の（　）内には，新エネルギー等電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）に係る費用を内数として記載すること。

〔主な項目の内訳〕

(1) 燃料費

(単位：千円)

項目		金額	備考
火力燃料費	石炭費	142,188,636	
	燃料油費	1,000,829,169	
	ガス費	1,580,259,153	
	その他	12,859,299	
	小計	2,736,136,257	
核燃料費	核燃料減損額及び核燃料減損修正損（又は核燃料減損修正益（貸方））	60,202,184	
	濃縮関連費	－	
	小計	60,202,184	
新エネルギー等燃料費		－	
合計		2,796,338,441	
火力燃料重油換算消費量（10^3kl）		52,214	
火力燃料重油換算単価（円／kl）		52,402	
火力発電電力量（発電端10^6kWh）		257,656	
火力燃料kWh当たり単価（発電端円／kWh）		10.62	
原子力発電電力量（発電端10^6kWh）		88,762	
核燃料kWh当たり単価（発電端円／kWh）		0.68	
新エネルギー等燃料重油換算消費量（10^3kl）		－	
新エネルギー等燃料重油換算単価（円／kl）		－	
燃料費算定に必要な新エネルギー等発電電力量（発電端10^6kWh）		－	
新エネルギー等燃料kWh当たり単価（発電端円/kWh）		－	

(参考) 主要燃料消費数量，消費価格

項目		数量・価格	備考
消費数量	石炭（10^3t）	11,748	
	重油（10^3kl）	753	
	原油（10^3kl）	15,052	
	LNG（10^3t）	21,820	
平均消費価格	石炭（円／t）	11,846	
	重油（円／kl）	64,170	
	原油（円／kl）	64,134	
	LNG（円／t）	72,423	

(2) 修繕費

(単位：千円)

項目	金額	備考
普通修繕費	611,424,407	
取替修繕費	184,826,441	
合計	796,250,848	

(3) 減価償却費

(単位：千円)

項目	金額	備考
水力発電設備	55,924,907	
火力発電設備	200,223,340	
原子力発電設備	152,435,990	
新エネルギー等発電設備	872,836	
送電設備	221,324,113	
変電設備	104,081,321	
配電設備	101,568,914	
業務設備	52,975,097	
合計	889,406,518	

第２表

事業報酬総括表

（単位：千円）

項目			金額	備考
電気事業報酬	特定固定資産		10,587,867,358	
	建設中の資産		439,879,782	
	核燃料資産		1,545,546,937	
	特定投資		343,888,593	
	運転資本	営業資本	772,661,011	
		貯蔵品	379,721,616	
		小計	1,152,382,627	
	繰延償却資産		－	
	合計		14,069,565,297	
	報酬率（％）		2.9	
	電気事業報酬額		408,017,394	

原価算定期間を，平成25年４月から平成28年３月までの３年として算定した。

第３表

控除収益総括表

（単位：千円）

項目	金額	備考
遅収加算料金	－	
地帯間販売電源料	1,883,130 <－>	地帯間販売電力量:123(10^6kWh)
地帯間販売送電料	30,750 （－）	
他社販売電源料	35,414,702 <－>	他社販売電力量:3,118(10^6kWh)
他社販売送電料	645,016 （－）	
託送収益	5,323,633 （－）	
事業者間精算収益	2,209,803	振替電力量：8,839(10^6kWh)
電気事業雑収益	86,546,698	
預金利息	126,038	
合計	132,179,770	

原価算定期間を，平成25年４月から平成28年３月までの３年として算定した。

（記載注意）

1　地帯間販売電源料，他社販売電源料及び事業者間精算収益の販売電力量（10^6kWh）を，備考欄に記載すること。

2　地帯間販売電源料及び他社販売電源料の＜　＞内には，過去の使用済燃料に係る収益を内数として記載すること。

3　地帯間販売送電料，他社販売送電料及び託送収益の（　）内には，電源線に係る収益を内数として記載すること。

様式第２（第３条，第４条，第５条関係）

第１表

営業費明細表

（単位：千円）

項　　目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備　　考
役員給与	751,649	751,649	751,649	2,254,947	
給料手当	144,586,397	143,611,892	142,027,685	430,225,974	
給料手当振替額(貸方)	▲2,794,206	▲2,776,457	▲2,747,819	▲8,318,482	
退職給与金	16,281,436	16,995,385	22,992,621	56,269,442	
厚生費	27,090,499	27,655,638	27,624,071	82,370,208	
委託検針費	3,459,675	3,186,441	2,812,510	9,458,626	
委託集金費	656,980	470,417	369,538	1,496,935	
雑給	1,905,163	2,106,805	2,478,879	6,490,847	
燃料費	939,767,937	947,648,543	908,921,961	2,796,338,441	
使用済燃料再処理等発電費	11,799,314	12,816,653	14,171,740	38,787,707	
使用済燃料再処理等既発電費	20,738,273	20,738,273	20,738,273	62,214,819	
廃棄物処理費	20,541,280	20,428,165	22,534,510	63,503,955	
特定放射性廃棄物処分費	10,143,652	3,918,497	3,855,011	17,917,160	
消耗品費	10,920,917	10,759,933	10,523,077	32,203,927	
修繕費	250,567,850	273,080,913	272,602,085	796,250,848	
水利使用料	4,388,892	4,394,478	4,394,867	13,178,237	
補償費	5,543,950	4,501,539	4,623,741	14,669,230	
賃借料	67,656,644	67,680,083	67,634,880	202,971,607	
託送料	14,330,242	13,940,746	13,391,367	41,662,355	
事業者間精算費	788,895	788,895	791,054	2,368,844	
委託費	136,126,584	124,432,593	118,698,517	379,257,694	
損害保険料	2,011,790	2,122,694	2,122,325	6,256,809	
原子力損害賠償支援機構一般負担金	31,524,200	31,524,200	31,524,200	94,572,600	
普及開発関係費	8,931,319	8,845,744	8,845,884	26,622,947	
養成費	1,962,367	1,878,765	1,887,245	5,728,377	
研究費	10,856,689	11,227,542	11,658,225	33,742,456	
諸費	25,349,417 <－> ＜1,097,118＞	30,516,133 <－> ＜1,097,118＞	30,356,640 <－> ＜1,097,118＞	86,222,190 <－> ＜3,291,354＞	
電気料貸倒損	1,443,023	1,708,475	1,532,314	4,683,812	
固定資産税	51,961,282	52,545,068	52,599,477	157,105,827	
雑税	10,736,804	11,199,721	9,736,473	31,672,998	
減価償却費	297,978,468	296,598,880	294,829,170	889,406,518	
固定資産除却費	29,321,585	31,924,684	35,987,261	97,233,530	
原子力発電施設解体費	5,294,189	5,796,359	6,416,235	17,506,783	
共有設備費等分担額	951,454	951,454	951,454	2,854,362	
共有設備費等分担額(貸方)	▲294,687	▲294,687	▲294,687	▲884,061	
地帯間購入電源費	20,739,986	20,713,051	18,690,775	60,143,812	
地帯間購入送電費	201,680	203,240	205,060	609,980	
他社購入電源費 (再エネ特措法交付金相当額を除く。)	325,530,103 (13,973,052)	307,185,939 (15,953,774)	286,964,302 (17,081,473)	919,680,344 (47,008,299)	
他社購入送電費	132,228	127,486	127,486	387,200	
建設分担関連費振替額(貸方)	▲395,464	▲400,253	▲410,825	▲1,206,542	
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	▲633,942	▲755,918	▲817,095	▲2,206,955	
電源開発促進税	55,563,000	55,825,875	56,267,625	167,656,500	
事業税	31,503,529	31,719,551	31,236,183	94,459,263	
開発費	－	－	－	－	
開発費償却	－	－	－	－	
電力費振替勘定(貸方)	▲790,920	▲609,570	▲331,500	▲1,731,990	
株式交付費	－	－	－	－	
株式交付費償却	－	－	－	－	
社債発行費	760,000	760,000	760,000	2,280,000	
社債発行費償却	－	－	－	－	
法人税等	22,268,909	22,268,909	19,804,727	64,342,545	
合　　計	2,618,159,032	2,620,714,423	2,559,839,171	7,798,712,626	

原価算定期間を，平成25年４月から平成28年３月までの３年として算定した。

（記載注意）

1　原価算定期間に応じて年度別に欄を設け記載すること。なお，原価算定期間の始期を10月１日とした場合には原価算定期間の初年度及び最終年度に応じて設けた欄を上期，下期及び年度計それぞれの欄に区分し，原価算定期間に含まれない半期分の値についても記載すること（以下この様式において同じ。）。

2　諸費の上段＜ ＞内には寄付金に係る費用を，下段＜ ＞内には団体費に係る費用を内数として記載すること。

3　他社購入電源費の（ ）内には，新エネルギー等電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）に係る費用を内数として記載すること。

《項目別明細表》

（1）第3条第2項第1号関係

［役員給与，給料手当，給料手当振替額（貸方），退職給与金，厚生費，委託検針費，委託集金費及び雑給］

（単位：千円）

項　　目		平成23年度（実績）	平成24年度（実績見込み）	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備　　考
役員給与		927,279	836,931	751,649	751,649	751,649	2,254,947	
給料手当	基準賃金	117,698,159	118,765,996	96,550,027	95,958,547	94,990,672	287,499,246	
	基準外賃金	19,069,035	19,386,135	15,841,781	15,738,415	15,579,744	47,159,940	
	諸給与金	55,127,482	52,799,402	46,138,398	45,855,428	45,392,390	137,386,216	
	控除口（貸方）	▲ 10,733,132	▲ 10,675,026	▲ 13,943,809	▲ 13,940,498	▲ 13,935,121	▲ 41,819,428	
	小　　計	181,161,544	180,276,507	144,586,397	143,611,892	142,027,685	430,225,974	
給料手当振替額（貸方）		▲ 3,436,518	▲ 3,330,350	▲ 2,794,206	▲ 2,776,457	▲ 2,747,819	▲ 8,318,482	
退職給与金	引当金増加額	7,349,223	4,356,259	3,240,084	2,643,955	6,585,672	12,469,711	
	実払額	5,965,058	6,418,526	7,485,847	8,354,736	9,855,319	25,695,902	
	年金保険料	4,950,196	5,127,430	5,555,505	5,996,694	6,551,630	18,103,829	
	小　　計	18,264,479	15,902,215	16,281,436	16,995,385	22,992,621	56,269,442	
厚生費	法定厚生費	26,206,990	27,012,919	21,358,027	21,946,143	21,951,897	65,256,067	
	一般厚生費	5,900,229	6,021,311	5,732,472	5,709,495	5,672,174	17,114,141	
	小　　計	32,107,220	33,034,230	27,090,499	27,655,638	27,624,071	82,370,208	
委託検針費		3,961,371	3,834,105	3,459,675	3,186,441	2,812,510	9,458,626	
委託集金費		1,131,463	868,747	656,980	470,417	369,538	1,496,935	
雑給		1,913,006	1,777,027	1,905,163	2,106,805	2,478,879	6,490,847	
合　　計		236,029,845	233,199,412	191,937,593	192,001,770	196,309,134	580,248,497	
平均経費人員（人）		21,934	22,133	22,221	22,088	21,872	22,060	
平均基準賃金（円／月）		447,168	447,168	362,083	362,031	361,919	362,017	

（２）第３条第２項第２号関係

［燃料費］

項目		平成25年度			平成26年度			平成27年度			原価算定期間計			備考
		消費量	単価	金額	消費量	単価	金額	消費量	単価	金額	消費量	単価	金額	
		10^3kl（10^3t，10^6Nm^3）	円／kl（円／t，円／10^3Nm^3）	千円	10^3kl（10^3t，10^6Nm^3）	円／kl（円／t，円／10^3Nm^3）	千円	10^3kl（10^3t，10^6Nm^3）	円／kl（円／t，円／10^3Nm^3）	千円	10^3kl（10^3t，10^6Nm^3）	円／kl（円／t，円／10^3Nm^3）	千円	
火力燃料費	火力発電電力量（発電端 10^6kWh）	86,993	－	－	85,695	－	－	84,968	－	－	257,656	－	－	
	火力燃料重油換算消費量（発電端 10^3kl）	18,158	－	－	17,200	－	－	16,856	－	－	52,214	－	－	石炭費の消費量は，石炭換算値とする。
	石炭費（10^3t，円／t）	3,751	11,806	44,285,902	3,777	12,052	45,521,232	4,355	12,028	52,381,502	11,883	11,966	142,188,636	
	燃料油費（10^3kl，円／kl）	6,012	65,764	395,370,275	5,042	66,102	333,284,121	4,097	66,433	272,174,773	15,151	66,057	1,000,829,169	燃料油費の消費量は，重油換算値とする。
	ガス費（10^3t，円／t）	7,213	66,344	478,539,787	7,216	75,577	545,360,445	7,391	75,275	556,358,921	21,820	72,423	1,580,259,153	
	歴青質混合物質	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	ガス費の消費量は，ＬＮＧ換算値とする。
	助燃費（10^3kl，円／kl）	73	64,161	4,683,719	64	64,213	4,109,600	63	64,280	4,049,636	200	64,215	12,842,955	
	蒸気料	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	運炭費（円／t）	－	1	5,217	－	1	5,246	－	1	5,881	－	1	16,344	
	小計（重油換算）	18,158	50,825	922,884,900	17,200	53,970	928,280,644	16,856	52,502	884,970,713	52,214	52,402	2,736,136,257	
核燃料費	原子力発電電力量（発電端 10^6kWh）	26,785	－	－	29,305	－	－	32,672	－	－	88,762	－	－	
	核燃料減損額	－	－	16,583,104	－	－	18,989,047	－	－	23,656,167	－	－	59,228,318	
	核燃料減損修正損（又は核燃料減損修正益（貸方））	－	－	299,933	－	－	378,852	－	－	295,081	－	－	973,866	
	濃縮関連費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	小計	－	－	16,883,037	－	－	19,367,899	－	－	23,951,248	－	－	60,202,184	
新エネルギー等燃料費	燃料費算定に必要な新エネルギー等発電電力量（発電端 10^6kWh）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	新エネルギー等燃料重油換算消費量（10^3kl）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	バイオマス燃料費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	廃棄物燃料費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	助燃費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	蒸気料	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	運搬費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	小計（重油換算）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
合計		－	－	939,767,937	－	－	947,648,543	－	－	908,921,961	－	－	2,796,338,441	

（3）第3条第2項第3号関係

［使用済燃料再処理等発電費］

（単位：千円）

項　目	至近実績			平成24年度（実績見込み）	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備　考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度						
再処理等費	57,642,125	58,686,202	58,984,713	56,471,091	78,262,801	65,083,202	61,917,632	205,263,635	
再処理等費引当	31,069,386	28,546,875	20,154,525	16,831,353	10,409,165	11,394,767	12,675,966	34,479,898	
再処理等引当金取崩し（貸方）	▲55,190,661	▲56,654,549	▲57,065,794	▲55,141,634	▲76,872,652	▲63,661,316	▲60,421,858	▲200,955,826	
合　計	33,520,850	30,578,528	22,073,445	18,160,810	11,799,314	12,816,653	14,171,740	38,787,707	

［使用済燃料再処理等既発電費］

（単位：千円）

項　目	至近実績			平成24年度（実績見込み）	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備　考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度						
再処理等費引当	112,329,279	112,329,279	112,329,279	20,738,273	20,738,273	20,738,273	20,738,273	62,214,819	
再処理等引当金取崩し（貸方）	▲85,008,774	▲85,008,774	▲85,008,774	－	－	－	－	－	
合　計	27,320,504	27,320,504	27,320,504	20,738,273	20,738,273	20,738,273	20,738,273	62,214,819	

［廃棄物処理費］

（単位：千円）

項　目		至近実績			平成24年度（実績見込み）	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備　考
		平成21年度	平成22年度	平成23年度						
火力廃棄物処理費		3,807,947	6,916,558	8,859,927	10,260,774	10,400,991	9,594,385	11,938,179	31,933,555	
原子力廃棄物処理費	放射性廃棄物処理費	5,698,834	4,952,666	6,921,677	6,853,017	9,585,877	10,417,804	10,079,255	30,082,936	
	雑廃棄物処理費	565,574	457,778	304,982	399,083	554,412	415,976	517,076	1,487,464	
新エネルギー等廃棄物処理費		－	－	－	－	－	－	－	－	
合　計		10,072,355	12,327,003	16,086,587	17,512,874	20,541,280	20,428,165	22,534,510	63,503,955	

［特定放射性廃棄物処分費］

（単位：千円）

項　目	至近実績			平成24年度（実績見込み）	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備　考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度						
特定放射性廃棄物処分費拠出金（各年の発電対応分）	11,069,315	8,671,779	5,798,388	1,266,193	2,765,168	3,918,497	3,855,011	10,538,676	
特定放射性廃棄物処分費拠出金（平成11年末迄の発電対応分）	9,525,712	8,272,395	7,378,484	7,378,484	7,378,484	－	－	7,378,484	
合　計	20,595,028	16,944,175	13,176,872	8,644,677	10,143,652	3,918,497	3,855,011	17,917,160	

［消耗品費］

（単位：千円）

項　目	至近実績				平成24年度（実績見込み）	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備　考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
潤滑油脂費	185,604	167,773	124,496	159,291	143,611	159,291	159,291	159,291	477,873	
雑消耗品費	12,330,549	10,629,881	10,944,915	11,301,782	10,730,173	10,761,626	10,600,642	10,363,786	31,726,054	
合　計	12,516,154	10,797,655	11,069,412	11,461,074	10,873,784	10,920,917	10,759,933	10,523,077	32,203,927	

［補償費］

（単位：千円）

項　目	至近実績				平成24年度（実績見込み）	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備　考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
定期的補償費	1,694,956	1,526,332	1,341,156	1,520,815	1,801,820	1,334,472	1,303,152	1,302,089	3,939,713	
臨時的補償費	2,790,232	2,570,301	3,010,925	2,790,486	2,687,116	3,992,449	2,981,358	3,104,623	10,078,430	
損害賠償費	168,311	435,907	187,646	263,955	109,998	217,029	217,029	217,029	651,087	
合　計	4,653,500	4,532,541	4,539,728	4,575,256	4,598,934	5,543,950	4,501,539	4,623,741	14,669,230	

［賃借料］

（単位：千円）

項　目	至近実績				平成24年度（実績見込み）	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備　考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
借地借家料	19,156,951	18,926,739	19,058,012	19,047,234	19,183,642	19,242,305	19,326,164	19,419,529	57,987,998	
道路占用料	9,582,089	9,830,322	9,845,853	9,752,755	9,975,778	10,045,172	10,145,630	10,247,091	30,437,893	
水面使用料	199,138	197,715	193,671	196,841	209,026	193,671	193,671	193,671	581,013	
線路使用料	18,358,173	18,409,298	18,485,272	18,417,581	17,700,337	18,211,594	18,402,256	18,497,943	55,111,793	
設備賃借料	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
電柱敷地料	4,897,502	4,907,013	4,923,588	4,909,368	4,893,172	4,934,390	4,940,097	4,945,857	14,820,344	
線下補償料	5,056,417	4,947,761	4,764,723	4,922,967	4,707,781	4,477,205	4,340,019	4,207,036	13,024,260	
機械賃借料	4,235,516	4,248,394	3,403,279	3,962,396	2,781,650	3,326,595	3,313,680	3,326,165	9,966,440	
雑賃借料	10,918,112	10,683,084	10,495,363	10,698,853	11,091,789	7,225,712	7,018,566	6,797,588	21,041,866	
合　計	72,403,902	72,150,329	71,169,764	71,907,998	70,543,175	67,656,644	67,680,083	67,634,880	202,971,607	

［託送料］

（単位：千円）

項　目	至近実績				平成24年度（実績見込み）	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備　考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
託送料	15,806,191	15,617,367	16,187,212	15,870,257	16,792,659	14,330,242	13,940,746	13,391,367	41,662,355	

［事業者間精算費］

（単位：千円）

項　目		至近実績				平成24年度（実績見込み）	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備　考
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
事業者間精算費	電力量（10^6kWh）	2,697	2,530	2,660	2,629	2,434	2,339	2,339	2,345	7,023	
	料金計	917,560	846,764	895,581	886,635	818,000	788,895	788,895	791,054	2,368,844	

［委託費］

（単位：千円）

項　目	至近実績				平成24年度（実績見込み）	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備　考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
委託運転費	4,715,054	5,158,728	5,111,329	4,995,037	7,075,978	4,839,671	4,817,858	4,838,640	14,496,169	
雑委託費	104,676,074	118,091,255	111,844,261	111,537,197	121,012,479	131,286,913	119,614,735	113,859,877	364,761,525	
合　計	109,391,128	123,249,984	116,955,590	116,532,234	128,088,457	136,126,584	124,432,593	118,698,517	379,257,694	

［損害保険料］

（単位：千円）

項　目		至近実績				平成24年度（実績見込み）	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備　考
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
水力関係		13,895	14,817	14,927	14,546	15,842	14,978	14,978	14,978	44,934	
火力関係		170,782	165,502	181,181	172,488	201,581	201,689	206,083	206,083	613,855	
原子力関係	法定保険料	588,476	705,514	695,953	663,314	1,181,062	1,089,215	1,146,916	1,151,302	3,387,433	
	その他保険料	837,481	811,253	793,300	814,011	832,415	671,583	720,392	715,636	2,107,611	
新エネルギー等関係		－	－	－	－	－	－	－	－	－	
その他		32,366	38,041	38,648	36,352	37,335	34,325	34,325	34,326	102,976	
合　計		1,643,002	1,735,128	1,724,010	1,700,713	2,268,235	2,011,790	2,122,694	2,122,325	6,256,809	

［原子力損害賠償支援機構一般負担金］

（単位：千円）

項　目	至近実績				平成24年度（実績見込み）	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備　考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
原子力損害賠償支援機構一般負担金	－	－	15,762,100	5,254,033	31,524,200	31,524,200	31,524,200	31,524,200	94,572,600	

［普及開発関係費］

（単位：千円）

項　目	至近実績				平成24年度（実績見込み）	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備　考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
販売関係普及開発関係費	12,476,407	11,444,119	9,293,795	11,071,440	6,334,503	3,505,243	3,431,010	3,431,150	10,367,403	
一般普及開発関係費	7,394,758	7,062,600	8,554,665	7,670,674	7,248,297	5,426,076	5,414,734	5,414,734	16,255,544	
合　計	19,871,166	18,506,719	17,848,460	18,742,115	13,582,800	8,931,319	8,845,744	8,845,884	26,622,947	

［養成費］

（単位：千円）

項　目	至近実績				平成24年度（実績見込み）	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備　考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
研修施設運営費	61,199	63,623	65,360	63,394	84,620	61,101	61,101	61,101	183,303	
その他養成費	1,849,472	1,949,793	2,017,647	1,938,971	2,058,596	1,901,266	1,817,664	1,826,144	5,545,074	
合　計	1,910,671	2,013,416	2,083,008	2,002,365	2,143,216	1,962,367	1,878,765	1,887,245	5,728,377	

［研究費］

（単位：千円）

項　目	至近実績				平成24年度（実績見込み）	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備　考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
社内研究費	766,120	649,034	636,014	683,723	684,294	482,467	485,079	494,752	1,462,298	
委託研究費	14,589,028	13,592,069	12,969,839	13,716,979	13,741,308	10,374,222	10,742,463	11,163,473	32,280,158	
合　計	15,355,148	14,241,103	13,605,854	14,400,702	14,425,602	10,856,689	11,227,542	11,658,225	33,742,456	

［諸費］

（単位：千円）

項　目	至近実績				平成24年度（実績見込み）	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備　考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
通信運搬費	6,774,094	7,083,078	7,499,002	7,118,725	10,426,245	8,128,586	8,457,624	8,712,882	25,299,092	
旅費	3,555,159	3,673,201	3,622,209	3,616,856	4,486,714	3,427,152	3,427,152	3,427,152	10,281,456	
寄付金	1,622,691	1,695,988	1,667,772	1,662,150	861,266	－	－	－	－	
団体費	1,963,765	2,110,076	1,906,765	1,993,535	2,884,962	1,097,118	1,097,118	1,097,118	3,291,354	
その他諸費	21,633,255	20,137,315	22,837,217	21,535,929	17,398,312	12,696,561	17,534,239	17,119,488	47,350,288	
合　計	35,548,966	34,699,661	37,532,968	35,927,198	36,057,499	25,349,417	30,516,133	30,356,640	86,222,190	

［電気料貸倒損］

（単位：千円）

項　目	至近実績				平成24年度（実績見込み）	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備　考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
貸倒損引当額	▲ 159,627	70,078	86,104	▲1,148	27,001	▲ 75,801	186,287	3,310	113,796	
貸倒損発生額	1,340,718	1,355,371	1,227,313	1,307,801	1,329,462	1,518,824	1,522,188	1,529,004	4,570,016	
合　計	1,181,091	1,425,449	1,313,418	1,306,653	1,356,463	1,443,023	1,708,475	1,532,314	4,683,812	

［固定資産除却費］

（単位：千円）

項　目		至近実績				平成24年度（実績見込み）	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備　考
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
水力発電設備	除却損	748,371	662,992	1,368,875	926,746	2,276,408	1,009,034	1,363,447	1,485,662	3,858,143	
	除却費用	549,152	842,526	934,527	775,402	776,462	955,766	1,265,116	1,378,518	3,599,400	
火力発電設備	除却損	1,365,055	▲67,080	446,915	581,630	204,872	573,032	499,379	416,890	1,489,301	
	除却費用	▲894,943	529,689	762,518	132,421	24,337	499,003	433,933	360,626	1,293,562	
原子力発電設備	除却損	2,028,938	1,480,516	1,410,785	1,640,080	2,902,481	3,074,031	3,155,294	3,855,952	10,085,277	
	除却費用	2,332,494	1,712,137	1,245,062	1,763,231	1,375,247	3,019,616	3,099,440	3,787,696	9,906,752	
新エネルギー等発電設備	除却損	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	除却費用	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
送電設備	除却損	1,785,852	2,082,387	2,005,791	1,958,010	3,504,497	2,353,668	2,780,847	2,835,405	7,969,920	
	除却費用	4,164,243	5,039,770	5,227,304	4,810,439	4,824,187	5,421,941	6,351,219	6,464,047	18,237,207	
変電設備	除却損	2,805,715	2,004,271	3,194,379	2,668,122	4,826,049	2,684,894	2,849,245	3,855,629	9,389,768	
	除却費用	3,043,173	3,167,912	3,702,273	3,304,453	2,471,335	3,119,689	3,310,656	4,480,015	10,910,360	
配電設備	除却損	96,124	53,750	25,395	58,423	167,406	64,278	66,575	74,269	205,122	
	除却費用	4,017,452	3,653,385	3,919,585	3,863,474	4,029,096	3,854,532	3,992,243	4,453,638	12,300,413	
業務設備	除却損	2,366,289	1,245,913	743,809	1,452,004	3,242,380	1,721,188	1,762,866	1,623,248	5,107,302	
	除却費用	1,225,815	679,219	598,505	834,513	263,246	970,913	994,424	915,666	2,881,003	
合　計	除却損	11,196,348	7,462,751	9,195,950	9,285,016	17,124,093	11,480,125	12,477,653	14,147,055	38,104,833	
	除却費用	14,437,388	15,624,640	16,389,778	15,483,935	13,763,910	17,841,460	19,447,031	21,840,206	59,128,697	

［原子力発電施設解体費］

（単位：千円）

項　目	至近実績			平成24年度（実績見込み）	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備　考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度						
解体費	－	－	－	－	－	－	－	－	
資産除去債務計上	13,995,197	12,225,777	6,665,632	2,640,676	5,294,189	5,796,359	6,416,235	17,506,783	原子力発電施設解体引当金に関する省令に係るものに限る。
資産除去債務取崩し（貸方）	－	－	－	－	－	－	－	－	
合　計	13,995,197	12,225,777	6,665,632	2,640,676	5,294,189	5,796,359	6,416,235	17,506,783	

［共有設備費等分担額，共有設備費等分担額(貸方)］

（単位：千円）

項　　目		至近実績			平成24年度（実績見込み）	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備　　考
		平成21年度	平成22年度	平成23年度						
共有設備費等分担額	水力発電設備	815,183	799,598	699,387	830,396	770,786	770,786	770,786	2,312,358	
	火力発電設備	173,861	179,761	66,561	8,320	140,061	140,061	140,061	420,183	
	送電設備	29,705	45,008	47,109	11,009	40,607	40,607	40,607	121,821	
	小　　計	1,018,750	1,024,368	813,058	849,725	951,454	951,454	951,454	2,854,362	
共有設備費等分担額(貸方)	水力発電設備	▲20,034	▲25,631	▲23,795	▲11,464	▲23,153	▲23,153	▲23,153	▲ 69,459	
	火力発電設備	▲19,537	▲19,537	▲18,451	▲18,970	▲19,175	▲19,175	▲19,175	▲ 57,525	
	送電設備	▲117,741	▲117,736	▲117,731	▲125,771	▲117,737	▲117,737	▲117,737	▲ 353,211	
	変電設備	▲168,785	▲117,539	▲117,539	▲119,964	▲134,622	▲134,622	▲134,622	▲ 403,866	
	小　　計	▲326,098	▲280,445	▲277,517	▲276,169	▲294,687	▲294,687	▲294,687	▲ 884,061	
合　　計		692,651	743,922	535,540	573,556	656,767	656,767	656,767	1,970,301	

（記載注意）

（何）の欄には，共有設備について種類別に整理すること。

［開発費，開発費償却］

（単位：千円）

項　　目	至近実績			平成24年度（実績見込み）	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備　　考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度						
開発費	－	－	－	－	－	－	－	－	
開発費償却	－	－	－	－	－	－	－	－	
合　　計	－	－	－	－	－	－	－	－	

［電力費振替勘定(貸方)］

（単位：千円）

項　　目	至近実績			平成24年度（実績見込み）	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備　　考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度						
建設工事用	▲452,554	▲159,126	▲31,073	▲240,233	▲640,770	▲459,420	▲181,350	▲1,281,540	
附帯事業用	▲107,033	▲111,684	▲118,520	▲209,209	▲150,150	▲150,150	▲150,150	▲450,450	
合　　計	▲559,588	▲270,811	▲149,593	▲449,442	▲790,920	▲609,570	▲331,500	▲1,731,990	

［株式交付費，社債発行費］

（単位：千円）

項　　目	至近実績			平成24年度（実績見込み）	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備　　考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度						
株式交付費	0	0	0	0	0	0	0	0	
社債発行費	512,454	613,584	0	627,172	760,000	760,000	760,000	2,280,000	
合　　計	512,454	613,584	0	627,172	760,000	760,000	760,000	2,280,000	

（4）第3条第2項第4号関係

［修繕費］

（単位：千円）

項目		至近実績				平成24年度（実績見込み）	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計		備考
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均修繕費率（%）						平均修繕費率（%）	
水力発電設備	平均帳簿原価	1,246,414,877	1,252,125,797	1,256,771,714	1.38%	1,255,555,713	1,263,596,741	1,274,238,915	1,286,708,421	3,824,544,077	1.32%	22年度以降の平均帳簿原価は，資産除去債務除き。
	修繕費	17,143,467	17,535,600	17,203,034		11,513,689	16,579,537	16,805,119	17,212,203	50,596,859		
火力発電設備	平均帳簿原価	2,430,677,735	2,498,539,193	2,549,409,763	1.77%	2,422,336,427	2,349,612,038	2,455,190,106	2,538,100,861	7,342,903,005	2.42%	
	修繕費	47,523,338	37,292,548	47,754,379		42,447,067	50,076,667	62,266,163	65,294,993	177,637,823		
原子力発電設備	平均帳簿原価	2,373,462,455	2,397,286,103	2,413,079,675	4.32%	2,463,613,473	2,459,063,392	2,456,548,226	2,506,575,039	7,422,186,657	2.60%	
	修繕費	107,231,372	109,400,917	93,415,767		49,436,622	64,049,126	66,687,812	62,328,780	193,065,718		
新エネルギー等発電設備	平均帳簿原価	－	1,168,231	3,117,015	0.03%	3,897,568	4,075,424	4,407,955	4,562,630	13,046,009	0.07%	
	修繕費	－	－	1,428		835	2,976	2,976	2,976	8,928		
送電設備	平均帳簿原価	3,360,678,761	3,396,900,274	3,427,866,230	0.46%	3,446,674,403	3,466,677,745	3,494,480,722	3,525,436,235	10,486,594,702	0.42%	
	修繕費	16,782,451（－）	15,118,137（－）	14,835,969（－）		10,303,136（－）	14,789,992（－）	14,665,214（－）	14,662,938（－）	44,118,144（－）		
変電設備	平均帳簿原価	1,604,530,262	1,619,897,726	1,635,446,801	0.78%	1,649,094,636	1,666,982,533	1,681,712,909	1,693,448,899	5,042,144,341	0.76%	
	修繕費	13,221,965	12,243,991	12,580,546		9,461,314	12,640,647	12,771,237	13,047,758	38,459,642		
配電設備	平均帳簿原価	2,375,915,237	2,399,077,699	2,420,537,911	3.38%	2,442,737,273	2,465,082,362	2,487,466,752	2,511,749,565	7,464,298,679	3.78%	
	修繕費	80,194,676（49,956,067）	80,295,336（48,499,492）	82,983,340（49,751,687）		72,806,687（47,649,748）	88,992,778（56,796,822）	96,499,009（64,185,537）	96,485,774（63,844,082）	281,977,561（184,826,441）		
業務設備	平均帳簿原価	479,164,176	474,963,833	474,955,613	0.82%	466,137,288	453,624,541	449,382,637	453,768,372	1,356,775,550	0.77%	
	修繕費	4,094,472（－）	3,951,734（－）	3,697,983（－）		3,385,977（－）	3,436,127（－）	3,383,383（－）	3,566,663（－）	10,386,173（－）		
合計	平均帳簿原価	13,870,843,507	14,039,958,861	14,181,184,728	1.98%	14,150,046,781	14,128,714,776	14,303,428,222	14,520,350,022	42,952,493,020	1.85%	
	修繕費	286,191,744	275,838,266	272,472,449		199,355,327	250,567,850	273,080,913	272,602,085	796,250,848		

（記載注意）

送電設備，配電設備及び業務設備の修繕費の（　）内には，取替修繕費を内数として記載すること。

（5）第3条第2項第5号関係

［水利使用料］

（単位：千円）

項　　目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備　　考
水利使用料	4,388,892	4,394,478	4,394,867	13,178,237	

（6）第3条第2項第6号関係

［減価償却費］

（単位：千円）

項　　目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備　　考
水力発電設備	普通償却費	18,835,625	18,407,623	18,681,659	55,924,907	
	特別償却費	−	−	−	−	
	試運転償却費	−	−	−	−	
火力発電設備	普通償却費	52,826,244	63,007,320	64,174,539	180,008,103	
	特別償却費	6,015,197	−	−	6,015,197	
	試運転償却費	8,119,345	5,218,668	862,027	14,200,040	
原子力発電設備	普通償却費	49,483,126	49,976,367	52,976,497	152,435,990	
	特別償却費	−	−	−	−	
	試運転償却費	−	−	−	−	
新エネルギー等発電設備	普通償却費	291,003	316,512	265,321	872,836	
	特別償却費	−	−	−	−	
	試運転償却費	−	−	−	−	
送電設備	普通償却費	75,595,724	73,677,190	72,051,199	221,324,113	
	特別償却費	−	−	−	−	
変電設備	普通償却費	35,432,524	34,607,395	34,041,402	104,081,321	
	特別償却費	−	−	−	−	
配電設備	普通償却費	34,810,588	33,797,752	32,960,574	101,568,914	
	特別償却費	−	−	−	−	
業務設備	普通償却費	16,569,092	17,590,053	18,815,952	52,975,097	
	特別償却費	−	−	−	−	
合　　計	普通償却費	283,843,926	291,380,212	293,967,143	869,191,281	
	特別償却費	6,015,197	−	−	6,015,197	
	試運転償却費	8,119,345	5,218,668	862,027	14,200,040	

（7）第3条第2項第7号関係

［固定資産税，雑税，電源開発促進税及び事業税］

（単位：千円）

項　　目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備　　考
固定資産税	51,961,282	52,545,068	52,599,477	157,105,827	
雑税	10,736,804	11,199,721	9,736,473	31,672,998	
電源開発促進税	55,563,000	55,825,875	56,267,625	167,656,500	
事業税	31,503,529	31,719,551	31,236,183	94,459,263	
合　　計	149,764,615	151,290,215	149,839,758	450,894,588	

（8）第3条第2項第8号関係

［地帯間購入電源費，地帯間購入送電費，他社購入電源費，他社購入送電費］

（単位：千円）

項　　目			平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備　　考
地帯間購入電力料	地帯間購入電源費	料金計	20,739,986	20,713,051	18,690,775	60,143,812	
	地帯間購入送電費	料金計	201,680	203,240	205,060	609,980	
	電力量（10^6kWh）		796	802	809	2,407	
他社購入電力料	他社購入電源費 （再エネ特措法交付金相当額を除く。）	料金計	325,530,103 (13,973,052)	307,185,939 (15,953,774)	286,964,302 (17,081,473)	919,680,344 (47,008,299)	
	他社購入送電費	料金計	132,228	127,486	127,486	387,200	
	電力量（10^6kWh）		30,968	30,274	28,753	89,995	

（記載注意）

他社購入電源費の（　）内には，新エネルギー等電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）に係る費用を内数として記載すること。

（9）第3条第2項第9号関係

［建設分担関連費振替額(貸方)，附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)］

（単位：千円）

項　　目		至近実績				平成24年度 （実績見込み）	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備　　考
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均振替率 (%)						
建設分担関連費振替額（貸方）	総工事資金	321,600,017	362,193,876	319,963,813	0.1013%	351,470,971	356,029,350	370,723,134	388,791,410	1,115,543,894	
	振替額	▲337,098	▲431,667	▲255,834		▲330,648	▲395,464	▲400,253	▲410,825	▲1,206,542	建設分担関連費振替額の算定に用いた振替率：0.1254%
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	附帯事業営業費用	46,215,832	49,130,871	72,973,214	0.9622%	73,059,843	66,611,790	79,428,549	85,856,957	231,897,296	
	振替額	▲400,492	▲507,879	▲719,650		▲586,696	▲633,942	▲755,918	▲817,095	▲2,206,955	

（10）第3条第2項第10号関係

［株式交付費償却，社債発行費償却］

（単位：千円）

項　　目	対象交付 (発行)費用	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備　　考
株式交付費償却	－	－	－	－	－	
社債発行費償却	－	－	－	－	－	
合　　計	－	－	－	－	－	

（11）第3条第2項第11号関係

［法人税等］

（単位：千円）

項　　目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備　　考
法人税等	法人税	18,782,807	18,782,807	16,446,913	54,012,527	法人税等調整額を含む（欠損金の繰越控除による繰延税金資産の取崩し相当）
	法人税割	3,486,102	3,486,102	3,357,814	10,330,018	
合　　計		22,268,909	22,268,909	19,804,727	64,342,545	

第２表

事業報酬明細表

（単位：千円）

項　　目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備　　考
電気事業報酬	特定固定資産	3,507,218,274	3,527,048,619	3,553,600,465	10,587,867,358	
	建設中の資産	152,980,461	141,283,999	145,615,322	439,879,782	
	核燃料資産	511,257,578	512,703,175	521,586,184	1,545,546,937	
	特定投資	114,644,587	114,629,531	114,614,475	343,888,593	
	運転資本　営業資本	261,313,058	259,776,940	251,571,013	772,661,011	
	運転資本　貯蔵品	127,809,902	128,601,288	123,310,426	379,721,616	
	運転資本　小　　計	389,122,960	388,378,228	374,881,439	1,152,382,627	
	繰延償却資産	－	－	－	－	
	合　　計	4,675,223,860	4,684,043,552	4,710,297,885	14,069,565,297	
	報酬率（％）	2.9	2.9	2.9	2.9	
	電気事業報酬額	135,581,492	135,837,263	136,598,639	408,017,394	

《項目別明細表》
（１）第４条第３項関係
［特定固定資産］

（単位：千円）

項目			平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備	期首残高	帳簿原価	1,257,994,296	1,268,481,248	1,279,375,634	3,805,851,178	
		工事費負担金等	27,696,730	27,793,072	27,886,603	83,376,405	
		減価償却累計額	911,566,916	925,556,597	937,797,341	2,774,920,854	
		差引帳簿価額	318,730,650	315,131,579	313,691,690	947,553,919	
	期中増減額	帳簿原価増加額	16,545,563	18,301,851	22,229,176	57,076,590	
		工事費負担金等増加額	104,346	104,346	104,346	313,038	
		減価償却累計額増加額	18,776,765	18,356,553	18,642,739	55,776,057	
		帳簿原価減少額	6,058,611	7,407,465	8,071,449	21,537,525	
		工事費負担金等減少額	8,004	10,815	11,784	30,603	
		減価償却累計額減少額	4,787,084	6,115,809	6,664,013	17,566,906	
	期末残高	帳簿原価	1,268,481,248	1,279,375,634	1,293,533,361	3,841,390,243	
		工事費負担金等	27,793,072	27,886,603	27,979,165	83,658,840	
		減価償却累計額	925,556,597	937,797,341	949,776,067	2,813,130,005	
		差引帳簿価額	315,131,579	313,691,690	315,778,129	944,601,398	
	平均帳簿価額		315,470,544	313,137,079	314,747,103	943,354,726	
火力発電設備	期首残高	帳簿原価	2,301,366,220	2,396,830,620	2,512,525,940	7,210,722,780	
		工事費負担金等	8,679,502	8,779,576	8,885,516	26,344,594	
		減価償却累計額	1,866,090,144	1,901,641,768	1,967,115,612	5,734,847,524	
		差引帳簿価額	426,596,574	486,409,276	536,524,812	1,449,530,662	
	期中増減額	帳簿原価増加額	130,049,160	122,567,436	56,772,227	309,388,823	
		工事費負担金等増加額	106,925	106,925	106,925	320,775	
		減価償却累計額増加額	69,239,921	71,735,713	66,284,417	207,260,051	
		帳簿原価減少額	34,584,760	6,872,116	6,623,619	48,080,495	
		工事費負担金等減少額	6,851	985	18,326	26,162	
		減価償却累計額減少額	33,688,297	6,261,869	6,052,879	46,003,045	
	期末残高	帳簿原価	2,396,830,620	2,512,525,940	2,562,674,548	7,472,031,108	
		工事費負担金等	8,779,576	8,885,516	8,974,115	26,639,207	
		減価償却累計額	1,901,641,768	1,967,115,612	2,027,347,150	5,896,104,530	
		差引帳簿価額	486,409,276	536,524,812	526,353,283	1,549,287,371	
	平均帳簿価額		454,796,681	520,008,531	546,167,963	1,520,973,175	

（単位：千円）

項目			平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
原子力発電設備	期首残高	帳簿原価	2,445,984,078	2,449,937,326	2,430,332,960	7,326,254,364	
		工事費負担金等	6,226,829	6,298,805	6,370,739	18,896,373	
		減価償却累計額	2,110,871,174	2,107,426,067	2,102,247,258	6,320,544,499	
		差引帳簿価額	328,886,075	336,212,454	321,714,963	986,813,492	
	期中増減額	帳簿原価増加額	58,196,368	36,072,681	179,287,792	273,556,841	
		工事費負担金等増加額	73,549	73,549	73,549	220,647	
		減価償却累計額増加額	47,653,739	47,270,844	49,862,690	144,787,273	
		帳簿原価減少額	54,243,120	55,677,047	68,040,573	177,960,740	
		工事費負担金等減少額	1,573	1,615	1,973	5,161	
		減価償却累計額減少額	51,098,846	52,449,653	64,096,512	167,645,011	
	期末残高	帳簿原価	2,449,937,326	2,430,332,960	2,541,580,179	7,421,850,465	
		工事費負担金等	6,298,805	6,370,739	6,442,315	19,111,859	
		減価償却累計額	2,107,426,067	2,102,247,258	2,088,013,436	6,297,686,761	
		差引帳簿価額	336,212,454	321,714,963	447,124,428	1,105,051,845	
	平均帳簿価額		324,786,259	324,367,169	354,831,758	1,003,985,186	
新エネルギー等発電設備	期首残高	帳簿原価	3,897,568	4,253,279	4,562,630	12,713,477	
		工事費負担金等	1,351,049	1,351,049	1,351,049	4,053,147	
		減価償却累計額	700,418	991,421	1,307,933	2,999,772	
		差引帳簿価額	1,846,101	1,910,809	1,903,648	5,660,558	
	期中増減額	帳簿原価増加額	355,711	309,351	－	665,062	
		工事費負担金等増加額	－	－	－	－	
		減価償却累計額増加額	291,003	316,512	265,321	872,836	
		帳簿原価減少額	－	－	－	－	
		工事費負担金等減少額	－	－	－	－	
		減価償却累計額減少額	－	－	－	－	
	期末残高	帳簿原価	4,253,279	4,562,630	4,562,630	13,378,539	
		工事費負担金等	1,351,049	1,351,049	1,351,049	4,053,147	
		減価償却累計額	991,421	1,307,933	1,573,254	3,872,608	
		差引帳簿価額	1,910,809	1,903,648	1,638,327	5,452,784	
	平均帳簿価額		1,854,882	2,037,846	1,770,987	5,663,715	
送電設備	期首残高	帳簿原価	3,449,908,834	3,480,615,560	3,505,249,394	10,435,773,788	
		工事費負担金等	241,937,975	244,313,666	246,418,316	732,669,957	
		減価償却累計額	2,192,799,483	2,257,569,960	2,318,480,703	6,768,850,146	
		差引帳簿価額	1,015,171,376	978,731,934	940,350,375	2,934,253,685	
	期中増減額	帳簿原価増加額	45,895,210	42,578,951	55,380,193	143,854,354	
		工事費負担金等増加額	3,869,068	3,869,068	3,869,068	11,607,204	
		減価償却累計額増加額	75,414,780	73,486,932	71,855,756	220,757,468	
		帳簿原価減少額	15,188,484	17,945,117	18,297,183	51,430,784	
		工事費負担金等減少額	1,493,377	1,764,418	1,799,034	5,056,829	
		減価償却累計額減少額	10,644,303	12,576,189	12,822,922	36,043,414	
	期末残高	帳簿原価	3,480,615,560	3,505,249,394	3,542,332,404	10,528,197,358	
		工事費負担金等	244,313,666	246,418,316	248,488,350	739,220,332	
		減価償却累計額	2,257,569,960	2,318,480,703	2,377,513,537	6,953,564,200	
		差引帳簿価額	978,731,934	940,350,375	916,330,517	2,835,412,826	
	平均帳簿価額		997,255,150	959,114,126	927,750,367	2,884,119,643	

（単位：千円）

項目			平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
変電設備	期首残高	帳簿原価	1,656,160,471	1,675,955,127	1,685,608,729	5,017,724,327	
		工事費負担金等	46,160,179	45,998,366	45,821,276	137,979,821	
		減価償却累計額	1,191,503,920	1,209,477,100	1,225,558,194	3,626,539,214	
		差引帳簿価額	418,496,372	420,479,661	414,229,259	1,253,205,292	
	期中増減額	帳簿原価増加額	40,394,032	31,513,938	43,435,706	115,343,676	
		工事費負担金等増加額	87,748	87,748	87,748	263,244	
		減価償却累計額増加額	35,239,184	34,404,010	33,842,724	103,485,918	
		帳簿原価減少額	20,599,376	21,860,336	29,581,641	72,041,353	
		工事費負担金等減少額	249,561	264,838	358,382	872,781	
		減価償却累計額減少額	17,266,004	18,322,916	24,794,766	60,383,686	
	期末残高	帳簿原価	1,675,955,127	1,685,608,729	1,699,462,794	5,061,026,650	
		工事費負担金等	45,998,366	45,821,276	45,550,642	137,370,284	
		減価償却累計額	1,209,477,100	1,225,558,194	1,234,606,152	3,669,641,446	
		差引帳簿価額	420,479,661	414,229,259	419,306,000	1,254,014,920	
	平均帳簿価額		418,322,154	416,527,349	415,510,076	1,250,359,579	
配電設備	期首残高	帳簿原価	2,449,482,116	2,472,041,670	2,495,427,149	7,416,950,935	
		工事費負担金等	46,557,568	47,744,411	48,927,941	143,229,920	
		減価償却累計額	1,501,983,077	1,529,759,951	1,556,441,760	4,588,184,788	
		差引帳簿価額	900,941,471	894,537,308	890,057,448	2,685,536,227	
	期中増減額	帳簿原価増加額	30,338,346	31,442,183	35,061,357	96,841,886	
		工事費負担金等増加額	1,279,582	1,279,582	1,279,582	3,838,746	
		減価償却累計額増加額	34,053,205	33,182,374	32,493,461	99,729,040	
		帳簿原価減少額	7,778,792	8,056,704	8,987,841	24,823,337	
		工事費負担金等減少額	92,739	96,052	107,153	295,944	
		減価償却累計額減少額	6,276,331	6,500,565	7,251,854	20,028,750	
	期末残高	帳簿原価	2,472,041,670	2,495,427,149	2,521,500,665	7,488,969,484	
		工事費負担金等	47,744,411	48,927,941	50,100,370	146,772,722	
		減価償却累計額	1,529,759,951	1,556,441,760	1,581,683,367	4,667,885,078	
		差引帳簿価額	894,537,308	890,057,448	889,716,928	2,674,311,684	
	平均帳簿価額		897,324,937	891,868,751	889,410,276	2,678,603,964	
業務設備	期首残高	帳簿原価	447,669,663	432,720,958	432,185,936	1,312,576,557	
		工事費負担金等	33,387,818	27,944,931	27,920,116	89,252,865	
		減価償却累計額	311,816,288	305,694,699	302,796,392	920,307,379	
		差引帳簿価額	102,465,557	99,081,328	101,469,428	303,016,313	
	期中増減額	帳簿原価増加額	19,052,169	18,799,481	20,592,068	58,443,718	
		工事費負担金等増加額	41,077	41,077	41,077	123,231	
		減価償却累計額増加額	14,077,144	14,159,231	14,683,746	42,920,121	
		帳簿原価減少額	34,000,874	19,334,503	17,803,221	71,138,598	
		工事費負担金等減少額	5,483,964	65,892	60,673	5,610,529	
		減価償却累計額減少額	20,198,733	17,057,538	15,706,591	52,962,862	
	期末残高	帳簿原価	432,720,958	432,185,936	434,974,783	1,299,881,677	
		工事費負担金等	27,944,931	27,920,116	27,900,520	83,765,567	
		減価償却累計額	305,694,699	302,796,392	301,773,547	910,264,638	
		差引帳簿価額	99,081,328	101,469,428	105,300,716	305,851,472	
	平均帳簿価額		97,407,667	99,987,768	103,411,935	300,807,370	
レートベース			3,507,218,274	3,527,048,619	3,553,600,465	10,587,867,358	

［建設中の資産］

（単位：千円）

項　　目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備　　考
水力発電設備	期首帳簿価額	23,200,580	24,521,997	32,402,254	80,124,831	
	期中増加額	17,866,980	26,182,108	25,617,754	69,666,842	
	期中減少額	16,545,563	18,301,851	22,229,176	57,076,590	
	期末帳簿価額	24,521,997	32,402,254	35,790,832	92,715,083	
	平均帳簿価額	25,020,876	29,233,490	34,248,139	88,502,505	
火力発電設備	期首帳簿価額	173,474,581	110,182,646	39,482,415	323,139,642	
	期中増加額	64,379,235	48,261,191	17,742,075	130,382,501	
	期中減少額	127,671,170	118,961,422	55,426,333	302,058,925	
	期末帳簿価額	110,182,646	39,482,415	1,798,157	151,463,218	
	平均帳簿価額	148,704,247	71,730,693	9,369,580	229,804,520	
原子力発電設備	期首帳簿価額	32,728,267	58,171,896	129,256,077	220,156,240	
	期中増加額	83,639,997	107,156,862	130,936,378	321,733,237	
	期中減少額	58,196,368	36,072,681	179,287,792	273,556,841	
	期末帳簿価額	58,171,896	129,256,077	80,904,663	268,332,636	
	平均帳簿価額	53,144,672	93,924,089	145,178,915	292,247,676	
新エネルギー等発電設備	期首帳簿価額	38,600	199,392	－	237,992	
	期中増加額	516,503	109,959	－	626,462	
	期中減少額	355,711	309,351	－	665,062	
	期末帳簿価額	199,392	－	－	199,392	
	平均帳簿価額	208,857	20,035	－	228,892	
送電設備	期首帳簿価額	44,293,839	43,862,881	53,120,001	141,276,721	
	期中増加額	45,464,252	51,836,071	54,480,367	151,780,690	
	期中減少額	45,895,210	42,578,951	55,380,193	143,854,354	
	期末帳簿価額	43,862,881	53,120,001	52,220,175	149,203,057	
	平均帳簿価額	43,190,049	48,214,471	53,579,220	144,983,740	
変電設備	期首帳簿価額	18,477,431	16,935,702	25,024,051	60,437,184	
	期中増加額	38,852,303	39,602,287	53,705,785	132,160,375	
	期中減少額	40,394,032	31,513,938	43,435,706	115,343,676	
	期末帳簿価額	16,935,702	25,024,051	35,294,130	77,253,883	
	平均帳簿価額	19,780,029	21,671,035	31,022,674	72,473,738	
配電設備	期首帳簿価額	12,482,624	12,482,624	12,482,624	37,447,872	
	期中増加額	30,338,346	31,442,183	35,061,357	96,841,886	
	期中減少額	30,338,346	31,442,183	35,061,357	96,841,886	
	期末帳簿価額	12,482,624	12,482,624	12,482,624	37,447,872	
	平均帳簿価額	12,482,624	12,482,624	12,482,624	37,447,872	
業務設備	期首帳簿価額	2,633,239	3,743,168	6,108,737	12,485,144	
	期中増加額	19,585,466	21,165,050	18,158,085	58,908,601	
	期中減少額	18,475,537	18,799,481	20,592,068	57,867,086	
	期末帳簿価額	3,743,168	6,108,737	3,674,754	13,526,659	
	平均帳簿価額	3,429,568	5,291,561	5,349,491	14,070,620	
レートベース		152,980,461	141,283,999	145,615,322	439,879,782	

［核燃料資産］

（単位：千円）

項　　目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備　　考
装荷以前の核燃料資産	期首帳簿価額	405,664,728	415,619,797	435,679,922	1,256,964,447	
	期中増加額	26,838,106	39,428,024	48,781,141	115,047,271	
	期中減少額	▲16,883,037	▲19,367,899	▲23,951,248	▲60,202,184	
	期末帳簿価額	415,619,797	435,679,922	460,509,815	1,311,809,534	
	平均帳簿価額	410,642,263	425,649,860	448,094,869	1,284,386,992	
再処理関係核燃料資産	期首帳簿価額	107,396,315	93,834,315	80,272,315	281,502,945	
	期中増加額	－	－	－	－	
	期中減少額	▲13,562,000	▲13,562,000	▲13,562,000	▲40,686,000	
	期末帳簿価額	93,834,315	80,272,315	66,710,315	240,816,945	
	平均帳簿価額	100,615,315	87,053,315	73,491,315	261,159,945	
レートベース		511,257,578	512,703,175	521,586,184	1,545,546,937	

［特定投資］

（単位：千円）

項　　目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備　　考
カナダオイルサンド	期首帳簿価額	8,407	8,407	8,407	25,221	
	期中増加額	－	－	－	－	
	期末帳簿価額	8,407	8,407	8,407	25,221	
	平均帳簿価額	8,407	8,407	8,407	25,221	
石炭資源開発	期首帳簿価額	738,249	723,193	708,137	2,169,579	
	期中増加額	▲15,056	▲15,056	▲15,056	▲45,168	
	期末帳簿価額	723,193	708,137	693,081	2,124,411	
	平均帳簿価額	730,721	715,665	700,609	2,146,995	
日本原燃	期首帳簿価額	99,870,490	99,870,490	99,870,490	299,611,470	
	期中増加額	－	－	－	－	
	期末帳簿価額	99,870,490	99,870,490	99,870,490	299,611,470	
	平均帳簿価額	99,870,490	99,870,490	99,870,490	299,611,470	
日本原子力研究開発機構	期首帳簿価額	2,256,638	2,256,638	2,256,638	6,769,914	
	期中増加額	－	－	－	－	
	期末帳簿価額	2,256,638	2,256,638	2,256,638	6,769,914	
	平均帳簿価額	2,256,638	2,256,638	2,256,638	6,769,914	
原子力損害賠償支援機構	期首帳簿価額	1,229,000	1,229,000	1,229,000	3,687,000	
	期中増加額	－	－	－	－	
	期末帳簿価額	1,229,000	1,229,000	1,229,000	3,687,000	
	平均帳簿価額	1,229,000	1,229,000	1,229,000	3,687,000	
原子燃料サイクル事業 （－アパック社（カザフスタン ウラン鉱山開発） －カンサイ・ソウジツ・エンリッチメント・インベスティング社（フランス ウラン濃縮工場））	期首帳簿価額	10,549,331	10,549,331	10,549,331	31,647,993	原子燃料サイクル事業については，弊社の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，投資額を纏めて表示している。
	期中増加額	－	－	－	－	
	期末帳簿価額	10,549,331	10,549,331	10,549,331	31,647,993	
	平均帳簿価額	10,549,331	10,549,331	10,549,331	31,647,993	
レートベース		114,644,587	114,629,531	114,614,475	343,888,593	

（記載注意）

（何）の欄には，長期投資について投資先ごとに整理すること。

［運転資本（営業資本）］

（単位：千円）

項　　目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備　　考
営業費項目	役員給与	751,649	751,649	751,649	2,254,947	
	給料手当	144,586,397	143,611,892	142,027,685	430,225,974	
	給料手当振替額(貸方)	▲2,794,206	▲2,776,457	▲2,747,819	▲8,318,482	
	退職給与金	12,532,324	13,818,180	15,676,599	42,027,103	
	厚生費	27,090,499	27,655,638	27,624,071	82,370,208	
	委託検針費	3,459,675	3,186,441	2,812,510	9,458,626	
	委託集金費	656,980	470,417	369,538	1,496,935	
	雑給	1,905,163	2,106,805	2,478,879	6,490,847	
	燃料費	922,884,900	928,280,644	884,970,713	2,736,136,257	
	使用済燃料再処理等発電費	29,731,392	17,919,502	19,296,966	66,947,860	
	使用済燃料再処理等既発電費	20,738,273	20,738,273	20,738,273	62,214,819	
	廃棄物処理費	20,541,280	20,428,165	22,534,510	63,503,955	
	特定放射性廃棄物処分費	10,143,652	3,918,497	3,855,011	17,917,160	
	消耗品費	10,920,917	10,759,933	10,523,077	32,203,927	
	修繕費	250,567,850	273,080,913	272,602,085	796,250,848	
	水利使用料	4,388,892	4,394,478	4,394,867	13,178,237	
	補償費	5,543,950	4,501,539	4,623,741	14,669,230	
	賃借料	67,656,644	67,680,083	67,634,880	202,971,607	
	託送料	14,330,242	13,940,746	13,391,367	41,662,355	
	事業者間精算費	788,895	788,895	791,054	2,368,844	
	委託費	136,126,584	124,432,593	118,698,517	379,257,694	
	損害保険料	2,011,790	2,122,694	2,122,325	6,256,809	
	原子力損害賠償支援機構一般負担金	31,524,200	31,524,200	31,524,200	94,572,600	
	普及開発関係費	8,931,319	8,845,744	8,845,884	26,622,947	
	養成費	1,962,367	1,878,765	1,887,245	5,728,377	
	研究費	10,856,689	11,227,542	11,658,225	33,742,456	
	諸費	25,349,417	30,516,133	30,356,640	86,222,190	
	電気料貸倒損	1,518,824	1,522,188	1,529,004	4,570,016	
	減価償却費	5,871,727	7,292,725	8,244,210	21,408,662	
	固定資産除却費	17,841,460	19,447,031	21,840,206	59,128,697	
	共有設備費等分担額	951,454	951,454	951,454	2,854,362	
	共有設備費等分担額(貸方)	▲294,687	▲294,687	▲294,687	▲884,061	
	地帯間購入電源費	20,739,986	20,713,051	18,690,775	60,143,812	
	地帯間購入送電費	201,680	203,240	205,060	609,980	
	他社購入電源費	325,530,103	307,185,939	286,964,302	919,680,344	
	他社購入送電費	132,228	127,486	127,486	387,200	
	建設分担関連費振替額(貸方)	▲395,464	▲400,253	▲410,825	▲1,206,542	
	附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	▲633,942	▲755,918	▲817,095	▲2,206,955	
	開発費	－	－	－	－	
	電力費振替勘定(貸方)	▲790,920	▲609,570	▲331,500	▲1,731,990	
	株式交付費	－	－	－	－	
	社債発行費	760,000	760,000	760,000	2,280,000	
	小　　計	2,134,620,183	2,121,946,590	2,056,901,082	6,313,467,855	
控除収益項目	遅収加算料金	－	－	－	－	
	地帯間販売電源料	627,710	627,710	627,710	1,883,130	
	地帯間販売送電料	10,250	10,250	10,250	30,750	
	他社販売電源料	12,258,679	11,547,432	11,608,591	35,414,702	
	他社販売送電料	265,016	167,600	212,400	645,016	
	託送収益	1,774,539	1,774,539	1,774,555	5,323,633	
	事業者間精算収益	726,404	736,850	746,549	2,209,803	
	電気事業雑収益	28,411,233	28,824,711	29,310,754	86,546,698	
	預金利息	41,888	41,981	42,169	126,038	
	小　　計	44,115,719	43,731,073	44,332,978	132,179,770	
合　　計		2,090,504,464	2,078,215,517	2,012,568,104	6,181,288,085	
レートベース		261,313,058	259,776,940	251,571,013	772,661,011	

（記載注意）

（何）の欄には，営業費項目及び控除収益項目についてそれぞれ期間原価等項目ごとに整理すること。

［運転資本（貯蔵品）］

（単位：千円）

項　　目			平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備　　考
火力燃料貯蔵品	石炭費	消費金額	44,285,902	45,521,232	52,381,502	142,188,636	
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
		計	5,535,738	5,690,154	6,547,688	17,773,580	
	燃料油費	消費金額	395,370,275	333,284,121	272,174,773	1,000,829,169	
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
		計	49,421,284	41,660,515	34,021,847	125,103,646	
	ガス費	消費金額	477,785,815	544,630,584	555,624,163	1,578,040,562	
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
		計	59,723,227	68,078,823	69,453,020	197,255,070	
	助燃費	消費金額	4,683,719	4,109,600	4,049,636	12,842,955	
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
		計	585,465	513,700	506,205	1,605,370	
	小　　計		115,265,714	115,943,192	110,528,760	341,737,666	
新エネルギー等貯蔵品	－	消費金額	－	－	－	－	
		平均月数	－	－	－	－	
		計	－	－	－	－	
	小　　計		－	－	－	－	
その他貯蔵品	配電平均帳簿原価		2,465,082,362	2,487,466,752	2,511,749,565	7,464,298,679	
	一般貯蔵品払出率		4.0710%	4.0710%	4.0710%	4.0710%	
	一般貯蔵品在庫率		12.50%	12.50%	12.50%	12.50%	
	小　　計		12,544,188	12,658,096	12,781,666	37,983,950	
合　　計			127,809,902	128,601,288	123,310,426	379,721,616	
レートベース			127,809,902	128,601,288	123,310,426	379,721,616	

（記載注意）

（何）の欄には，火力燃料貯蔵品及び新エネルギー等貯蔵品について燃料種別ごとに整理すること。

［繰延償却資産］

（単位：千円）

項　　目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備　　考
株式交付費	期首帳簿価額	－	－	－	－	
	増加額	－	－	－	－	
	償却額	－	－	－	－	
	期末帳簿価額	－	－	－	－	
	平均帳簿価額	－	－	－	－	
社債発行費	期首帳簿価額	－	－	－	－	
	増加額	－	－	－	－	
	償却額	－	－	－	－	
	期末帳簿価額	－	－	－	－	
	平均帳簿価額	－	－	－	－	
開発費	期首帳簿価額	－	－	－	－	
	増加額	－	－	－	－	
	償却額	－	－	－	－	
	期末帳簿価額	－	－	－	－	
	平均帳簿価額	－	－	－	－	
レートベース		－	－	－	－	

（２）第４条第４項関係

［報酬率］

（単位：％）

項　　目		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	適用率	備　　考
自己資本報酬率	すべての一般電気事業者を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する率	7.20	8.00	7.99	8.44	4.70	4.77	6.95	－	6.28	
	国債，地方債等公社債の利回りの実績率	1.55	1.43	1.85	1.69	1.55	1.41	1.18	－		
他人資本報酬率	すべての一般電気事業者の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利子率の実績率を加重平均して算定した率	－	－	－	－	－	－	－	1.49	1.49	
事業報酬率		－	－	－	－	－	－	－	－	2.9	

（記載注意）

報酬率の算定期間に応じて年度別の欄を設け記載すること。

第３表

控除収益明細表

（単位：千円）

項　　目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備　　考
遅収加算料金	－	－	－	－	
地帯間販売電源料	627,710	627,710	627,710	1,883,130	
地帯間販売送電料	10,250	10,250	10,250	30,750	
他社販売電源料	12,258,679	11,547,432	11,608,591	35,414,702	
他社販売送電料	265,016	167,600	212,400	645,016	
託送収益	1,774,539	1,774,539	1,774,555	5,323,633	
事業者間精算収益	726,404	736,850	746,549	2,209,803	
電気事業雑収益	28,411,233	28,824,711	29,310,754	86,546,698	
預金利息	41,888	41,981	42,169	126,038	
合　　計	44,115,719	43,731,073	44,332,978	132,179,770	

《項目別明細表》

（１）第５条第２項関係

［遅収加算料金］

（単位：千円）

項　　目	至近実績				平成24年度（実績見込み）	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備　　考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均遅収率（%）						
遅収加算料金	3,012,341	3,158,491	3,039,507	0.1334%	2,987,569	－	－	－	－	
電灯・電力料収入	2,226,483,419	2,344,459,883	2,331,531,558	－	2,320,739,454	－	－	－	－	

［地帯間販売電源料，地帯間販売送電料，他社販売電源料，他社販売送電料］

（単位：千円）

項　　目			平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備　　考
地帯間販売電力料	地帯間販売電源料	料金計	627,710	627,710	627,710	1,883,130	
	地帯間販売送電料	料金計	10,250	10,250	10,250	30,750	
	電力量（10^6kWh）		41	41	41	123	
他社販売電力料	他社販売電源料	料金計	12,258,679	11,547,432	11,608,591	35,414,702	
	他社販売送電料	料金計	265,016	167,600	212,400	645,016	
	電力量（10^6kWh）		1,098	1,009	1,011	3,118	

［託送収益］

（単位：千円）

項　　目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備　　考
その他託送収益	1,774,539	1,774,539	1,774,555	5,323,633	

［事業者間精算収益］

（単位：千円）

項　　目		至近実績				平成24年度（実績見込み）	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備　　考
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
事業者間精算収益	電力量（10^6kWh）	9,027	9,049	3,305	7,127	2,884	2,906	2,947	2,986	8,839	
	料金計	2,256,960	2,262,355	826,400	1,781,905	721,000	726,404	736,850	746,549	2,209,803	

［電気事業雑収益］

（単位：千円）

項　　目	至近実績				平成24年度（実績見込み）	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備　　考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
契約超過金	607,422	970,823	386,300	654,848	593,195	757,071	757,071	757,071	2,271,213	
違約金	700,992	173,392	137,795	337,393	90,626	390,060	390,060	390,060	1,170,180	
諸貸付料	1,289	1,289	1,289	1,289	1,282	1,290	1,290	1,290	3,870	
受託運転益	432,329	426,664	448,666	435,886	429,081	478,188	493,539	509,961	1,481,688	
器具販売益	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
受託工事益	44,543	37,165	38,513	40,074	8,328	40,074	40,074	40,074	120,222	
広告料	59,944	56,709	53,798	56,817	52,050	47,000	44,000	41,000	132,000	
供給雑収	1,584,142	1,692,548	1,650,516	1,642,402	1,673,053	2,102,806	2,103,888	2,106,079	6,312,773	
雑口	24,853,935	24,938,674	30,829,482	26,874,030	25,653,547	24,594,744	24,994,789	25,465,219	75,054,752	
合　　計	28,284,599	28,297,266	33,546,362	30,042,742	28,501,162	28,411,233	28,824,711	29,310,754	86,546,698	

［預金利息］

（単位：千円）

項　　目	至近実績				平成24年度（実績見込み）	適用金利（%）	平成25年度	適用金利（%）	平成26年度	適用金利（%）	平成27年度	適用金利（%）	原価算定期間計	備　　考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均残高率（%）										
普通預金利息	8,020	6,305	4,280	1.4716%	3,806	0.020%	7,898	0.020%	7,915	0.020%	7,951	0.020%	23,764	
定期預金利息	42,747	29,827	53,600	1.4902%	67,079	0.080%	33,990	0.085%	34,066	0.085%	34,218	0.085%	102,274	
合　　計	50,767	36,133	57,880	－	70,885	－	41,888	－	41,981	－	42,169	－	126,038	
電灯・電力料収入	2,226,483,419	2,344,459,883	2,331,531,558	－	2,320,739,454	－	2,667,805,212	－	2,673,748,943	－	2,685,770,253	－	8,027,324,408	

（記載注意）

（何）の欄には，預金について種類ごとに記載すること。

注　様式第１の注１から３までと同様とすること。

様式第３（第６条第３項関係）

８部門整理表（その１）

（単位：千円）

	水力発電費			火力発電費			原子力発電費			新エネルギー等発電費		
	計	固有	一般	計	固有	一般	計	固有	一般	計	固有	一般
役員給与	133,283	－	133,283	218,892	－	218,892	273,554	－	273,554	－	－	－
給料手当	25,192,029	18,664,225	6,527,804	42,764,143	34,096,275	8,667,868	54,236,097	42,874,084	11,362,013	－	－	－
給料手当振替額（貸方）	▲1,142,993	▲1,071,765	▲71,228	▲257,014	▲140,035	▲116,979	▲607,946	▲461,755	▲146,191	－	－	－
退職給与金	3,048,454	－	3,048,454	5,408,762	－	5,408,762	6,797,254	－	6,797,254	－	－	－
厚生費	4,755,325	3,467,224	1,288,101	7,965,309	5,849,848	2,115,461	11,230,433	8,586,695	2,643,738	－	－	－
委託検針費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
委託集金費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
雑給	594,844	416,316	178,528	532,984	239,786	293,198	1,038,187	671,771	366,416	－	－	－
燃料費	－	－	－	2,736,136,257	2,736,136,257	－	60,202,184	60,202,184	－	－	－	－
使用済燃料再処理等発電費	－	－	－	－	－	－	38,787,707	38,787,707	－	－	－	－
廃棄物処理費	－	－	－	31,933,555	31,933,555	－	31,570,400	31,570,400	－	－	－	－
特定放射性廃棄物処分費	－	－	－	－	－	－	17,917,160	17,917,160	－	－	－	－
消耗品費	1,085,541	696,334	389,207	7,849,581	7,210,382	639,199	9,609,659	8,810,838	798,821	－	－	－
修繕費	50,911,228	50,596,859	314,369	177,904,665	177,637,823	266,842	193,450,868	193,065,718	385,150	8,928	8,928	－
水利使用料	13,178,237	13,178,237	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
補償費	3,259,327	3,240,496	18,831	2,342,823	2,329,287	13,536	1,690	1,680	10	－	－	－
賃借料	8,435,540	4,351,658	4,083,882	6,872,540	2,501,438	4,371,102	9,675,092	6,026,107	3,648,985	145,879	129,735	16,144
託送料	573,828 (573,828)	573,828 (573,828)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
事業者間精算費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
委託費	21,476,062	18,749,685	2,726,377	41,269,496	37,243,871	4,025,625	119,680,645	114,480,641	5,200,004	33,211	33,089	122
損害保険料	45,504	44,934	570	621,640	613,855	7,785	5,564,738	5,495,044	69,694	－	－	－
原子力損害賠償支援機構一般負担金	－	－	－	－	－	－	94,572,600	94,572,600	－	－	－	－
普及開発関係費	505,304	－	505,304	1,852,723	－	1,852,723	5,144,757	－	5,144,757	10,543	－	10,543
養成費	201,785	－	201,785	407,154	－	407,154	2,587,861	－	2,587,861	－	－	－
研究費	1,101,170	－	1,101,170	3,960,473	－	3,960,473	19,008,134	－	19,008,134	466,659	－	466,659
諸費	2,880,782	1,143,212	1,737,570	6,602,319	3,748,690	2,853,629	19,252,409	5,979,167	13,273,242	6,833	6,833	－
電気料貸倒損	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
固定資産税	13,422,501	13,262,967	159,534	25,077,723	24,942,307	135,416	18,381,859	18,186,405	195,454	69,190	69,190	－
雑税	144,831	134,440	10,391	1,449,826	1,345,815	104,011	24,449,449	22,695,452	1,753,997	3,222	2,990	232
減価償却費	63,165,315 (6,035,014)	61,959,921 (6,035,014)	1,205,394 (－)	207,785,830 (6,359,915)	206,583,255 (6,359,915)	1,202,575 (－)	157,470,807 (3,558,022)	155,994,012 (3,558,022)	1,476,795 (－)	916,876 (44,040)	916,876 (44,040)	－ (－)
固定資産除却費	7,699,333	7,457,543	241,790	2,988,099	2,782,863	205,236	20,288,259	19,992,029	296,230	－	－	－
原子力発電施設解体費	－	－	－	－	－	－	17,506,783	17,506,783	－	－	－	－
共有設備費等分担額	2,312,358	2,312,358	－	420,183	420,183	－	－	－	－	－	－	－
共有設備費等分担額（貸方）	▲69,459	▲69,459	－	▲57,525	▲57,525	－	－	－	－	－	－	－
建設分担関連費振替額（貸方）	▲110,157	－	▲110,157	▲174,678	－	▲174,678	▲121,784	－	▲121,784	▲647	－	▲647
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	▲75,694	－	▲75,694	▲1,107,134	▲98,856	▲1,008,278	▲307,085	－	▲307,085	▲550	－	▲550
開発費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
開発費償却	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式交付費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式交付費償却	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
社債発行費	204,790	－	204,790	323,507	－	323,507	226,605	－	226,605	1,192	－	1,192
社債発行費償却	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人税等	2,390,840	－	2,390,840	31,847,244	－	31,847,244	9,699,510	－	9,699,510	17,372	－	17,372
電気事業報酬	31,190,047 (1,769,623)	－ (－)	31,190,047 (1,769,623)	73,960,842 (2,347,657)	－ (－)	73,960,842 (2,347,657)	93,070,116 (1,883,662)	－ (－)	93,070,116 (1,883,662)	183,001 (14,605)	－ (－)	183,001 (14,605)
合　計	256,509,955	199,109,013	57,400,942	3,416,900,219	3,275,319,074	141,581,145	1,040,658,002	862,954,722	177,703,280	1,861,709	1,167,641	694,068

（記載注意）　１　固有の欄には第６条第１項で９部門（一般管理費等を除く。）に整理された金額を，一般の欄には第６条第２項又は第５項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。
２　託送料，減価償却費及び電気事業報酬の（　）内には，電源線に係る費用を内数として記載すること。
３　その他は，様式第１の注１から３までと同様とすること。

様式第３（第６条第３項関係）

８部門整理表（その２）

（単位：千円）

	送電費			変電費			配電費			販売費			合　計
	計			計			計			計			
		固有	一般		固有	一般		固有	一般		固有	一般	
役員給与	196,555	－	196,555	227,878	－	227,878	463,743	－	463,743	741,042	－	741,042	2,254,947
給料手当	37,530,012	25,336,716	12,193,296	44,076,670	34,222,139	9,854,531	84,362,478	72,694,042	11,668,436	142,064,545	124,411,264	17,653,281	430,225,974
給料手当振替額（貸方）	▲1,300,368	▲1,195,327	▲105,041	▲3,208,538	▲3,086,757	▲121,781	▲1,363,899	▲1,116,069	▲247,830	▲437,724	▲41,701	▲396,023	▲8,318,482
退職給与金	4,283,021	－	4,283,021	5,543,292	－	5,543,292	11,307,246	－	11,307,246	19,881,413	－	19,881,413	56,269,442
厚生費	6,160,517	4,260,934	1,899,583	8,154,005	5,951,700	2,202,305	16,461,431	11,979,630	4,481,801	27,643,188	20,481,472	7,161,716	82,370,208
委託検針費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	9,458,626	9,458,626	－	9,458,626
委託集金費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,496,935	1,496,935	－	1,496,935
雑給	368,210	104,932	263,278	392,627	87,393	305,234	1,157,986	536,819	621,167	2,406,009	1,413,414	992,595	6,490,847
燃料費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,796,338,441
使用済燃料再処理等発電費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	38,787,707
廃棄物処理費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	63,503,955
特定放射性廃棄物処分費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	17,917,160
消耗品費	1,172,112	598,142	573,970	1,845,183	1,179,744	665,439	4,153,519	2,799,317	1,354,202	6,488,332	4,324,379	2,163,953	32,203,927
修繕費	44,717,187	44,118,144	599,043	38,813,405	38,459,642	353,763	285,351,063	281,977,561	3,373,502	5,093,504	－	5,093,504	796,250,848
水利使用料	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	13,178,237
補償費	7,765,822	7,720,954	44,868	77,749	77,300	449	1,131,356	1,124,819	6,537	90,463	89,940	523	14,669,230
賃借料	36,732,825	28,111,792	8,621,033	13,247,260	8,837,275	4,409,985	101,957,189	81,627,804	20,329,385	25,905,282	－	25,905,282	202,971,607
託送料	41,088,527	41,088,527	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	41,662,355 (573,828)
事業者間精算費	2,368,844	2,368,844	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,368,844
委託費	33,278,928	28,941,791	4,337,137	20,544,112	16,169,024	4,375,088	60,646,729	46,380,566	14,266,163	82,328,511	60,422,265	21,906,246	379,257,694
損害保険料	18,101	17,874	227	6,826	6,741	85	－	－	－	－	－	－	6,256,809
原子力損害賠償支援機構一般負担金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	94,572,600
普及開発関係費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	19,109,620	10,367,403	8,742,217	26,622,947
養成費	238,937	－	238,937	277,015	－	277,015	872,988	－	872,988	1,142,637	－	1,142,637	5,728,377
研究費	1,729,342	－	1,729,342	1,885,930	－	1,885,930	3,173,970	－	3,173,970	2,416,778	－	2,416,778	33,742,456
諸費	3,873,815	1,308,752	2,565,063	4,181,501	1,210,725	2,970,776	29,519,603	23,473,927	6,045,676	19,904,928	9,941,462	9,963,466	86,222,190
電気料貸倒損	－	－	－	－	－	－	－	－	－	4,683,812	4,683,812	－	4,683,812
固定資産税	34,156,697	33,852,697	304,000	21,455,232	21,275,706	179,526	41,957,797	40,245,828	1,711,969	2,584,828	－	2,584,828	157,105,827
雑税	611,802	567,912	43,890	1,785,245	1,657,172	128,073	91,308	84,757	6,551	3,137,315	2,912,245	225,070	31,672,998
減価償却費	207,649,944	205,353,012	2,296,932	105,409,788	104,053,341	1,356,447	114,502,155	101,567,024	12,935,131	32,505,803	－	32,505,803	889,406,518 (15,996,991)
固定資産除却費	26,667,868	26,207,127	460,741	20,572,218	20,300,128	272,090	15,100,192	12,505,535	2,594,657	3,917,561	－	3,917,561	97,233,530
原子力発電施設解体費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	17,506,783
共有設備費等分担額	121,821	121,821	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,854,362
共有設備費等分担額（貸方）	▲353,211	▲353,211	－	▲403,866	▲403,866	－	－	－	－	－	－	－	▲884,061
建設分担関連費振替額（貸方）	▲335,898	－	▲335,898	▲145,958	－	▲145,958	▲312,040	－	▲312,040	▲5,380	－	▲5,380	▲1,206,542
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	▲169,867	－	▲169,867	▲113,033	▲16,828	▲96,205	▲254,703	－	▲254,703	▲178,889	▲54,198	▲124,691	▲2,206,955
開発費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
開発費償却	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式交付費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式交付費償却	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
社債発行費	622,547	－	622,547	271,012	－	271,012	593,318	－	593,318	37,029	－	37,029	2,280,000
社債発行費償却	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人税等	5,365,396	－	5,365,396	3,038,705	－	3,038,705	8,045,006	－	8,045,006	3,938,472	－	3,938,472	64,342,545
電気事業報酬	81,093,828	－	81,093,828	38,084,966	－	38,084,966	84,231,283	－	84,231,283	6,203,311	－	6,203,311	408,017,394 (6,015,547)
合　計	575,653,314	448,531,433	127,121,881	326,019,224	249,980,579	76,038,645	863,149,718	675,881,560	187,268,158	422,557,951	249,907,318	172,650,633	6,903,310,092

（記載注意）　１　固有の欄には第６条第１項で９部門（一般管理費等を除く。）に整理された金額を，一般の欄には第６条第２項又は第５項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。
２　託送料，減価償却費及び電気事業報酬の（　）内には，電源線に係る費用を内数として記載すること。
３　その他は，様式第１の注１から３までと同様とすること。

様式第４（第６条第４項関係）

配電費・販売費整理表

（単位：千円）

	高圧配電費	低圧配電費	需要家費	給電費		一般販売費	合　　計
				ネットワーク給電費	非ネットワーク給電費		
役員給与	318,582	82,014	236,115	63,397	9,110	495,567	1,204,785
給料手当	57,955,380	14,919,628	44,647,040	12,153,677	1,746,486	95,004,812	226,427,023
給料手当振替額（貸方）	▲936,972	▲241,208	▲287,889	▲37,448	▲5,381	▲292,725	▲1,801,623
退職給与金	7,767,858	1,999,703	6,180,245	1,700,863	244,414	13,295,576	31,188,659
厚生費	11,308,683	2,911,228	8,693,772	2,364,885	339,835	18,486,216	44,104,619
委託検針費	－	－	9,458,626	－	－	－	9,458,626
委託集金費	－	－	1,496,935	－	－	－	1,496,935
雑給	795,514	204,791	719,272	205,835	29,579	1,609,004	3,563,995
燃料費	－	－	－	－	－	－	－
使用済燃料再処理等発電費	－	－	－	－	－	－	－
廃棄物処理費	－	－	－	－	－	－	－
特定放射性廃棄物処分費	－	－	－	－	－	－	－
消耗品費	2,853,387	734,556	3,244,035	422,945	60,777	3,326,151	10,641,851
修繕費	132,369,423	34,076,258	120,175,529	412,790	57,992	3,352,575	290,444,567
水利使用料	－	－	－	－	－	－	－
補償費	777,220	200,082	175,169	7,739	1,112	60,497	1,221,819
賃借料	70,042,604	18,031,278	20,770,371	3,436,447	756,950	14,824,821	127,862,471
託送料	－	－	－	－	－	－	－
事業者間精算費	－	－	－	－	－	－	－
委託費	33,577,834	8,644,043	68,533,430	3,348,559	466,796	28,404,578	142,975,240
損害保険料	－	－	－	－	－	－	－
原子力損害賠償支援機構一般負担金	－	－	－	－	－	－	－
普及開発関係費	－	－	－	－	－	19,109,620	19,109,620
養成費	599,726	154,389	385,578	97,753	14,047	764,132	2,015,625
研究費	1,602,951	412,653	1,198,490	1,162,643	167,072	1,046,939	5,590,748
諸費	8,162,405	2,101,272	27,545,299	1,255,733	180,449	10,179,373	49,424,531
電気料貸倒損	－	－	－	－	－	4,683,812	4,683,812
固定資産税	30,697,426	7,902,530	4,002,409	209,481	29,429	1,701,350	44,542,625
雑税	62,727	16,148	744,720	268,398	38,569	2,098,061	3,228,623
減価償却費	83,772,783	21,565,879	14,033,659	12,956,534	1,820,232	12,858,871	147,007,958
固定資産除却費	11,047,697	2,844,042	2,185,360	317,489	44,603	2,578,562	19,017,753
原子力発電施設解体費	－	－	－	－	－	－	－
共有設備費等分担額	－	－	－	－	－	－	－
共有設備費等分担額（貸方）	－	－	－	－	－	－	－
建設分担関連費振替額（貸方）	▲214,365	▲55,185	▲43,746	▲460	▲66	▲3,598	▲317,420
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	▲174,976	▲45,045	▲76,437	▲15,304	▲2,199	▲119,631	▲433,592
開発費	－	－	－	－	－	－	－
開発費償却	－	－	－	－	－	－	－
株式交付費	－	－	－	－	－	－	－
株式交付費償却	－	－	－	－	－	－	－
社債発行費	407,598	104,929	89,434	3,168	455	24,763	630,347
社債発行費償却	－	－	－	－	－	－	－
法人税等	5,885,937	1,515,235	1,563,121	336,938	48,418	2,633,829	11,983,478
電気事業報酬	61,625,819	15,864,519	7,926,835	1,600,601	225,176	3,191,644	90,434,594
合　　計	520,305,241	133,943,739	343,597,372	42,272,663	6,273,855	239,314,799	1,285,707,669

（記載注意）　様式第１の注１及び２と同様とすること。

様式第５（第８条第１項，第２項関係）
第１表

送電・高圧配電関連費明細表（その１）

（単位：千円）

	水力発電費のうちのアンシラリーサービス費			火力発電費のうちのアンシラリーサービス費			総送電費			受電用変電サービス費		
	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変
役員給与	6,734	6,734	－	13,042	13,042	－	196,555	196,555	－	145,049	145,049	－
給料手当	1,272,860	1,272,860	－	2,548,059	2,548,059	－	37,530,012	37,530,012	－	28,055,770	28,055,770	－
給料手当振替額（貸方）	▲57,751	▲57,751	－	▲15,314	▲15,314	－	▲1,300,368	▲1,300,368	－	▲2,042,305	▲2,042,305	－
退職給与金	154,027	154,027	－	322,276	322,276	－	4,283,021	4,283,021	－	3,528,427	3,528,427	－
厚生費	240,269	240,269	－	474,605	474,605	－	6,160,517	6,160,517	－	5,190,204	5,190,204	－
委託検針費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
委託集金費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
雑給	30,055	30,055	－	31,757	31,757	－	368,210	368,210	－	249,916	249,916	－
燃料費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
使用済燃料再処理等発電費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
廃棄物処理費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
特定放射性廃棄物処分費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
消耗品費	27,424	27,424	－	233,855	233,855	－	1,172,112	586,056	586,056	1,174,500	587,250	587,250
修繕費	2,572,355	2,572,355	－	10,600,272	10,600,272	－	44,717,187	44,717,187	－	28,934,578	28,934,578	－
水利使用料	665,847	665,847	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
補償費	164,682	164,682	－	139,595	139,595	－	7,765,822	7,765,822	－	10,073	10,073	－
賃借料	426,216	426,216	－	409,493	409,493	－	36,732,825	36,732,825	－	9,875,554	9,875,554	－
託送料	－	－	－	－	－	－	41,088,527	40,663,825	424,702	－	－	－
事業者間精算費	－	－	－	－	－	－	2,368,844	－	2,368,844	－	－	－
委託費	1,085,105	1,085,105	－	2,459,002	2,459,002	－	33,278,928	33,278,928	－	15,315,204	15,315,204	－
損害保険料	2,299	2,299	－	37,040	37,040	－	18,101	18,101	－	884	884	－
原子力損害賠償支援機構一般負担金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
普及開発関係費	25,531	25,531	－	110,393	110,393	－	－	－	－	－	－	－
養成費	10,195	10,195	－	24,260	24,260	－	238,937	238,937	－	176,326	176,326	－
研究費	55,638	55,638	－	235,981	235,981	－	1,729,342	1,729,342	－	945,646	945,646	－
諸費	145,555	145,555	－	393,393	393,393	－	3,873,815	3,873,815	－	2,661,617	2,661,617	－
電気料貸倒損	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
固定資産税	678,189	678,189	－	1,494,231	1,494,231	－	34,156,697	34,156,697	－	13,656,727	13,656,727	－
雑税	7,318	7,318	－	86,386	86,386	－	611,802	611,802	－	1,136,348	1,136,348	－
減価償却費	2,914,396	2,914,396	－	12,298,724	12,298,724	－	207,649,944	207,649,944	－	67,095,649	67,095,649	－
固定資産除却費	389,019	389,019	－	178,043	178,043	－	26,667,868	26,667,868	－	13,094,669	13,094,669	－
原子力発電施設解体費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
共有設備費等分担額	116,835	116,835	－	25,036	25,036	－	121,821	121,821	－	－	－	－
共有設備費等分担額（貸方）	▲3,509	▲3,509	－	▲3,428	▲3,428	－	▲353,211	▲353,211	－	▲257,070	▲257,070	－
地帯間購入送電費（電源線に係る費用を除く。）	－	－	－	－	－	－	609,980	－	609,980	－	－	－
他社購入送電費（電源線に係る費用を除く。）	－	－	－	－	－	－	359,138	354,396	4,742	－	－	－
建設分担関連費振替額（貸方）	▲5,566	▲5,566	－	▲10,408	▲10,408	－	▲335,898	▲335,898	－	▲92,905	▲92,905	－
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	▲3,825	▲3,825	－	▲65,967	▲65,967	－	▲169,867	▲169,867	－	▲71,948	▲71,948	－
開発費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
開発費償却	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式交付費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式交付費償却	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
社債発行費	10,347	10,347	－	19,276	19,276	－	622,547	622,547	－	172,505	172,505	－
社債発行費償却	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人税等	120,800	120,800	－	1,897,586	1,897,586	－	5,365,396	5,365,396	－	1,934,203	1,934,203	－
電気事業報酬	1,496,880	1,496,880	－	4,382,301	4,382,301	－	81,093,828	81,093,828	－	24,241,919	24,241,919	－
地帯間販売送電料（電源線に係る収益を除く。）	－	－	－	－	－	－	▲30,750	－	▲30,750	－	－	－
他社販売送電料（電源線に係る収益を除く。）	－	－	－	－	－	－	▲645,016	▲542,666	▲102,350	－	－	－
合　計	12,547,925	12,547,925	－	38,319,489	38,319,489	－	575,946,666	572,085,442	3,861,224	215,131,540	214,544,290	587,250

（記載注意）　様式第１の注１から３までと同様とすること。

様式第５（第８条第１項，第２項関係）
第１表

送電・高圧配電関連費明細表（その２）

（単位：千円）

	配電用変電サービス費			高圧配電費			ネットワーク給電費			計			需要家費	合　計
	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変		
役員給与	82,829	82,829	－	318,582	318,582	－	63,397	63,397	－	826,188	826,188	－	236,115	1,062,303
給料手当	16,020,900	16,020,900	－	57,955,380	57,955,380	－	12,153,677	12,153,677	－	155,536,658	155,536,658	－	44,647,040	200,183,698
給料手当振替額（貸方）	▲1,166,233	▲1,166,233	－	▲936,972	▲936,972	－	▲37,448	▲37,448	－	▲5,556,391	▲5,556,391	－	▲287,889	▲5,844,280
退職給与金	2,014,865	2,014,865	－	7,767,858	7,767,858	－	1,700,863	1,700,863	－	19,771,337	19,771,337	－	6,180,245	25,951,582
厚生費	2,963,801	2,963,801	－	11,308,683	11,308,683	－	2,364,885	2,364,885	－	28,702,964	28,702,964	－	8,693,772	37,396,736
委託検針費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	9,458,626	9,458,626
委託集金費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,496,935	1,496,935
雑給	142,711	142,711	－	795,514	795,514	－	205,835	205,835	－	1,823,998	1,823,998	－	719,272	2,543,270
燃料費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
使用済燃料再処理等発電費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
廃棄物処理費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
特定放射性廃棄物処分費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
消耗品費	670,683	335,342	335,341	2,853,387	1,426,694	1,426,693	422,945	211,473	211,472	6,554,906	3,408,094	3,146,812	3,244,035	9,798,941
修繕費	9,878,827	9,878,827	－	132,369,423	132,369,423	－	412,790	412,790	－	229,485,432	229,485,432	－	120,175,529	349,660,961
水利使用料	－	－	－	－	－	－	－	－	－	665,847	665,847	－	－	665,847
補償費	67,676	67,676	－	777,220	777,220	－	7,739	7,739	－	8,932,807	8,932,807	－	175,169	9,107,976
賃借料	3,371,706	3,371,706	－	70,042,604	70,042,604	－	3,436,447	3,436,447	－	124,294,845	124,294,845	－	20,770,371	145,065,216
託送料	－	－	－	－	－	－	－	－	－	41,088,527	40,663,825	424,702	－	41,088,527
事業者間精算費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,368,844	－	2,368,844	－	2,368,844
委託費	5,228,908	5,228,908	－	33,577,834	33,577,834	－	3,348,559	3,348,559	－	94,293,540	94,293,540	－	68,533,430	162,826,970
損害保険料	5,942	5,942	－	－	－	－	－	－	－	64,266	64,266	－	－	64,266
原子力損害賠償支援機構一般負担金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
普及開発関係費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	135,924	135,924	－	－	135,924
養成費	100,689	100,689	－	599,726	599,726	－	97,753	97,753	－	1,247,886	1,247,886	－	385,578	1,633,464
研究費	940,284	940,284	－	1,602,951	1,602,951	－	1,162,643	1,162,643	－	6,672,485	6,672,485	－	1,198,490	7,870,975
諸費	1,519,884	1,519,884	－	8,162,405	8,162,405	－	1,255,733	1,255,733	－	18,012,402	18,012,402	－	27,545,299	45,557,701
電気料貸倒損	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
固定資産税	7,798,505	7,798,505	－	30,697,426	30,697,426	－	209,481	209,481	－	88,691,256	88,691,256	－	4,002,409	92,693,665
雑税	648,897	648,897	－	62,727	62,727	－	268,398	268,398	－	2,821,876	2,821,876	－	744,720	3,566,596
減価償却費	38,314,139	38,314,139	－	83,772,783	83,772,783	－	12,956,534	12,956,534	－	425,002,169	425,002,169	－	14,033,659	439,035,828
固定資産除却費	7,477,549	7,477,549	－	11,047,697	11,047,697	－	317,489	317,489	－	59,172,334	59,172,334	－	2,185,360	61,357,694
原子力発電施設解体費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
共有設備費等分担額	－	－	－	－	－	－	－	－	－	263,692	263,692	－	－	263,692
共有設備費等分担額（貸方）	▲146,796	▲146,796	－	－	－	－	－	－	－	▲764,014	▲764,014	－	－	▲764,014
地帯間購入送電費（電源線に係る費用を除く。）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	609,980	－	609,980	－	609,980
他社購入送電費（電源線に係る費用を除く。）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	359,138	354,396	4,742	－	359,138
建設分担関連費振替額（貸方）	▲53,053	▲53,053	－	▲214,365	▲214,365	－	▲460	▲460	－	▲712,655	▲712,655	－	▲43,746	▲756,401
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	▲41,085	▲41,085	－	▲174,976	▲174,976	－	▲15,304	▲15,304	－	▲542,972	▲542,972	－	▲76,437	▲619,409
開発費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
開発費償却	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式交付費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式交付費償却	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
社債発行費	98,507	98,507	－	407,598	407,598	－	3,168	3,168	－	1,333,948	1,333,948	－	89,434	1,423,382
社債発行費償却	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人税等	1,104,502	1,104,502	－	5,885,937	5,885,937	－	336,938	336,938	－	16,645,362	16,645,362	－	1,563,121	18,208,483
電気事業報酬	13,843,047	13,843,047	－	61,625,819	61,625,819	－	1,600,601	1,600,601	－	188,284,395	188,284,395	－	7,926,835	196,211,230
地帯間販売送電料（電源線に係る収益を除く。）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	▲30,750	－	▲30,750	－	▲30,750
他社販売送電料（電源線に係る収益を除く。）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	▲645,016	▲542,666	▲102,350	－	▲645,016
合　計	110,887,684	110,552,343	335,341	520,305,241	518,878,548	1,426,693	42,272,663	42,061,191	211,472	1,515,411,208	1,508,989,228	6,421,980	343,597,372	1,859,008,580

（記載注意）　様式第１の注１から３までと同様とすること。

第２表

送電・高圧配電非関連費明細表（その１）

（単位：千円）

	水力発電費のうちの総非ｱﾝｼﾗﾘｰｻｰﾋﾞｽ費			火力発電費のうちの総非ｱﾝｼﾗﾘｰｻｰﾋﾞｽ費			総原子力発電費			総新エネルギー等発電費		
	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変
役員給与	126,549	126,549	－	205,850	190,952	14,898	273,554	273,554	－	－	－	－
給料手当	23,919,169	23,919,169	－	40,216,084	37,305,445	2,910,639	54,236,097	54,236,097	－	－	－	－
給料手当振替額（貸方）	▲1,085,242	▲1,085,242	－	▲241,700	▲224,207	▲17,493	▲607,946	▲607,946	－	－	－	－
退職給与金	2,894,427	2,894,427	－	5,086,486	4,718,352	368,134	6,797,254	6,797,254	－	－	－	－
厚生費	4,515,056	4,515,056	－	7,490,704	6,948,564	542,140	11,230,433	11,230,433	－	－	－	－
委託検針費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
委託集金費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
雑給	564,789	564,789	－	501,227	464,951	36,276	1,038,187	1,038,187	－	－	－	－
燃料費	－	－	－	2,736,136,257	－	2,736,136,257	60,202,184	－	60,202,184	－	－	－
使用済燃料再処理等発電費	－	－	－	－	－	－	38,787,707	－	38,787,707	－	－	－
廃棄物処理費	－	－	－	31,933,555	－	31,933,555	31,570,400	－	31,570,400	－	－	－
特定放射性廃棄物処分費	－	－	－	－	－	－	17,917,160	7,378,484	10,538,676	－	－	－
消耗品費	1,058,117	515,347	542,770	7,615,726	3,423,805	4,191,921	9,609,659	4,804,830	4,804,829	－	－	－
修繕費	48,338,873	48,338,873	－	167,304,393	155,195,738	12,108,655	193,450,868	193,450,868	－	8,928	8,928	－
水利使用料	12,512,390	12,512,390	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
補償費	3,094,645	3,094,645	－	2,203,228	2,043,769	159,459	1,690	1,690	－	－	－	－
賃借料	8,009,324	8,009,324	－	6,463,047	5,995,284	467,763	9,675,092	9,675,092	－	145,879	145,879	－
託送料	573,828 (573,828)	573,828 (573,828)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
事業者間精算費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
委託費	20,390,957	20,390,957	－	38,810,494	36,001,584	2,808,910	119,680,645	119,680,645	－	33,211	33,211	－
損害保険料	43,205	43,205	－	584,600	542,290	42,310	5,564,738	5,564,738	－	－	－	－
原子力損害賠償支援機構一般負担金	－	－	－	－	－	－	94,572,600	94,572,600	－	－	－	－
普及開発関係費	479,773	479,773	－	1,742,330	1,616,229	126,101	5,144,757	5,144,757	－	10,543	10,543	－
養成費	191,590	191,590	－	382,894	355,182	27,712	2,587,861	2,587,861	－	－	－	－
研究費	1,045,532	1,045,532	－	3,724,492	3,454,932	269,560	19,008,134	19,008,134	－	466,659	466,659	－
諸費	2,735,227	2,735,227	－	6,208,926	5,759,555	449,371	19,252,409	19,252,409	－	6,833	6,833	－
電気料貸倒損	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
固定資産税	12,744,312	12,744,312	－	23,583,492	21,876,637	1,706,855	18,381,859	18,381,859	－	69,190	69,190	－
雑税	137,513	137,513	－	1,363,440	1,264,761	98,679	24,449,449	24,449,449	－	3,222	3,222	－
減価償却費	60,250,919 (6,007,199)	60,250,919 (6,007,199)	－ (－)	195,487,106 (6,052,262)	181,789,744 (6,052,262)	13,697,362 (－)	157,470,807 (3,558,022)	157,470,807 (3,558,022)	－ (－)	916,876 (44,040)	916,876 (44,040)	－ (－)
固定資産除却費	7,310,314	7,310,314	－	2,810,056	2,606,678	203,378	20,288,259	20,288,259	－	－	－	－
原子力発電施設解体費	－	－	－	－	－	－	17,506,783	－	17,506,783	－	－	－
共有設備費等分担額	2,195,523	2,195,523	－	395,147	366,548	28,599	－	－	－	－	－	－
共有設備費等分担額（貸方）	▲65,950	▲65,950	－	▲54,097	▲50,182	▲3,915	－	－	－	－	－	－
地帯間購入電源費 （過去の使用済燃料に係る費用を除く。）	4,680,267	2,063,946	2,616,321	13,973,476	306,815	13,666,661	37,772,594	32,254,693	5,517,901	3,639,408	57	3,639,351
地帯間購入送電費 （電源線に係る費用に限る。）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
他社購入電源費 （過去の使用済燃料に係る費用及び再エネ特措法交付金相当額を除く。）	35,601,516	28,109,666	7,491,850	729,457,088	295,883,701	433,573,387	104,617,554	104,616,677	877	47,008,299	－	47,008,299
他社購入送電費 （電源線に係る費用に限る。）	28,062	28,062	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建設分担関連費振替額（貸方）	▲104,591	▲104,591	－	▲164,270	▲152,381	▲11,889	▲121,784	▲121,784	－	▲647	▲647	－
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	▲71,869	▲71,869	－	▲1,041,167	▲965,813	▲75,354	▲307,085	▲307,085	－	▲550	▲550	－
開発費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
開発費償却	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式交付費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式交付費償却	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
社債発行費	194,443	194,443	－	304,231	282,212	22,019	226,605	226,605	－	1,192	1,192	－
社債発行費償却	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人税等	2,270,040	2,270,040	－	29,949,658	27,782,052	2,167,606	9,699,510	9,699,510	－	17,372	17,372	－
電気事業報酬	29,693,167 (1,759,248)	29,693,167 (1,759,248)	－ (－)	69,578,541 (2,230,966)	64,705,949 (2,230,966)	4,872,592 (－)	93,070,116 (1,883,662)	93,070,116 (1,883,662)	－ (－)	183,001 (14,605)	183,001 (14,605)	－ (－)
地帯間販売電源料 （過去の使用済燃料に係る収益を除く。）	▲238,029	－	▲238,029	▲1,159,830	－	▲1,159,830	▲485,133	－	▲485,133	▲138	－	▲138
地帯間販売送電料 （電源線に係る収益に限る。）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
他社販売電源料 （過去の使用済燃料に係る収益を除く。）	▲4,476,454	▲1,438,948	▲3,037,506	▲21,812,057	▲7,011,450	▲14,800,607	▲9,123,571	▲2,932,756	▲6,190,815	▲2,620	▲842	▲1,778
他社販売送電料 （電源線に係る収益に限る。）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合　計	279,557,392	272,181,986	7,375,406	4,099,039,407	852,477,696	3,246,561,711	1,173,439,446	1,011,186,037	162,253,409	52,506,658	1,860,924	50,645,734

（記載注意）
1　託送料，減価償却費及び電気事業報酬の（　）内には，電源線に係る費用を内数として記載すること。
2　その他は，様式第１の注１から３までと同様とすること。

第２表

送電・高圧配電非関連費明細表（その２）

（単位：千円）

	低圧配電費			非ネットワーク給電費			合　計		
	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変
役員給与	82,014	82,014	－	9,110	9,110	－	697,077	682,179	14,898
給料手当	14,919,628	14,919,628	－	1,746,486	1,746,486	－	135,037,464	132,126,825	2,910,639
給料手当振替額（貸方）	▲241,208	▲241,208	－	▲5,381	▲5,381	－	▲2,181,477	▲2,163,984	▲17,493
退職給与金	1,999,703	1,999,703	－	244,414	244,414	－	17,022,284	16,654,150	368,134
厚生費	2,911,228	2,911,228	－	339,835	339,835	－	26,487,256	25,945,116	542,140
委託検針費	－	－	－	－	－	－	－	－	－
委託集金費	－	－	－	－	－	－	－	－	－
雑給	204,791	204,791	－	29,579	29,579	－	2,338,573	2,302,297	36,276
燃料費	－	－	－	－	－	－	2,796,338,441	－	2,796,338,441
使用済燃料再処理等発電費	－	－	－	－	－	－	38,787,707	－	38,787,707
廃棄物処理費	－	－	－	－	－	－	63,503,955	－	63,503,955
特定放射性廃棄物処分費	－	－	－	－	－	－	17,917,160	7,378,484	10,538,676
消耗品費	734,556	367,278	367,278	60,777	30,389	30,388	19,078,835	9,141,649	9,937,186
修繕費	34,076,258	34,076,258	－	57,992	57,992	－	443,237,312	431,128,657	12,108,655
水利使用料	－	－	－	－	－	－	12,512,390	12,512,390	－
補償費	200,082	200,082	－	1,112	1,112	－	5,500,757	5,341,298	159,459
賃借料	18,031,278	18,031,278	－	756,950	756,950	－	43,081,570	42,613,807	467,763
託送料	－	－	－	－	－	－	573,828 (573,828)	573,828 (573,828)	－ (－)
事業者間精算費	－	－	－	－	－	－	－	－	－
委託費	8,644,043	8,644,043	－	466,796	466,796	－	188,026,146	185,217,236	2,808,910
損害保険料	－	－	－	－	－	－	6,192,543	6,150,233	42,310
原子力損害賠償支援機構一般負担金	－	－	－	－	－	－	94,572,600	94,572,600	－
普及開発関係費	－	－	－	－	－	－	7,377,403	7,251,302	126,101
養成費	154,389	154,389	－	14,047	14,047	－	3,330,781	3,303,069	27,712
研究費	412,653	412,653	－	167,072	167,072	－	24,824,542	24,554,982	269,560
諸費	2,101,272	2,101,272	－	180,449	180,449	－	30,485,116	30,035,745	449,371
電気料貸倒損	－	－	－	－	－	－	－	－	－
固定資産税	7,902,530	7,902,530	－	29,429	29,429	－	62,710,812	61,003,957	1,706,855
雑税	16,148	16,148	－	38,569	38,569	－	26,008,341	25,909,662	98,679
減価償却費	21,565,879	21,565,879	－	1,820,232	1,820,232	－	437,511,819 (15,661,523)	423,814,457 (15,661,523)	13,697,362 (－)
固定資産除却費	2,844,042	2,844,042	－	44,603	44,603	－	33,297,274	33,093,896	203,378
原子力発電施設解体費	－	－	－	－	－	－	17,506,783	－	17,506,783
共有設備費等分担額	－	－	－	－	－	－	2,590,670	2,562,071	28,599
共有設備費等分担額（貸方）	－	－	－	－	－	－	▲120,047	▲116,132	▲3,915
地帯間購入電源費 （過去の使用済燃料に係る費用を除く。）	－	－	－	－	－	－	60,065,745	34,625,511	25,440,234
地帯間購入送電費 （電源線に係る費用に限る。）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
他社購入電源費 （過去の使用済燃料に係る費用及び再エネ特措法交付金相当額を除く。）	－	－	－	－	－	－	916,684,457	428,610,044	488,074,413
他社購入送電費 （電源線に係る費用に限る。）	－	－	－	－	－	－	28,062	28,062	－
建設分担関連費振替額（貸方）	▲55,185	▲55,185	－	▲66	▲66	－	▲446,543	▲434,654	▲11,889
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	▲45,045	▲45,045	－	▲2,199	▲2,199	－	▲1,467,915	▲1,392,561	▲75,354
開発費	－	－	－	－	－	－	－	－	－
開発費償却	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式交付費	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式交付費償却	－	－	－	－	－	－	－	－	－
社債発行費	104,929	104,929	－	455	455	－	831,855	809,836	22,019
社債発行費償却	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人税等	1,515,235	1,515,235	－	48,418	48,418	－	43,500,233	41,332,627	2,167,606
電気事業報酬	15,864,519	15,864,519	－	225,176	225,176	－	208,614,520 (5,888,481)	203,741,928 (5,888,481)	4,872,592 (－)
地帯間販売電源料 （過去の使用済燃料に係る収益を除く。）	－	－	－	－	－	－	▲1,883,130	－	▲1,883,130
地帯間販売送電料 （電源線に係る収益に限る。）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
他社販売電源料 （過去の使用済燃料に係る収益を除く。）	－	－	－	－	－	－	▲35,414,702	▲11,383,996	▲24,030,706
他社販売送電料 （電源線に係る収益に限る。）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合　計	133,943,739	133,576,461	367,278	6,273,855	6,243,467	30,388	5,744,760,497	2,277,526,571	3,467,233,926

（記載注意）

1　託送料，減価償却費及び電気事業報酬の（　）内には，電源線に係る費用を内数として記載すること。

2　その他は，様式第１の注１から３までと同様とすること。

様式第６（第９条第３項関係）

送電・高圧配電関連需要明細表

	最大電力（10^3kW）	延契約電力（10^3kW）	尖頭時責任電力（10^3kW）		発受電量（10^6kWh）	口数（口）	販売電力量（10^6kWh）
			夏期	冬期			
特別高圧需要	6,888	－	6,821	4,918	48,920	24,995	47,499
高圧需要	11,133	207,639	11,074	6,360	49,610	1,478,057	47,357
低圧需要	13,590	607,658	9,977	13,207	58,408	163,775,676	53,743
合計	31,611	815,297	27,872	24,485	156,938	165,278,728	148,599

（注）上記はいずれも原価算定期間における各年度の平均値。なお，販売電力量について，原価算定期間の合計値は，特別高圧需要142,497百万kWh，高圧需要142,072百万kWh，低圧需要161,227百万kWh。

様式第６の２（第９条の２第３項関係）

送電・高圧配電非関連需要明細表

	最大電力（10^3kW）	尖頭時責任電力（10^3kW）		発受電量（10^6kWh）
		夏期	冬期	
特別高圧・高圧需要	17,095	17,005	10,668	94,426
低圧需要	13,590	9,977	13,207	58,408
合計	30,685	26,982	23,875	152,834

様式第６の４（第14条の３関係）

第１表

追加事業報酬総括表

（単位：千円）

項目	金額	備考
連系設備特別報酬額 (1)	－	送配電部門電気事業報酬額 206,196,568
還元額 (2)	－	
内部留保相当額控除額 (3)	－	
追加事業報酬額 (4)＝(1)－(2)－(3)	－	

原価算定期間を，平成25年４月から平成28年３月までの３年として算定した。

（記載注意）

送配電部門電気事業報酬額を，備考欄に記載すること。

第２表

連系設備特別報酬対象額明細表

（単位：千円）

	連系設備			関連周辺設備		合計
	名称	区間又は所在地	金額	名称	金額	
特定固定資産	－	－	－	－	－	－
				－	－	－
	－	－	－	－	－	－
				－	－	－
	－	－	－	－	－	－
				－	－	－
建設中の資産	－	－	－	－	－	－
				－	－	－
	－	－	－	－	－	－
				－	－	－
	－	－	－	－	－	－
				－	－	－
連系設備特別報酬対象額						－

（記載注意）

建設中の資産の欄には，第14条の３第３項（沖縄電力にあっては，第19条の13第３項）の建設中のものについて記載すること。

様式第７（第17条，第18条関係）

第１表

送電・高圧配電関連費及び送電・高圧配電非関連費計算表

（単位：千円）

	固定費			可変費			需要家費			合　計		
	固有	追加	計	固有	追加	計	固有	追加	計	固有	追加	計
送電・高圧配電関連費	795,764,652	582,049	796,346,701	2,687,082	83,919,817	86,606,899	329,921,321	290,669	330,211,990	1,128,373,055	84,792,535	1,213,165,590
送電・高圧配電非関連費	1,060,517,578	45,157,410	1,105,674,988	1,323,569,236	54,692,730	1,378,261,966	－	－	－	2,384,086,814	99,850,140	2,483,936,954

（記載注意）固有の欄には第10条第１項第１号又は第２号で整理された固有固定費，固有可変費及び固有需要家費を，追加の欄には第16条で整理された総追加固定費，総追加可変費及び総追加需要家費を，記載すること。

第２表

原価等集計表

（単位：千円）

	固定費			可変費			需要家費			合　計		
	固有	追加	計	固有	追加	計	固有	追加	計	固有	追加	計
低圧需要	1,856,282,230	45,739,459	1,902,021,689	1,326,256,318	138,612,547	1,464,868,865	329,921,321	290,669	330,211,990	3,512,459,869	184,642,675	3,697,102,544

（記載注意）第１表で整理された金額の合計額を記載すること。

注　様式第１の注１及び２と同様とすること。

様式第８（第19条第６項関係）

第１表

低圧需要原価等と料金収入の比較表

（単位：千円）

	固定費	可変費	需要家費	合　　計	販売電力量（10^6kWh）	単価（円/kWh）	想定料金収　　入
低　圧　需　要	1,902,021,689	1,464,868,865	330,211,990	3,697,102,544	161,227	22.93	3,697,092,116

（記載注意）
　様式第１の注１及び２と同様とすること。